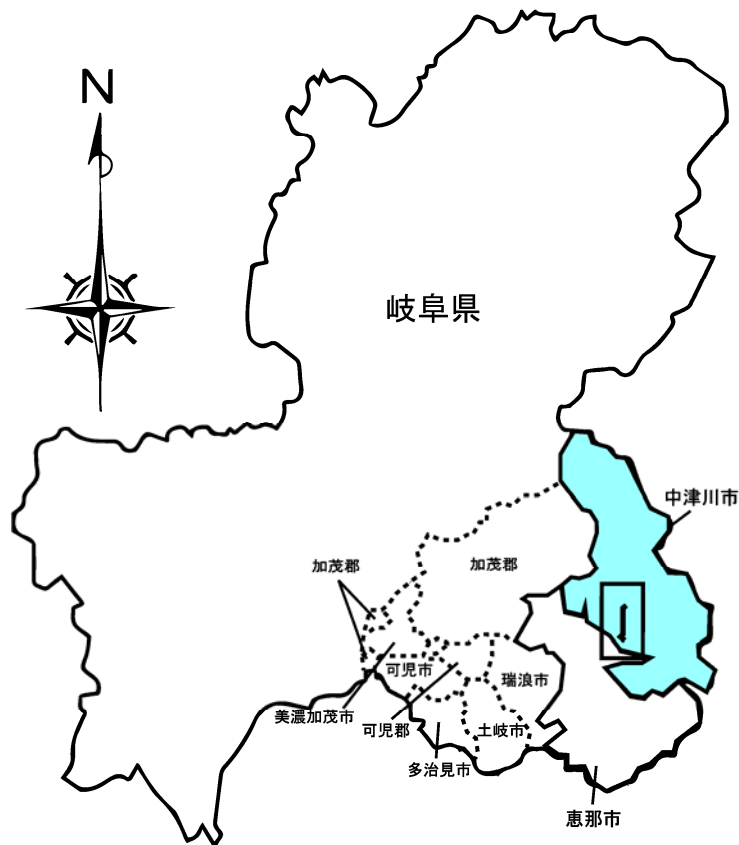


第4章 対象道路事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）

“対象道路事業実施区域及びその周辺”の概況（以下「地域特性」といいます。）について、既存の文献及び資料を基にとりまとめます。

地域特性をとりまとめる範囲は、図 4-1 に示す範囲とします。

なお、統計資料等により市町村単位で地域特性を把握する事項については、対象道路事業実施区域の存在する市（中津川市とし、以下「調査対象地域」といいます。）を対象とします。



凡 例	
—	対象道路事業実施区域
□	対象道路事業実施区域及びその周辺 環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象道路事業実施区域から概ね片側 3km を含む範囲（道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年版）における”地域特性の把握を行う範囲”） ※上記の範囲から、対象道路事業実施区域を除外した区域を”対象道路事業実施区域周辺”と定義する
○	調査対象地域 対象道路事業実施区域が通過する市町村（中津川市）であり、統計資料等により市町村単位で地域特性を把握する事項について対象とする

図 4-1 対象道路事業実施区域及びその周辺、調査対象地域の概要

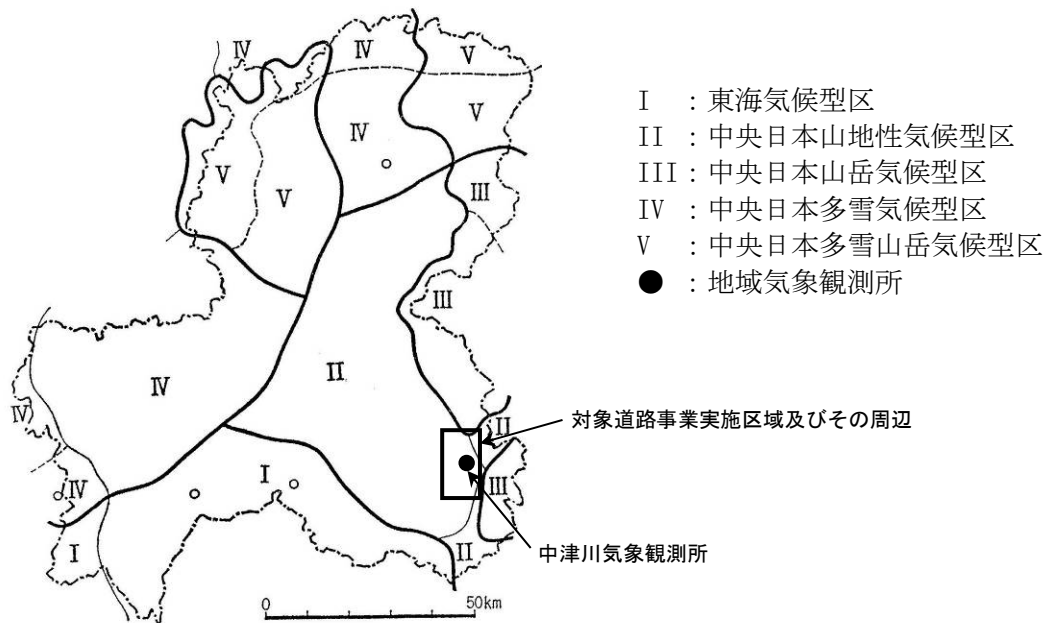
第1節 自然的状況

1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

1) 気候

岐阜県の気候は「日本地誌 第12巻 岐阜県・愛知県」(昭和51年 日本地誌研究所)によると図4.1-1に示す5つに区分され、対象道路事業実施区域及びその周辺は中央日本山地性気候型区(II)に属するとされています。この気候型区は、南飛騨地方から東濃地方にかけての中山性山地の気候で、夏季は夜間涼しく、冬季は低温乾燥型という特徴があります。



出典) 日本地誌研究所：日本地誌 第12巻 岐阜県・愛知県 (1976年10月)

図 4.1-1 岐阜県の気候区分と気象観測所の位置

2) 気象概況

対象道路事業実施区域周辺には、図 4.1-2 に示すとおり、中津川気象観測所があります。

中津川気象観測所における過去 10 年間の気象の概況は、表 4.1-1 に示すとおり、平均気温は 13.6℃、年間降水量は 1,847mm、降雨日数は 133 日となっています。また、合計日照時間は 1,947 時間であり、平均風速は 1.0m/s となっています。

また、過去 10 年の平均による月別の気温、降水量及び降雨日数、平均風速、日照時間の月変化は、表 4.1-2 及び図 4.1-3 に示すとおりです。

表 4.1-1 年次別気象概況（平成 19 年～平成 28 年の 10 年間）

中津川気象観測所

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)	降雨日数 (日)	最多風向	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
	平均	最高	最低					
平成 19 年	14.3	39.0	-5.6	1,613	128	W	0.9	1774.5
平成 20 年	13.9	37.7	-8.1	1,505	122	WSW	1.0	1900.8
平成 21 年	14.0	35.9	-6.1	2,004	127	W	1.0	1839.0
平成 22 年	17.2]	37.0	-5.2]	2,057]	100]	WE	1.1]	1535.2]
平成 23 年	13.1	35.8	-8.0	2,211	128	ENE	1.0	1948.5
平成 24 年	12.9	36.1	-10.2	1,824	123	SE	1.0	1953.5
平成 25 年	13.3	36.9	-9.3	1,896	129	SE	1.0	2130.0
平成 26 年	13.0	36.8	-8.3	1,826	146	ENE	1.0	2021.0
平成 27 年	13.8	37.1	-8.0	1,772	152	SE	1.0	1967.8
平成 28 年	14.1	36.4	-10.4	1,974	146	SE	1.0	1984.5
平均	13.6	36.9	-8.2	1,847	133	-	1.0	1946.6

出典) 気象庁ホームページ：気象統計情報（2017 年 6 月現在）

注 1) 平均気温は日平均気温の年間平均値。最高（最低）気温は年間の最高（最低）値。

注 2) 降水量は年間の合計値。

注 3) 最多風向は月最多風向の年間最多となる風向。

注 4) 平均風速は月平均風速の年間平均値。

注 5) 日照時間は年間の合計値。

注 6) 記号 (]) は、資料不足値を表す。

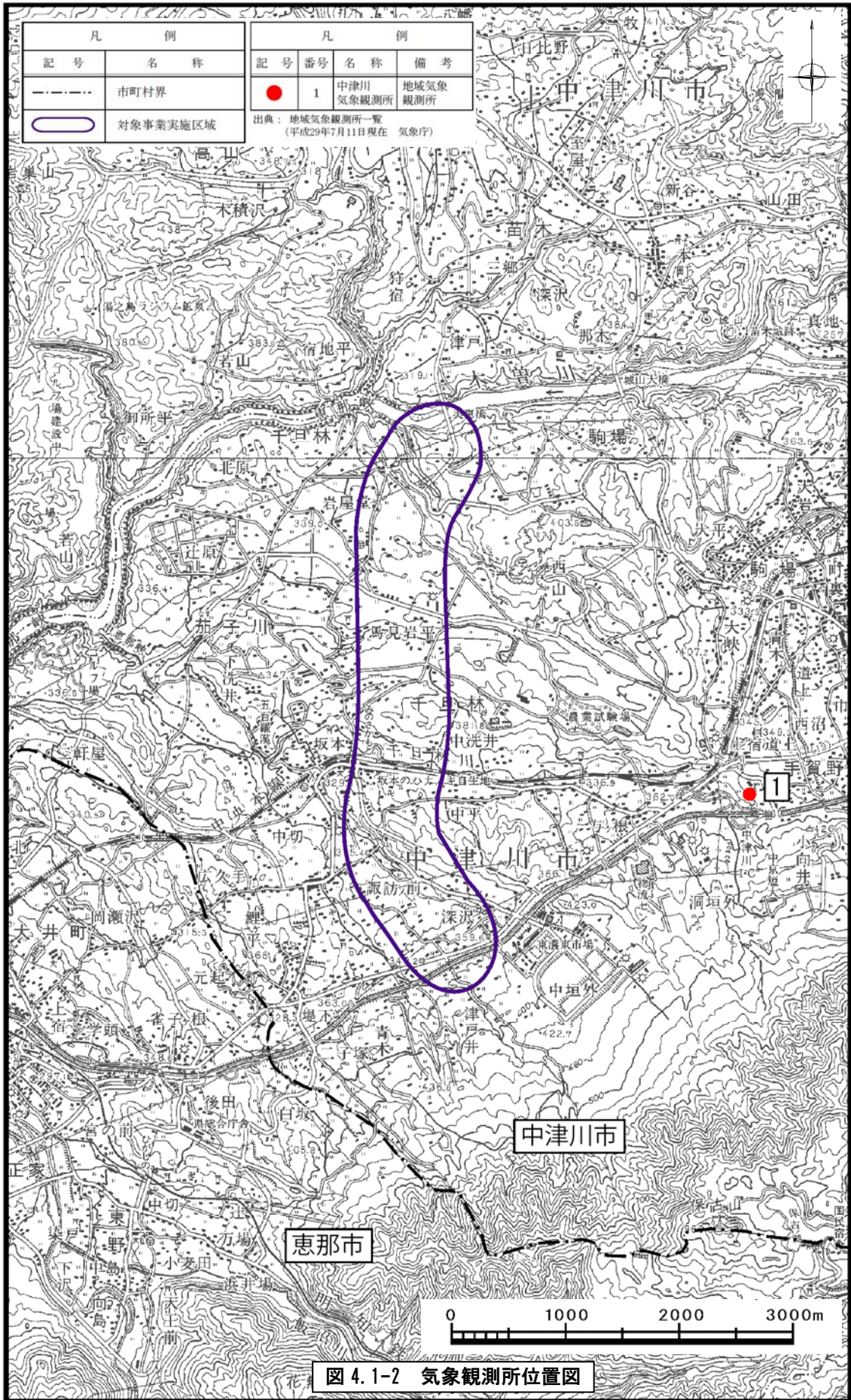


表 4.1-2 月別気象概況（平成 19 年～平成 28 年の 10 年間）

中津川気象観測所

項目 月	気温（℃）			降水量 （mm）	降水 日数 （日）	最多 風向	平均 風速 （m/s）	日照 時間 （時間）
	平均	最高	最低					
1 月	1.3	12.6	-7.6	62.8	7	W	0.9	146.3
2 月	2.8	15.8	-7.2	106.4	8	W	1.0	146.8
3 月	6.3	19.9	-4.6	124.2	9	W	1.2	171.6
4 月	11.9	26.2	-1.7	143.3	11	W	1.2	180.3
5 月	17.4	30.7	2.6	172.7	10	W	1.2	216.0
6 月	21.1	32.1	11.2	235.3	15	W	1.0	142.3
7 月	24.9	35.9	17.6	253.2	15	W	1.0	163.6
8 月	26.0	36.3	17.9	229.2	13	W	1.0	189.8
9 月	22.3	33.3	11.5	240.7	12	W	0.9	155.8
10 月	16.2	27.6	4.1	145.6	9	W	0.9	161.8
11 月	9.4	21.6	2.6	101.7	8	ENE	0.9	130.5
12 月	3.9	15.9	-5.4	79.5	9	WSW	0.9	125.9

出典）気象庁ホームページ：気象統計情報（平成 29 年 6 月現在）

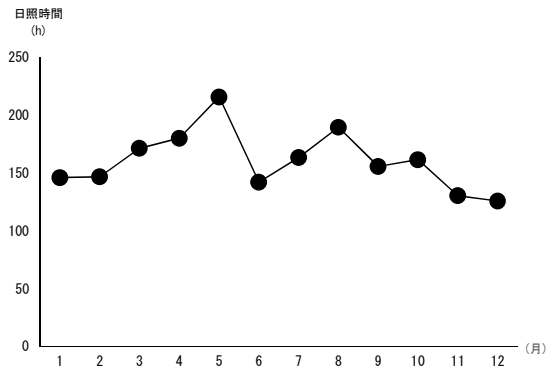
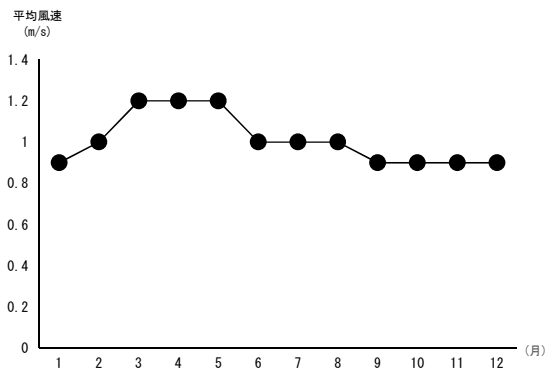
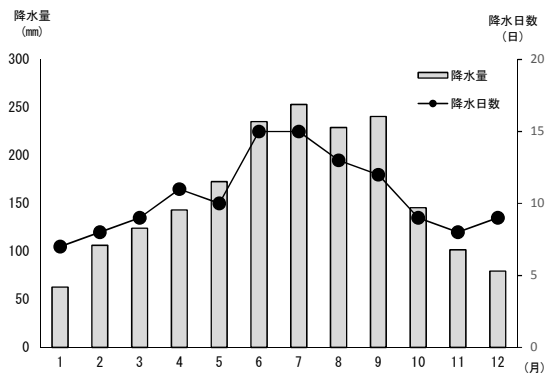
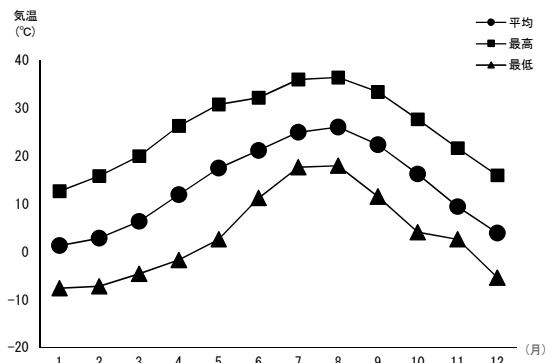
注 1）平均気温は月平均気温の 10 年平均値。最高（最低）気温は月最高（最低）気温の 10 年最高（最低）値。

注 2）降水量は月合計降水量の 10 年平均値。

注 3）最多風向は月最多風向の 10 年間最多となる風向。

注 4）平均風速は月平均風速の 10 年平均値。

注 5）日照時間は月合計時間の 10 年平均値。



出典）気象庁ホームページ：気象統計情報（2017 年 6 月現在）

図 4.1-3 月別気象変化（平成 19 年～平成 28 年の 10 年間平均）

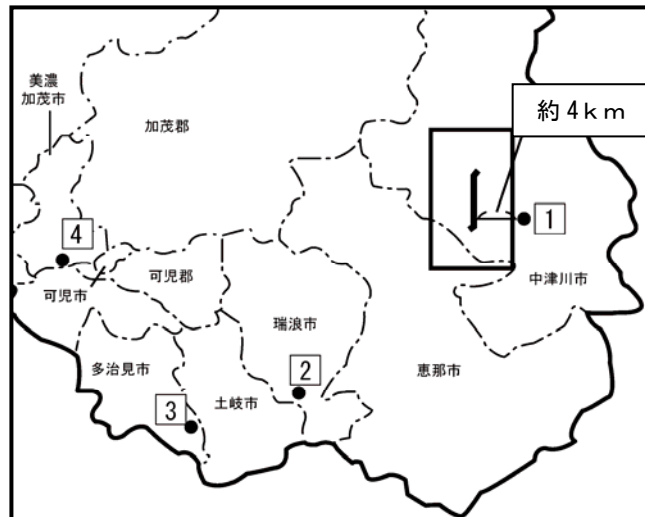
3) 大気質の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺では、大気質測定は行われていませんが、調査対象地域では中津川測定局で、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダントなどの項目について測定されています。なお、一酸化炭素、炭化水素については測定されていません。中津川測定局の位置については図 4.1-4 に示します。

表 4.1-3 中津川市の一般環境大気測定局及びその測定項目

種別	測定局名	測定項目									備考
		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	
一般環境大気測定局	中津川	○	○	○	○	○	—	○	—	○	対象道路事業実施区域から東へ約 4km

出典) 岐阜県ホームページ：各測定局の情報（平成 28 年 12 月現在）



凡 例		
記 号	—	対象道路事業実施区域
	□	対象道路事業実施区域及びその周辺
	●	1 中津川（大気環境常時監視測定局）
	●	2 瑞浪（大気環境常時監視測定局）
	●	3 笠原（大気環境常時監視測定局）
●	4 美濃加茂（大気環境常時監視測定局）	

出典) 環境白書（平成 28 年 11 月，岐阜県）

図 4.1-4 岐阜県 大気環境常時監視測定局位置図

4) 二酸化硫黄 (SO₂)

中津川測定局の平成 27 年度の測定結果は表 4. 1-4に、過去 5 年間の経年変化は表 4. 1-5 及び図 4. 1-5に示すとおりです。

平成 27 年度は日平均値が 0. 04ppm を超えた日が 0 日であり、日平均値の 2%除外値が 0. 002ppm となっており、環境基準の長期的評価に適合しています。

年平均値についてみると、平成 23 年度に対して減少傾向にあり、平成 25 年度から横ばい傾向にあります。

表 4. 1-4 二酸化硫黄の測定結果(平成 27 年)

単位：ppm

測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.01ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適 ○ 否 ×
				時間	%	日	%				
中津川	349	8,370	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	無	○

出典) 環境白書(平成 28 年 11 月, 岐阜県)

注) 「環境基準の長期的評価に適合している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日数が年間を通じて 2%以下であることを示す。

表 4. 1-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

単位：ppm

測定局名	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
中津川	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001

出典) 環境白書(平成 28 年 11 月, 岐阜県)

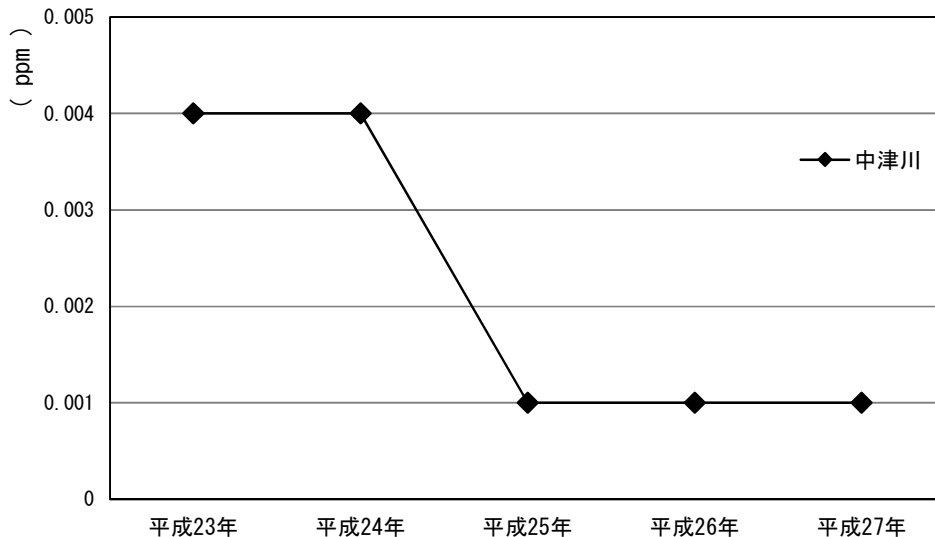


図 4. 1-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

5) 浮遊粒子状物質 (SPM)

中津川測定局の平成 27 年度の測定結果は表 4.1-6 に、過去 5 年間の経年変化は表 4.1-7 及び図 4.1-6 に示すとおりです。平成 27 年度の日平均値の年間 2% 除外値は $0.041\text{mg}/\text{m}^3$ となっており、環境基準の長期的評価に適合しています。

年平均値についてみると、平成 27 年度は $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ となっており、経年的には平成 23 年度から悪化する傾向にあります。

表 4.1-6 浮遊粒子状物質の測定結果 (平成 27 年)

単位: mg/m^3

測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の 2% 除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価の適否 適 ○ 否 ×
				時間	%	日	%				
中津川	362	8,734	0.015	0	0.0	0	0.0	0.066	0.041	無	○

出典) 環境白書 (平成 28 年 11 月, 岐阜県)

注) 「環境基準の長期的評価に適合している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、日平均値の年間 2% 除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないことを示します。

表 4.1-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

単位: mg/m^3

測定局名	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
中津川	0.013	0.015	0.017	0.017	0.015

出典) 環境白書 (平成 28 年 11 月, 岐阜県)

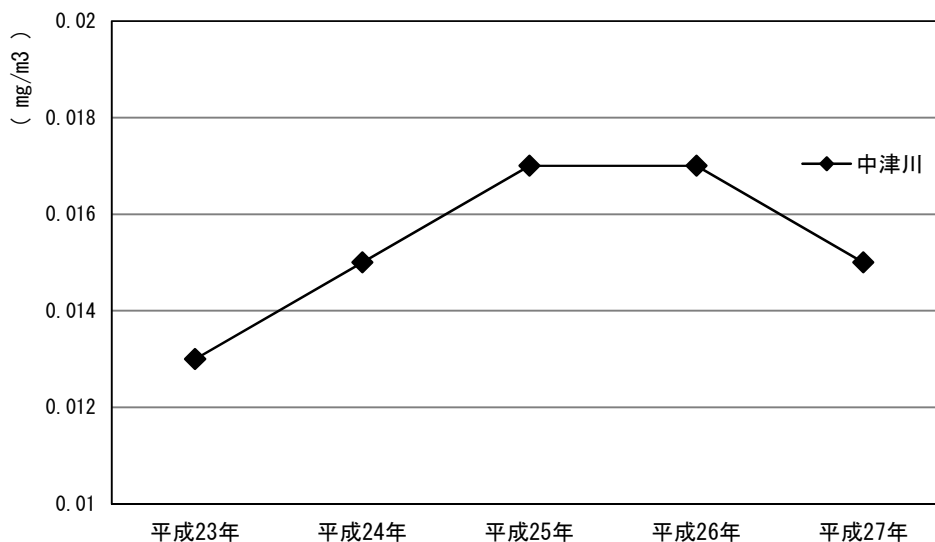


図 4.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

6) 光化学オキシダント

中津川測定局の平成 27 年度の測定結果は表 4.1-8に、過去 5 年間の経年変化は表 4.1-9及び図 4.1-7に示すとおりです。平成 27 年度は、環境基準に適合していない時間が 493 時間ありました。

年平均値についてみると、経年的には平成 23 年度から増加傾向にあり、平成 24 年度からは横ばい傾向にあります。

表 4.1-8 光化学オキシダントの測定結果（平成 27 年）

単位：ppm

測定局名	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値の最高値(ppm)	日最高1時間値の年平均(ppm)
				時間	%	日	%		
中津川	353	5,231	0.032	493	9.4	85	24.1	0.110	0.050

出典) 環境白書(平成 28 年 11 月, 岐阜県)

注 1) . 昼間は午前 5 時から午後 8 時までを示す。

注 2) 環境基準に適合しているとは、1 時間値が 0.06ppm 以下であることを示します。

表 4.1-9 光化学オキシダントの年平均値の経年変化

単位：ppm

測定局名	年 度				
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
中津川	0.027	0.031	0.032	0.031	0.032

出典) 環境白書(平成 28 年 11 月, 岐阜県)

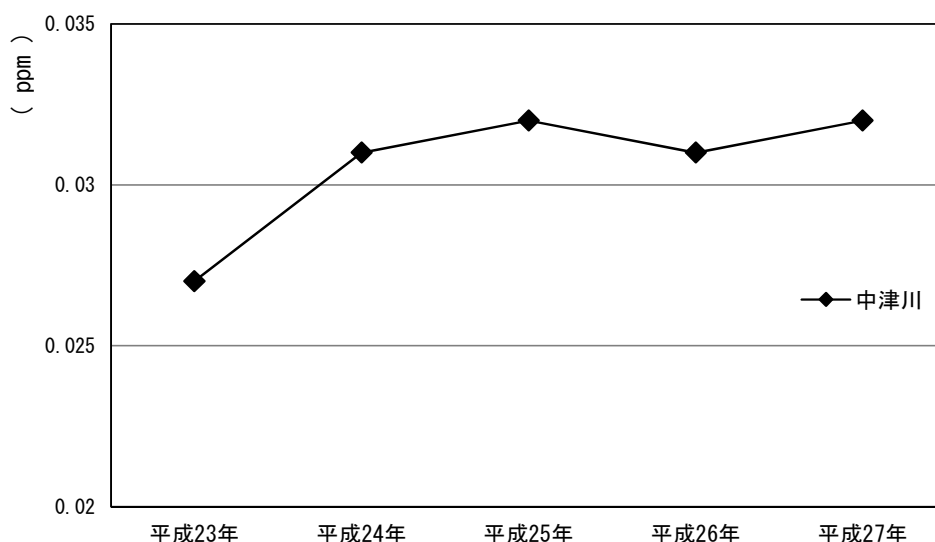


図 4.1-7 光化学オキシダントの年平均値の経年変化

(2) 騒音の状況

1) 一般環境騒音

対象道路事業実施区域及びその周辺では、一般環境騒音は測定されていません。

2) 道路交通騒音

対象道路事業実施区域周辺では、表 4.1-10及び図 4.1-8 に示すとおり、一般国道 19 号の 5 地点において道路交通騒音が測定されています。

一般国道 19 号では、中津川市千旦林 32 の昼間以外の全ての測定地点で環境基準値を達成していません。また、要請限度を上回る地点もあります。

表 4.1-10(1) 道路交通騒音の調査結果

番号	路線名	測定地点	測定地点の指定状況		等価騒音レベル (デシベル)		環境基準値		要請限度	
			環境基準類型指定区域	騒音限度区域	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 19 号	恵那市大井町宮の前	B	b	74	75	70	65	75	70
2		恵那市大井町岡瀬沢原	B	b	71	71				
3		恵那市大井町舟山	B	b	78	78				
4		中津川市千旦林	B	b	74	74				
5		中津川市千旦林 32	B	b	69	67				

出典) 国土交通省中部地方整備局：平成 18 年度道路環境センサスデータ

注 1) 環境基準類型指定区域とは表 4.2-19 に示す区域、騒音限度区域とは表 4.2-21 に示す区域。

注 2) 環境基準値は、騒音に係る環境基準の「幹線交通を担う道路に近接する空間」における数値。

注 3) 要請限度は騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の「幹線交通を担う近接する区域」における数値。

表 4.1-10(2) 道路交通騒音の調査結果 (面的評価)

番号	路線名	測定地点	評価区間全体 (戸数)				
			評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも環境基準値以下	昼間のみ環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
6	一般国道 19 号	始点：中津川市茄子川 終点：中津川市茄子川	54	54	0	0	0
7		始点：中津川市茄子川 終点：中津川市千旦林	17	17	0	0	0
8		始点：中津川市千旦林 終点：中津川市中津川	329	329	0	0	0

出典) 環境白書 (平成 28 年 11 月, 岐阜県)

注 1) 「面的評価」とは、道路に面する地域における住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価することをいいます。

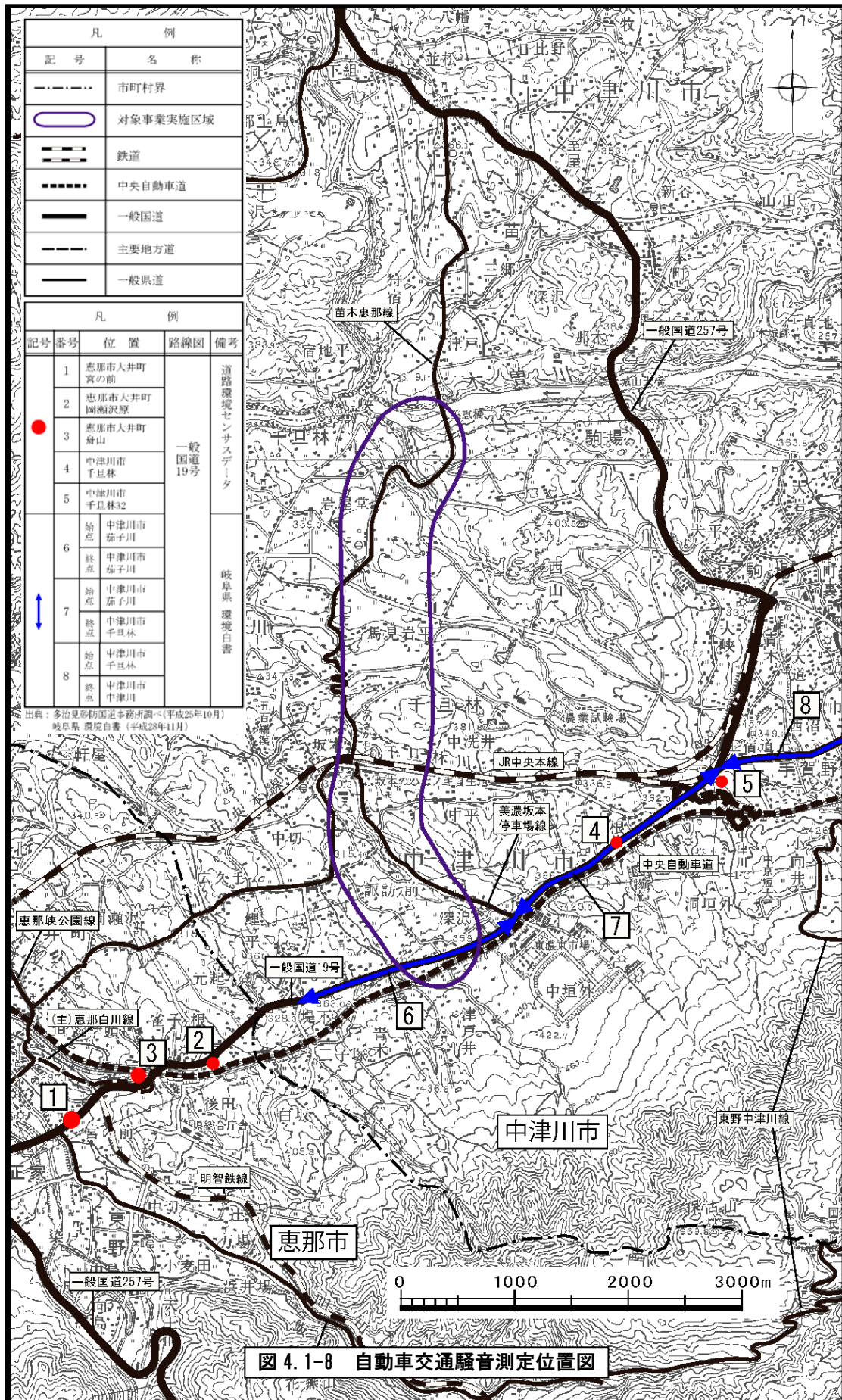
注 2) 環境基準類型指定区域とは表 4.2-19 に示す区域、騒音限度区域とは表 4.2-21 に示す区域です。

(3) 振動の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺では、道路交通振動に係る測定は行われていません。

(4) その他の大気に係る環境の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺では、風害及び低周波音 (低周波空気振動) に係る測定は行われていません。



2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象

対象道路事業実施区域及びその周辺では、表 4.1-11及び図 4.1-9 に示すとおり、木曽川水系の河川があります。そのほか、湖沼やため池が点在しています。

対象道路実施区域は、千旦林川、坂本川の一部を通過します。

表 4.1-11 河川一覧

番号	水系区分	河川名	延長 (m)
1	木曽川水系	木曽川	122,346
2		阿木川	16,920
3		濁川	4,000
4		横町川	1,700
5		定蓮寺川	1,500
6		飯沼川	9,438
7		千旦林川	6,020
8		坂本川	3,600
9		一之瀬川	4,700
10		付知川	27,546
11		狩宿川	5,300
12		麦搗川	3,000
13		木積沢川	2,500
14		山の田川	3,550
15		中津川	13,963
16		後田川	2,600
17		前川	2,180

出典) 河川調書 (平成 26 年 7 月 1 日現在, 岐阜県)

注 1) 延長は岐阜県内における数値を示します。

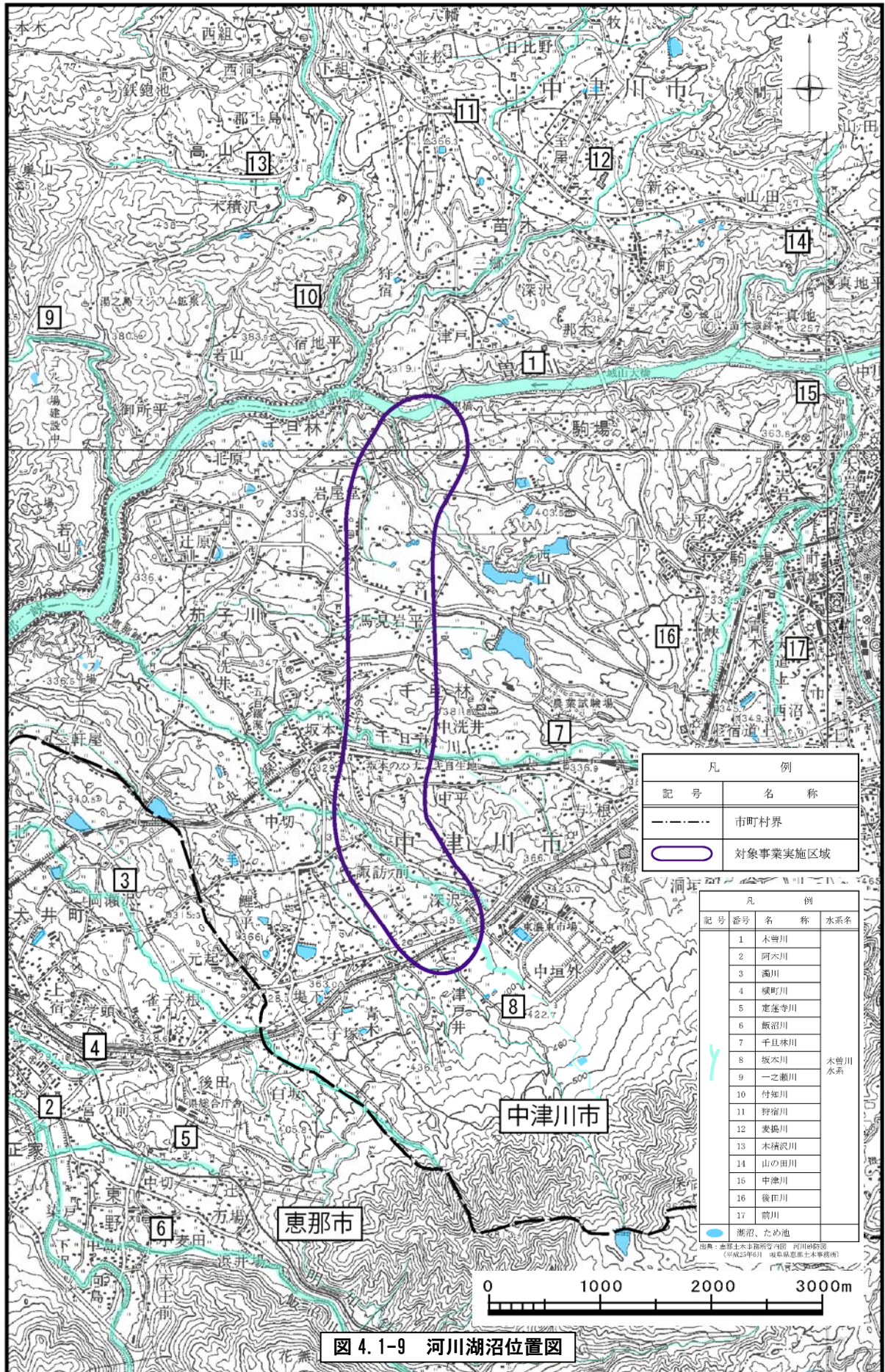


图 4.1-9 河川湖沼位置图

(2) 水質

対象道路事業実施区域及びその周辺では、図 4.1-10 に示すとおり、中津川下流（本川合流前）、付知川（本川合流前）の 2 地点において水質が測定されています。なお、各調査地点は、「環境基本法」（平成五年十一月十九日法律第九十一号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域の地点です。

1) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目）

各調査地点における平成 25 年度の水質測定結果（生活環境項目）を表 4.1-12 に、生活環境項目ごとの水質の経年変化を図 4.1-11 に示します。

水素イオン濃度（pH）についてはそれぞれの地点において環境基準を達成しています。

生物化学的酸素要求量（BOD）についてはそれぞれの地点において環境基準を達成しています。中津川下流（本川合流前）においては経年的に横ばいの傾向にあります。

浮遊物質量（SS）については、平均値についてみると、すべての測定地点で環境基準を達成しており、経年的には横ばい、もしくは減少する傾向にあります。

溶存酸素量（DO）については、中津川下流（本川合流前）、付知川（本川合流前）で環境基準を達成しています。

大腸菌群数については、付知川（本川合流前）において環境基準を上回っています。

表 4.1-12 水質測定結果（生活環境項目）（平成 25 年度）

番号	水域名	測定地点名	環境基準 水域類型	測定値				
				pH	BOD 75%値 (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
1	中津川 下流	本川 合流前	C	7.2~7.9	2.2	3	10	
2	付知川	本川 合流前	A	7.3~8.9	0.7	1	11	2.9×10 ³
環境基準(水域類型A)				6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
環境基準(水域類型B)				6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
環境基準(水域類型C)				6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—

出典) 岐阜県環境生活部ホームページ：平成 25 年度 公共用水域の水質調査結果

注 1) 表中の数値は、pH については最小～最大、BOD については 75%値、その他は平均値です。

注 2) 75%値とは、年間を通じた日平均値の全データを値の小さいものから順にならべ、0.75×n 番目（n はデータ数）の数値を示します。

注 3) 表中の は、環境基準を達成していないことを示します。

注 4) 本線合流前については、環境基準の C 類型が当てはめられているので、大腸菌群数については基準値が設定されていないため未測定です。

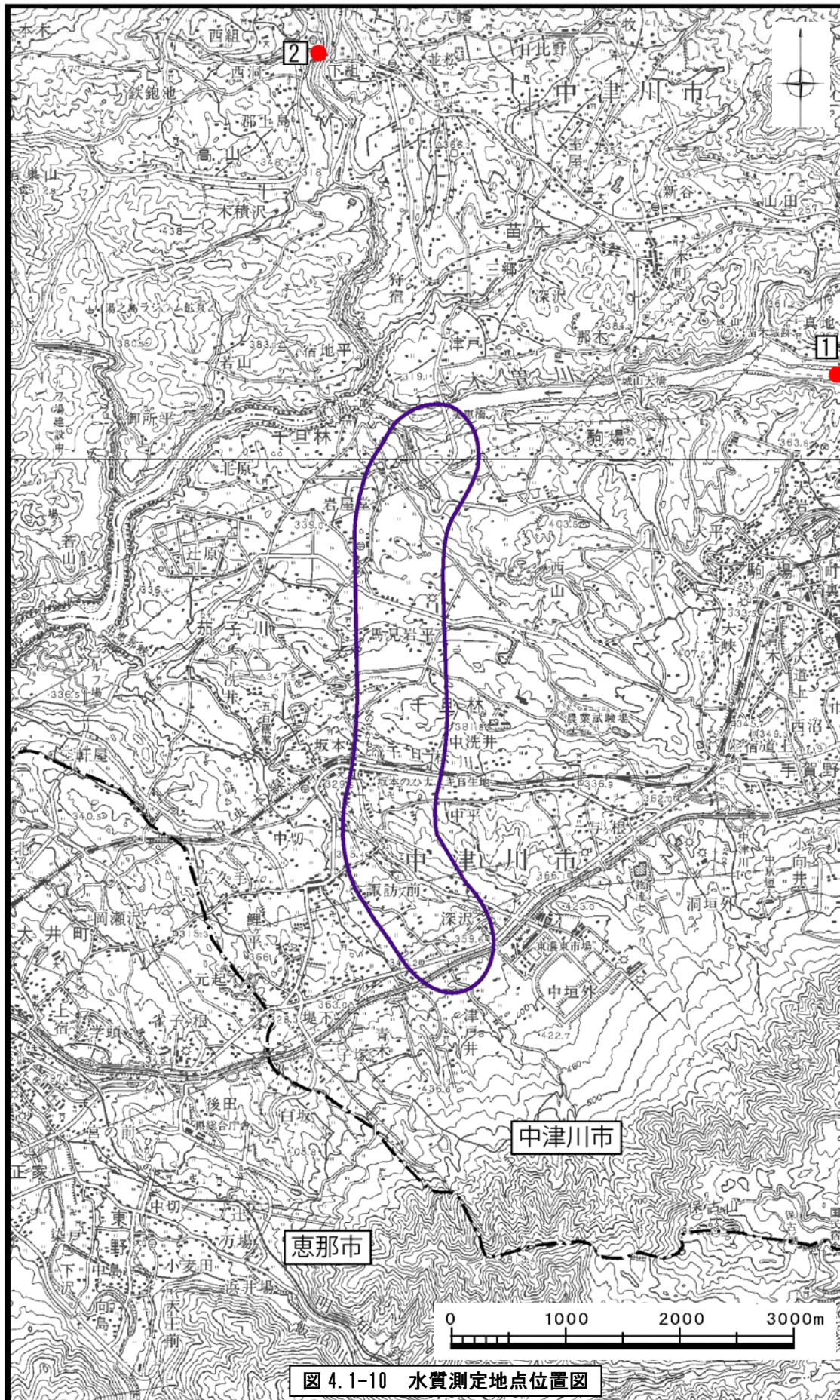
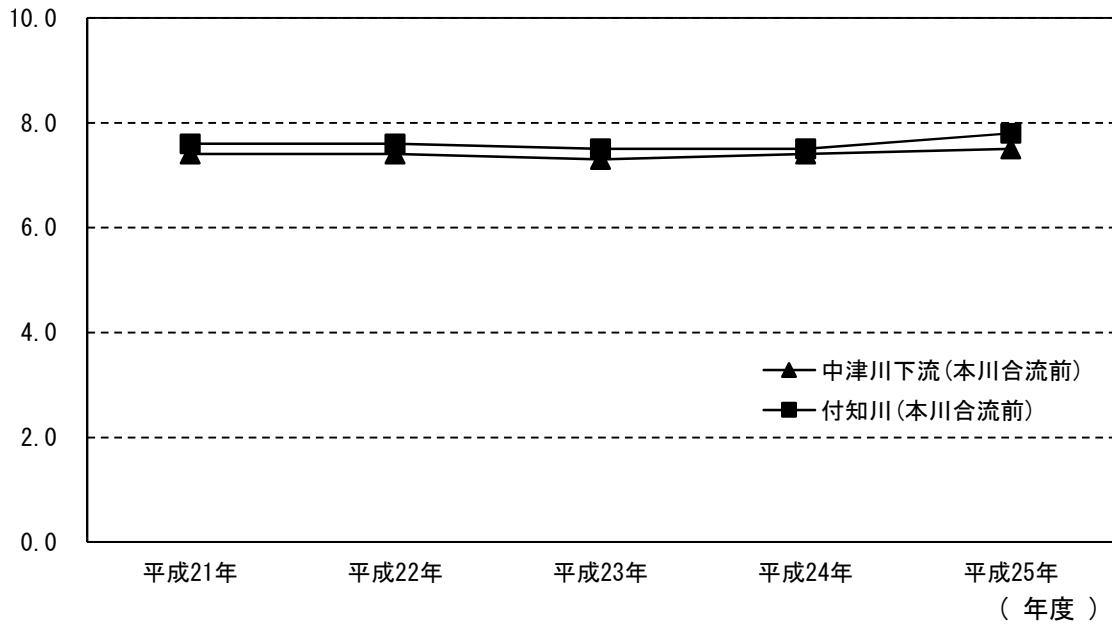


図 4.1-10 水質測定地点位置図

【水素イオン濃度 (pH)】



【生物化学的酸素要求量 (BOD)】

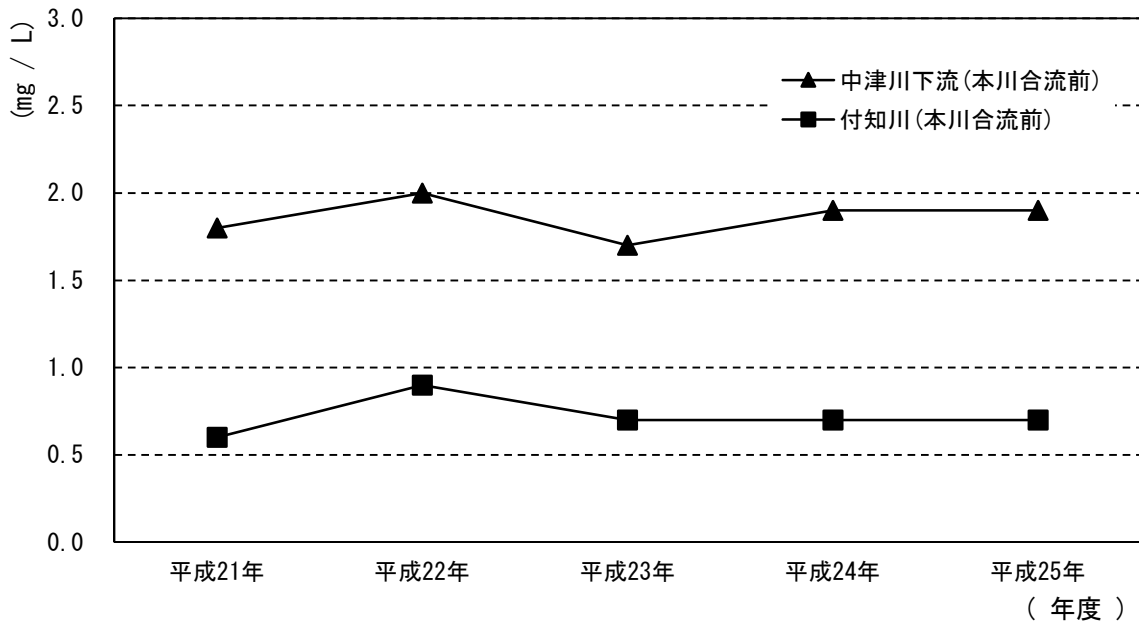
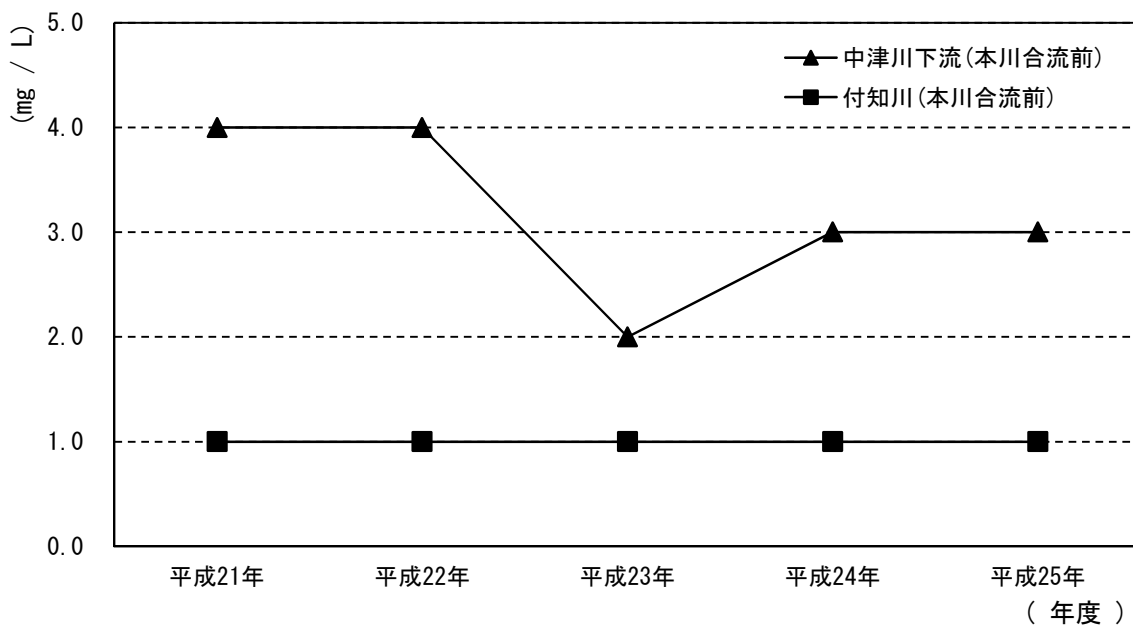


図 4.1-11 (1)水質 (生活環境項目)の経年変化

【浮遊物質 (SS)】



【溶存酸素量 (DO)】

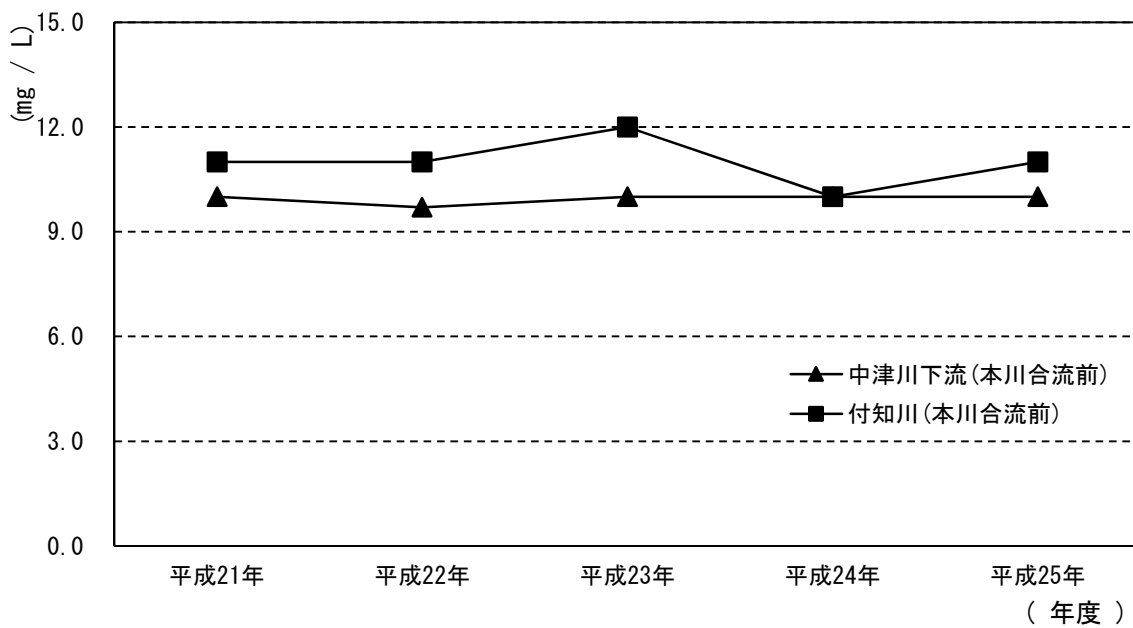


図 4.1-11(2) 水質 (生活環境項目)の経年変化

2) 健康項目(人の健康の保護に関する環境基準が設けられている項目)

各調査地点における平成 25 年度の水質測定結果(健康項目)を表 4.1-13に示します。

平成 25 年での河川の水質測定結果は、全ての地点において、環境基準を達成しています。

表 4.1-13 水質測定結果(健康項目) (平成 25 年度)

測定項目	1		2		環境基準
	中津川下流 (本川合流前)		付知川 (本川合流前)		
	平均値	m/n	平均値	m/n	
カドミウム(mg/l)	<0.0003	0/1	—		0.003以下
全シアン(mg/l)	ND	0/1	—		検出されないこと
鉛(mg/l)	<0.005	0/1	—		0.01以下
六価クロム(mg/l)	<0.04	0/1	—		0.05以下
砒素(mg/l)	<0.005	0/1	—		0.01以下
総水銀(mg/l)	<0.0005	0/1	—		0.0005以下
アルキル水銀(mg/l)	—		—		検出されないこと
PCB(mg/l)	ND	0/1	—		検出されないこと
ジクロロメタン(mg/l)	<0.002	0/1	—		0.02以下
四塩化炭素(mg/l)	<0.0002	0/1	—		0.002以下
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	<0.0004	0/1	—		0.004以下
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	<0.002	0/1	—		0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	<0.004	0/1	—		0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	<0.0005	0/1	—		1以下
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	<0.0006	0/1	—		0.006以下
トリクロロエチレン(mg/l)	<0.002	0/1	—		0.03以下
テトラクロロエチレン(mg/l)	<0.0005	0/1	—		0.01以下
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	<0.0002	0/1	—		0.002以下
チウラム(mg/l)	<0.0006	0/1	—		0.006以下
シマジン(mg/l)	<0.0003	0/1	—		0.003以下
チオベンカルブ(mg/l)	<0.002	0/1	—		0.02以下
ベンゼン(mg/l)	<0.001	0/1	—		0.01以下
セレン(mg/l)	<0.002	0/1	—		0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(mg/l)	0.57	0/4	—		1以下
ふっ素(mg/l)	0.2	0/4	0.2	0/4	0.8以下
ほう素(mg/l)	0.05	0/4	—		1以下

出典) 岐阜県環境生活部ホームページ: 平成 25 年度 公共用水域の水質調査結果

注 1) 表中の数値は、日間平均を示します。

注 2) 表中の記号 <: 報告下限値未満、ND: 定量限界未満、—: 未測定、m: 環境基準に適合しない検体数、n: 総検体数

注 3) 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることを言います。

(3) 水底の底質

対象道路事業実施区域及びその周辺では、水底の底質が測定されている地点はありません。

(4) その他の水に係る環境の状況（地下水質の状況）

調査対象地域で平成 28 年度に実施された地下水の概況調査のうち、中津川市では環境基準を達成しています。また、過去に汚染が判明した区域で実施されている定期モニタリング調査の結果は、表 4.1-14 に示すとおり、中津川市千旦林で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水調査がされており環境基準を達成しています。

表 4.1-14 地下水質の概況調査および定期モニタリング調査結果

項目		調査地点 ^{注1)}	環境基準	測定結果 (mg/l)
定期 モニタリング 地点	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	中津川市千旦林	10 mg/l 以下	9.5
概況調査	—注2)			

出典) 岐阜県ホームページ：地下水の水質調査結果(平成 28 年度)

注 1) 調査地点は、環境省通達に従い、関係者の正当な利益を保護するため、地区名までの公表となっています。

注 2) 概況調査では、環境基準を達成していない地域のみ調査結果を開示しているため、中津川市のデータ詳細は確認できません。

3. 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における地形の状況は、図 4. 1-12 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺は山地及び丘陵地、台地及び低地で構成されており、山地及び丘陵地の斜面は 15 度～30 度と比較的緩い傾斜となっています。

また、対象道路事業実施区域は、台地及び低地が大部分を占めており、低地は、坂本川、千旦林川、辻原川、茶臼川沿いに細長くみられる谷底平野となり、台地は、河川沿い以外の区域に全体的にみられ、茶臼川付近の台地は比較的低い地域となっています。

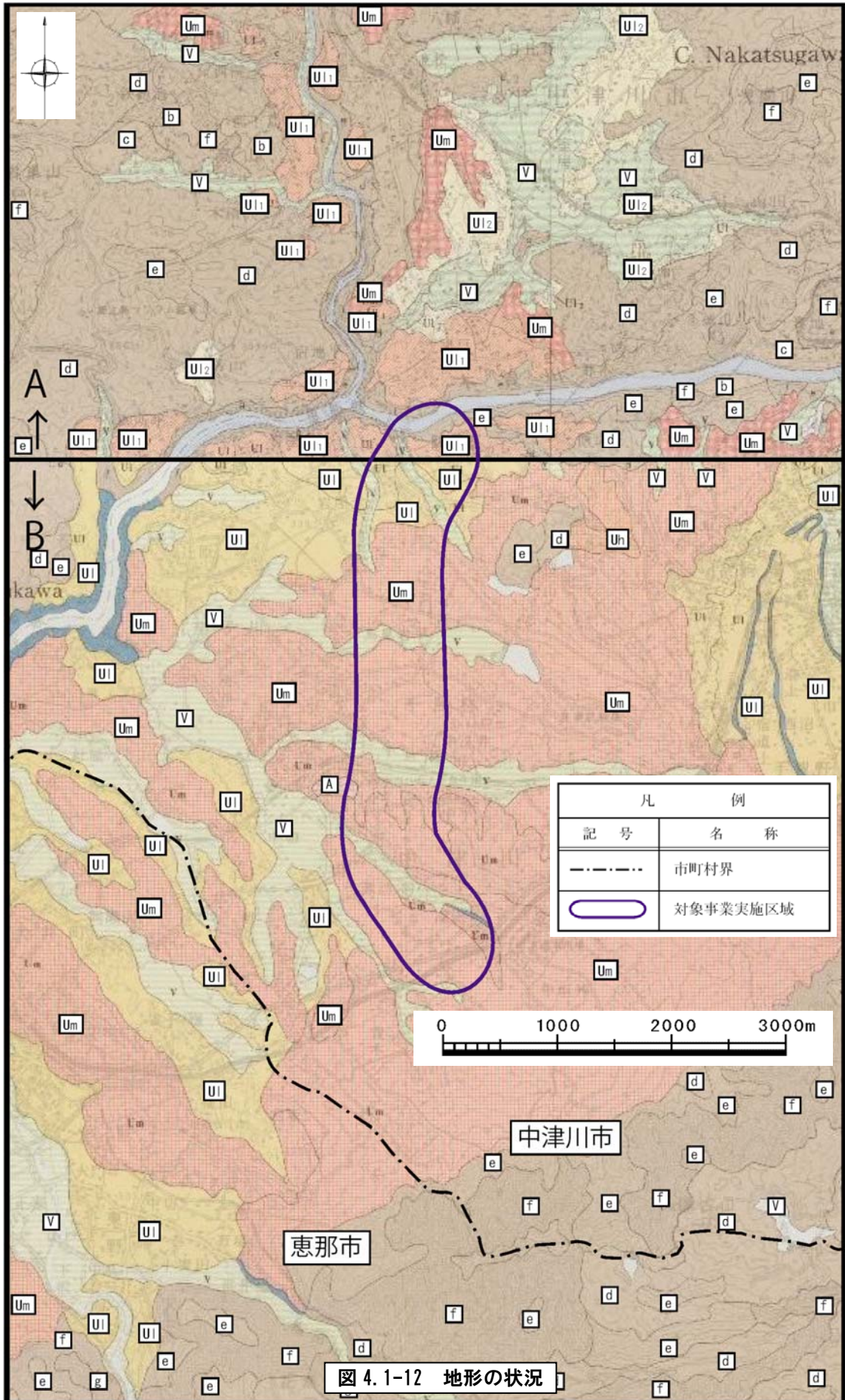
(2) 地質の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における地質の状況は、図 4. 1-13 に示すとおりです。

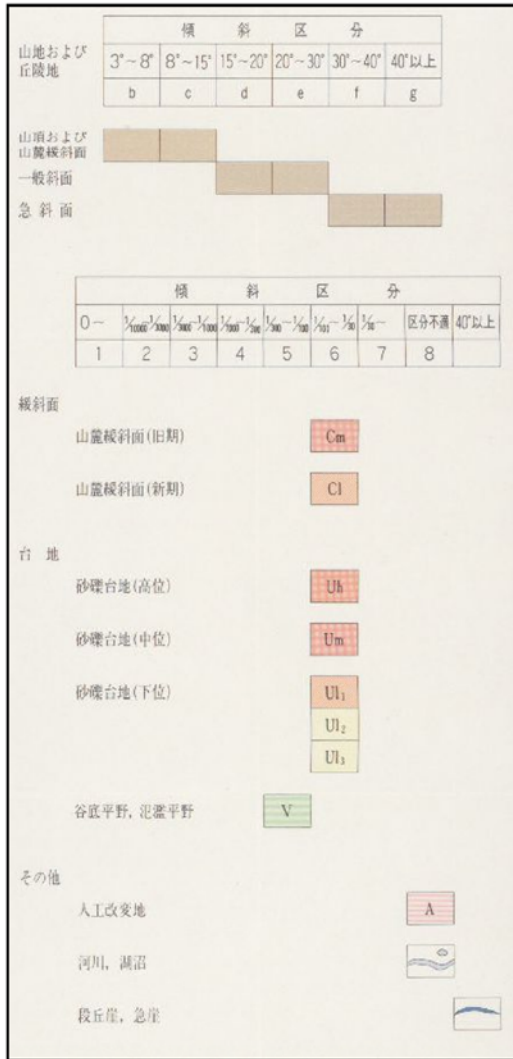
河川周辺の山地・丘陵地は礫がち堆積物、河川から離れた台地・低地は碎屑物、礫および粘土となっています。

対象道路事業実施区域は、碎屑物、礫および粘土が大部分を占めており、一部礫がち堆積物を通過します。

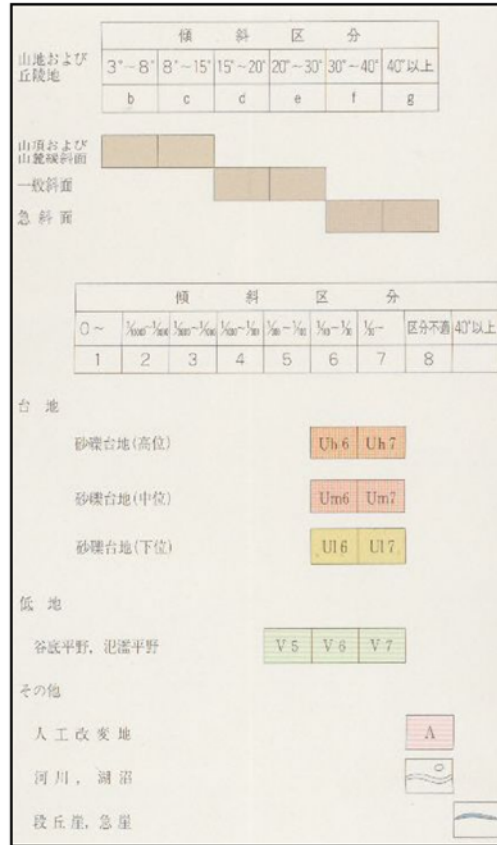
対象道路事業実施区域及びその周辺における断層の分布状況は図 4. 1-14 に示すとおり、対象道路事業実施区域は活断層である手賀野断層を通過します。



A 凡例

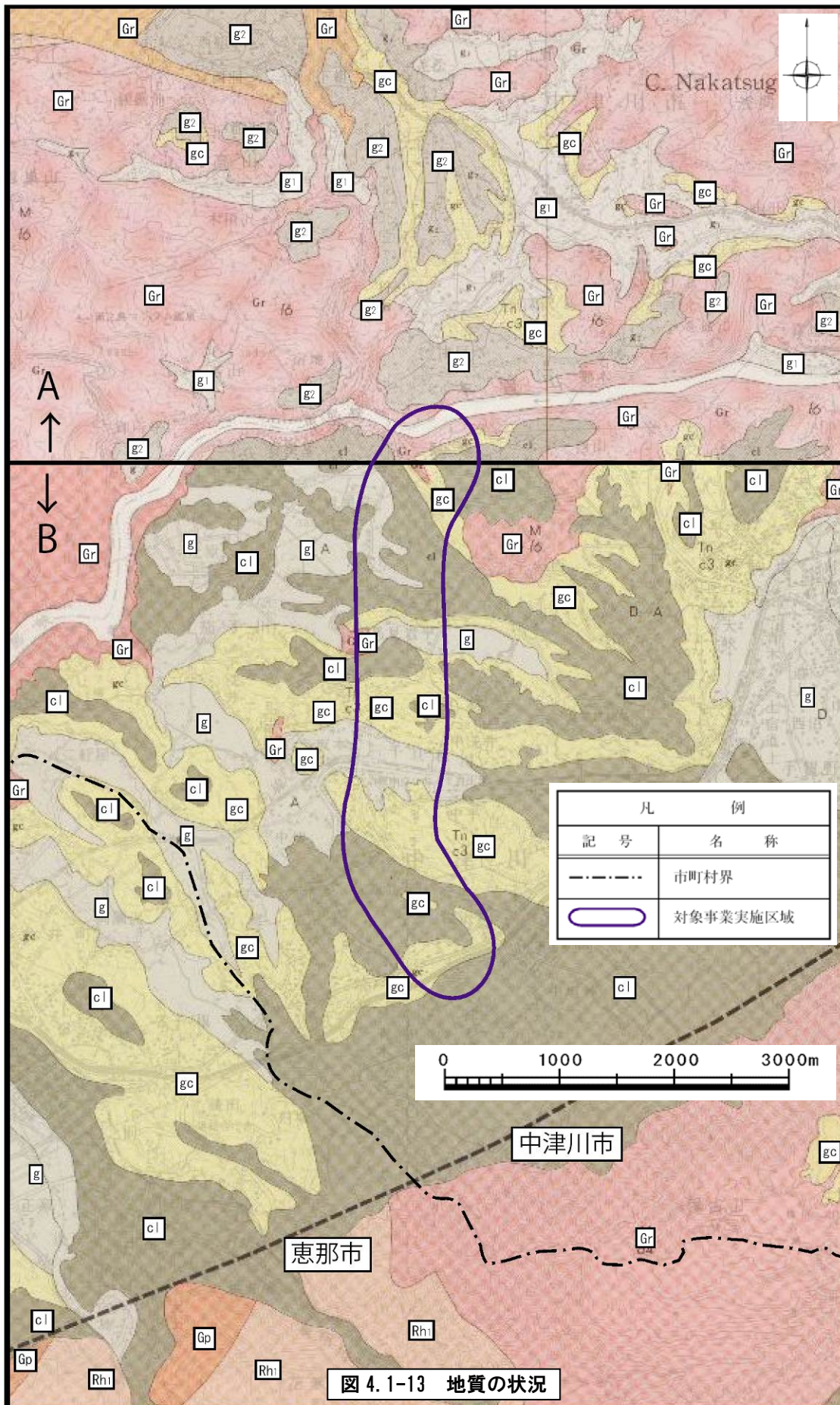


B 凡例



出典：A 土地利用基本分類調査
「付知」・「妻籠」
(平成元年 岐阜県)

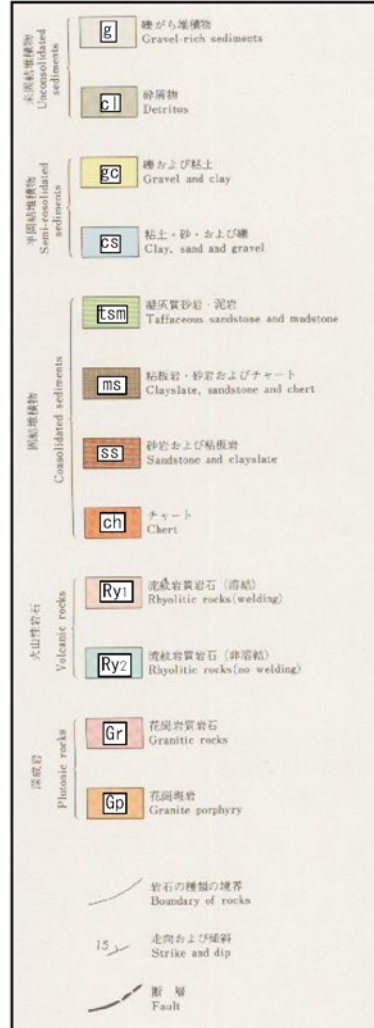
B 土地利用基本分類調査
「恵那」・「中津川」
(昭和63年 岐阜県)



A 凡例

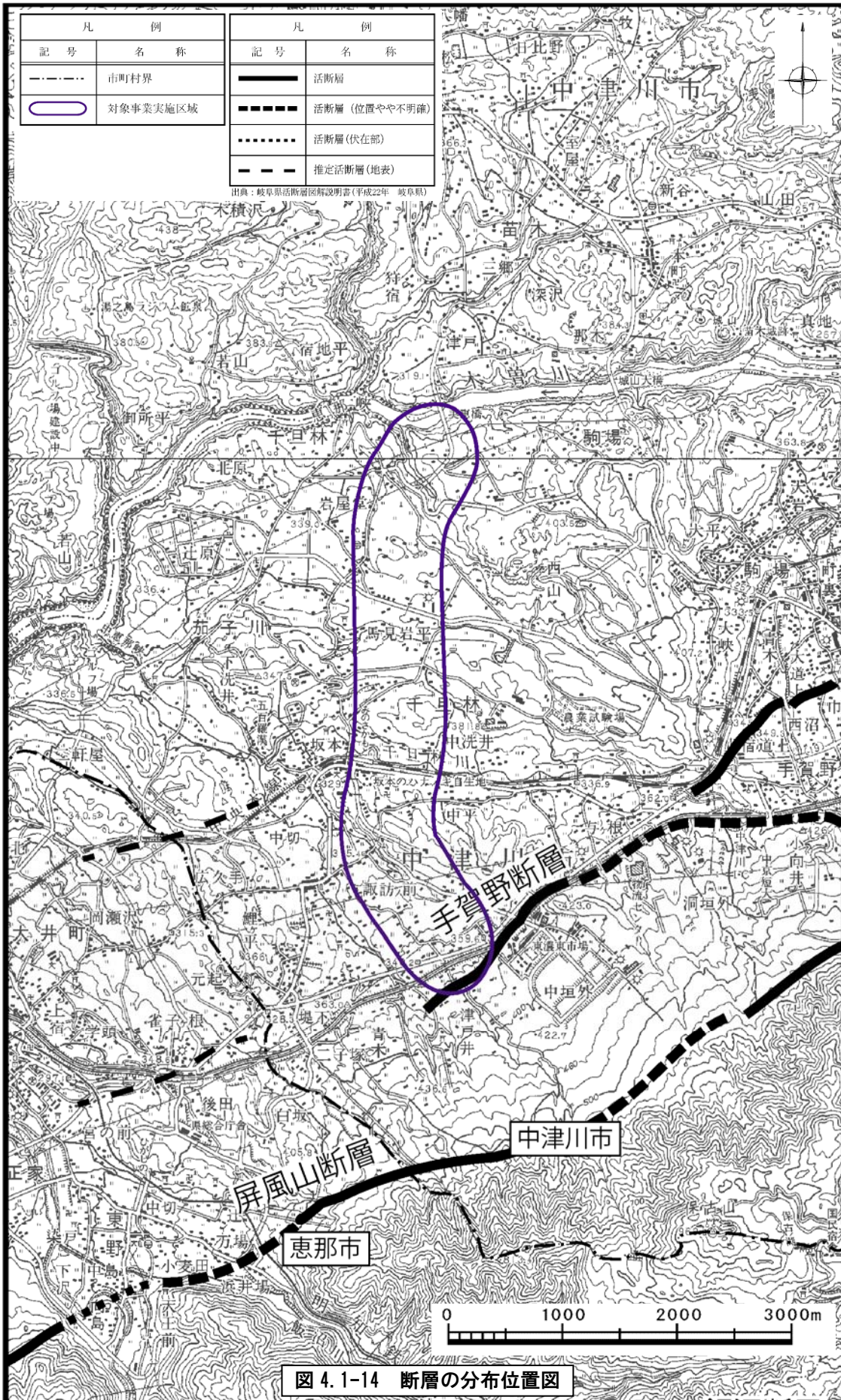


B 凡例



出典:A 土地利用基本分類調査「付知」・「妻籠」(平成元年 岐阜県)

B 土地利用基本分類調査「恵那」・「中津川」(昭和63年 岐阜県)



(3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定にあたって用いた法律及び文献等は表 4. 1-15に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺において確認されている重要な地形及び地質は、表 4. 1-16及び図 4. 1-15 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、重要な地形及び地質は存在しないものの、その周辺には重要な地質である「品の字岩」、「恵那峡」等が存在します。

表 4. 1-15 重要な地形及び重要な地質の判断資料

番号	法令・文献名	選定基準
1	文化財保護法 (昭和 25 年 法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> 法第六十九条による国指定の天然記念物 特別天然記念物 国指定天然記念物 法第九十八条による地方公共団体指定の天然記念物 岐阜県指定天然記念物 中津川市天然記念物
2	日本の地形レッドデータブック 第 1 集 新装版 - 危機にある地形 - (平成 12 年 小泉武栄、青木賢人)	・保護上重要な地形及び地質として選定された地形及び地質
3	我が国の失われつつある土壌の保全をめぐして ～レッドデータ土壌の保全～ (平成 12 年 日本ペドロジー学会)	・保全上重要な土壌で、破壊の恐れのある土壌
4	第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 (平成元年 環境庁)	・自然環境情報のうち「自然環境資源」に係るもの

表 4. 1-16 重要な地形及び重要な地質

区分	名称等	選定基準
地質	金床岩	第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 「自然環境資源 節理」
	獅子岩	
	蛙岩	
	双子岩	
	屏風岩	
	源齋岩	
	品の字岩	
	恵那峡	第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 「自然環境資源 峡谷・溪谷」

出典) 自然環境情報図 (1989 年, 環境庁)

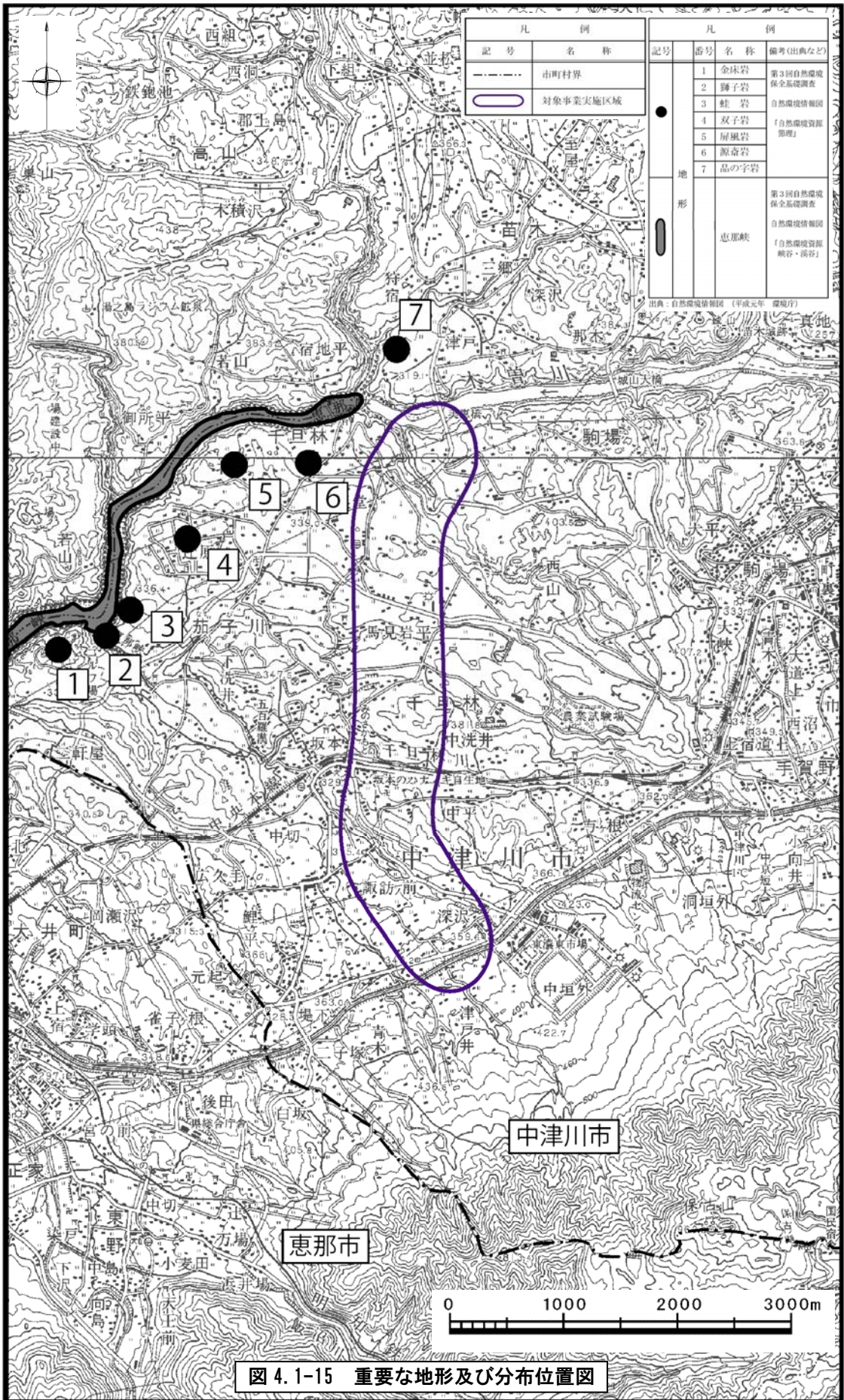


図 4.1-15 重要な地形及び分布位置図

4. 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における土壌の状況は図 4. 1-16 に示すとおり、主に尾根部や斜面には乾性褐色森林土壌及び褐色森林土壌、台地や低地には灰色低地土壌、細粒灰色低地土壌及び黄色土壌が分布しています。

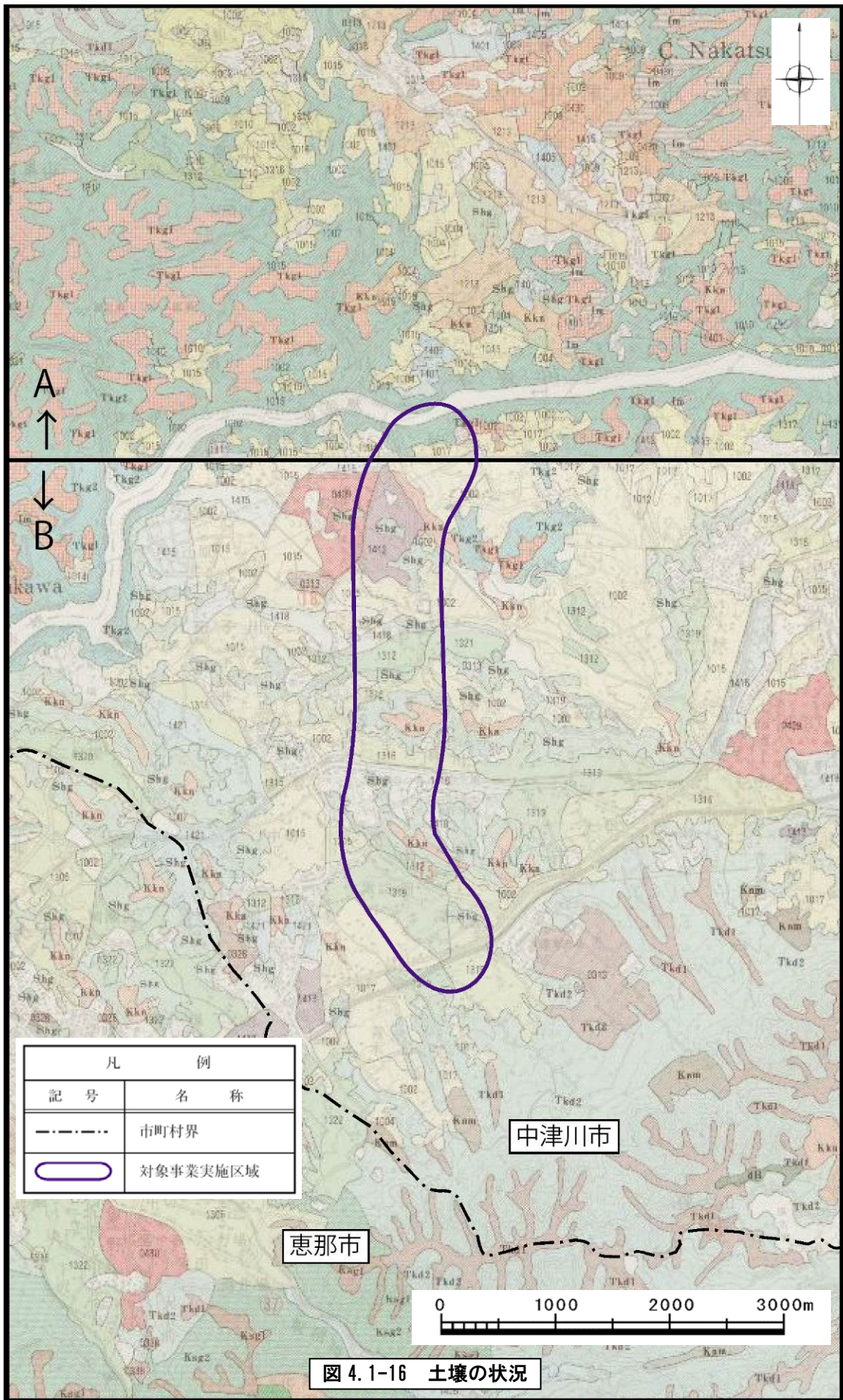
特に灰色低地土壌は、保肥力が強く養分供給能力に富むといわれています。

なお、対象道路事業実施区域及びその周辺には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和四十五年 法律第百三十九号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）により指定された農用地土壌汚染対策地域及び「土壌汚染対策法」（昭和十四年五月二十九日法律第五十三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）に基づく指定区域はありません。

(2) 地盤の状況

「平成 23 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（平成 24 年 12 月 環境省）及び「全国地盤環境情報ディレクトリ」（平成 23 年度版 環境省ホームページ）、「環境白書 平成 24 年」によると、対象道路事業実施区域及びその周辺で地盤沈下が発生している地域や、地盤沈下が生じやすい軟弱地盤地帯はなく、地盤に関する条例等が指定されている地域もありません。

また、対象道路事業実施区域及びその周辺には、「工業用水法」（昭和三十一年 法律第百四十六号、最終改正：平成十二年五月三十一日法律第九十一号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和三十七年 法律第百号、最終改正：平成十二年五月三十一日法律第九十一号）による地下水の採取を規制する地域に指定されている地域はありません。



凡 例	
記 号	名 称
--- ---	市町村界
○	対象事業実施区域

中津川市

恵那市

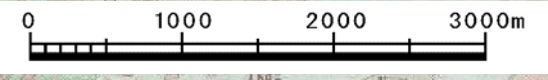


図 4.1-16 土壌の状況

A 台地及び低地の土壌

岩屑性土壌 Litho soils (0101~0102)	灰色低地土壌 Gray lowland soils (1307~1309) (1317~1318) (1331~1337)
厚層黒ボク土壌 Deep ardo soils (0301~0309)	粗粒灰色低地土壌 Gray bedded soils (coarse-textured) (1310~1312) (1320~1322)
黒ボク土壌 Ardo soils (0310~0339)	細粒グライ土壌 Gly soils (fine-textured) (1401~1404) (1415~1420) (1428)
多湿黒ボク土壌 Ardo soils (wet) (0409~0441)	グライ土壌 Gly soils (1405~1408) (1421~1435)
黄色土壌 Yellow soils (1001~1017)	粗粒グライ土壌 Gly soils (coarse-textured) (1409~1414)
褐色低地土壌 Brown lowland soils (1201~1203) (1208~1213)	その他 Miscellaneous 未区分地 Unclassified land
褐色低地土壌(砂礫質) Brown lowland soils (sandy or gravelly type) (1204~1207) (1214~1217)	土壌統の界線 Boundary
細粒灰色低地土壌 Gray lowland soils (fine-textured) (1301~1306) (1313~1316) (1324~1327)	① 試坑点位置および番号 Locality and number of pit

B 山地及び丘陵地の土壌

乾性褐色森林土壌 Dry brown forest soils Kro1 黒井沢1統 Kuroisawa 1 Sag 曾木統 Sugi Tkd1 高戸山1統 Takahiyama 1 Tkg1 高根権現1統 Takagongen 1 Ksg1 笠置1統 Kasagi 1 Mra1 丸池1統 Maruake 1 Aki 明世統 Akino Kka 柿野統 Kakino Ssg1 杉平1統 Sugihira 1	褐色森林土壌 Brown forest soils Kro2 黒井沢2統 Kuroisawa 2 Kin 久田見統 Kutano Tkd2 高戸山2統 Takahiyama 2 Tkg2 高根権現2統 Takagongen 2 Ksg2 笠置2統 Kasagi 2 Mra2 丸池2統 Maruake 2 Ski 酒井統 Sakai Ssg2 杉平2統 Sugihira 2
乾性赤色系褐色森林土壌 Dry reddish brown forest soils Amg1 雨乞1統 Amagiri 1 Hri 平岩統 Hirakawa Ksm 久須見統 Kusumi Oyh 大藪統 Oyabu	黒ボク土壌 Ardo soils Kam 本ノ実統 Konomi Pw 湿性ポドゾル Wet podzolic soils Pd 乾性ポドゾル Dry podzolic soils Im 未熟土壌 Immature soils Rk 岩石地 Rocky land
暗色系褐色森林土壌 Dark brown forest soils BDR	
湿性褐色森林土壌 Wet brown forest soils Bw	

A 山地及び丘陵地の土壌

乾性褐色森林土壌 Dry brown forest soils Sag 曾木統 Sugi Uen1 上野1統 Ueno 1 Tkd1 高戸山1統 Takahiyama 1 Tkg1 高根権現1統 Takagongen 1 Ksg1 笠置1統 Kasagi 1 Kka 柿野統 Kakino	褐色森林土壌 Brown forest soils Kin 久田見統 Kutano Uen2 上野2統 Ueno 2 Tkd2 高戸山2統 Takahiyama 2 Tkg2 高根権現2統 Takagongen 2 Ksg2 笠置2統 Kasagi 2 Shg 塩河統 Shiga
乾性赤色系褐色森林土壌 Dry reddish brown forest soils Amg1 雨乞1統 Amagiri 1 Hri 平岩統 Hirakawa Ksm 久須見統 Kusumi	黒ボク土壌 Ardo soils Kam 本ノ実統 Konomi M 黒泥土壌 Muck soils Pd 湿性ポドゾル化土壌 Dry podzolic soils Wet podzolic soils Pw Im 未熟土壌 Immature soils Rk 岩石地 Rocky land Bw 湿性褐色森林土壌

B 台地及び低地の土壌

岩屑性土壌 Litho soils (0101~0102)	細粒灰色低地土壌 Gray lowland soils (fine-textured) (1301~1306) (1313~1316) (1324~1327)
厚層黒ボク土壌 Deep ardo soils (0301~0309)	灰色低地土壌 Gray lowland soils (1307~1309) (1317~1319) (1331~1337)
黒ボク土壌 Ardo soils (0310~0339)	粗粒灰色低地土壌 Gray lowland soils (coarse-textured) (1310~1312) (1320~1322)
多湿黒ボク土壌 Ardo soils (wet) (0409~0441)	細粒グライ土壌 Gly soils (fine-textured) (1401~1404) (1415~1420) (1428)
黒ボクグライ土壌 Ardo gly soils (0506~0514)	グライ土壌 Gly soils (1405~1408) (1421~1435)
黄色土壌 Yellow soils (1001~1017)	粗粒グライ土壌 Gly soils (coarse-textured) (1409~1414)
褐色低地土壌 Brown lowland soils (1201~1203) (1208~1213)	低位泥炭土壌 Peat soils (low moor) (1601~1605)
褐色低地土壌(砂礫質) Brown lowland soils (sandy or gravelly type) (1204~1207) (1214~1217)	その他 Miscellaneous 未区分地 Unclassified land 土壌統の界線 Boundary
	① 試坑点位置および番号 Locality and number of pit

出典:A 土地利用基本分類調査「付知」・「妻籠」(平成元年 岐阜県)

B 土地利用基本分類調査「恵那」・「中津川」(昭和63年 岐阜県)

(3) その他の状況（地下水位の状況）

1) 地下水位の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における地下水位の調査地点（井戸）の調査結果を表4.1-17に示します。

対象道路事業実施区域及びその周辺では、地下水位の状況について、4 地点の井戸において調査が行われています。

各調査地点の地下水（井戸）の自然水位は2.90～46.30mとなっています。

地下水位の調査地点については、住居の井戸を利用していることから情報保護の観点により非公開とされています。

表 4.1-17 地下水位(井戸)の状況

番号	所在地	地盤標高(m)	自然水位(m)
1	駒場	500.0	2.90
2	駒場	500.0	3.20
3	駒場千旦林	—	46.30
4	千旦林字一本木平	380.0	13.00

出典) 国土交通省ホームページ：全国地下水資料台帳

注1) 自然水位は、深井の地面から井内の地下水面までの深さを示します。

注2) 表中のなかの「—」は、出典に表記されていないことを示します。

5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

動植物の分布記録について、表 4.1-18 及び表 4.1-22 に示す文献資料を出典とし、動植物の生息又は生育の状況及び植生の状況の概要を示します。

なお、分布の有無の記録範囲は調査対象地域としました。

(1) 動物の生息状況

動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料は表 4.1-18 に示すとおりです。

表 4.1-18(1) 動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料

分類	番号	文献名	発行年	編著者	発行
哺乳類	1	岐阜ふるさとの動物たち	昭和 57 年 7 月	岐阜県哺乳動物 調査研究会	岐阜日日新聞社
	2	続 岐阜ふるさとの動物たち	昭和 62 年 7 月	岐阜県哺乳動物 調査研究会	岐阜日日新聞社
	3	滅び行く森の王者 ツキノワグマ	平成 5 年 8 月	岐阜県哺乳動物 調査研究会	岐阜新聞社
	4	岐阜ふるさと動物通信 通信 91 号～ 127 号	平成 6 年 ～19 年	岐阜県哺乳動物 調査研究会	岐阜県哺乳動物 調査研究会
	5	岐阜ふるさと動物通信 特別号「飛騨国・美濃国産物帳」哺乳類	平成 3 年	伊藤・金古・田 口・前田・吉田	岐阜県哺乳動物 調査研究会
	6	ふるさとの哺乳動物	平成 3 年 7 月	岐阜県博物館友 の会	岐阜県博物館友 の会
	7	岐阜県における哺乳類の生息状況 と、その環境調査及び環境教育にか かわる研究	昭和 59 年 7 月	岐阜県哺乳動物 調査研究会	岐阜県哺乳動物 調査研究会
鳥類	8	岐阜県の野鳥	昭和 58 年 3 月	岐阜県生活環境 部	岐阜県生活環境 部
昆虫類	9	ふるさとの虫に学ぶ	平成 7 年 3 月	岐阜県高等学校 教育研究会生物 部会	岐阜県高等学校 教育研究会生物 部会 岐阜県立岐山高 等学校生物教室
	10	だんだらちょう 別冊 岐阜県内蝶 類採集記録集 (4)	平成 13 年 2 月	岐阜県昆虫同好 会	岐阜県昆虫同好 会
	11	岐阜県の昆虫 (岐阜県昆虫分布調査 報告)	昭和 57 年 3 月	岐阜県環境部環 境保全課	岐阜県環境部環 境保全課
	12	啓蟄 No. 1-30	昭和 58～ 平成 18 年	藤原麒一朗	岐阜県昆虫分布 研究会
	13	第 2 回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図	昭和 56 年	環境庁	環境庁
底生動物	14	岐阜県産貝類標本総合目録	昭和 57 年 3 月	岐阜県博物館	岐阜県博物館
	15	日本産野生生物目録 -無脊椎動物編Ⅲ-	平成 10 年 12 月	環境庁	環境庁

表 4.1-18(2) 動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料

分類	番号	文献名	発行年	編著者	発行
動物全般	16	90 わたしたちの自然	平成2年6月	岐阜県	岐阜県
	17	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版—岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版—	平成22年8月	岐阜県環境生活部自然環境保全課	岐阜県
	18	岐阜県の動物	昭和49年	岐阜県高等学校生物教育研究会	大衆書房
	19	木曾川水系生物調査報告書	昭和52年3月	建設省木曾川上流工事事務所	建設省木曾川上流工事事務所

1) 主な動物相の状況

A. 哺乳類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある哺乳類として表 4.1-19(1)に示すとおり、ニホンジカ等の大型種や、キツネ、テン等の中型種、カワネズミ、ニホンイタチ等の小型種をはじめとして13科21種があげられます。これらの中には、テンやイタチ等人家周辺から山地まで広く生息する種や、ニホンリスやムササビ等主に森林の樹上で生活する種、アブラコウモリやキクガシラコウモリ等飛行性の種が含まれています。

B. 鳥類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある鳥類として表 4.1-19(2)に示すとおり、オオタカやサシバ、ノスリ等生態系の上位に位置する猛禽類をはじめとして、36科84種があげられます。これらの中には、コノハズクやフクロウ等夜行性の種、ケリ等水田に多く見られる種、カワラヒワやツグミ等畑地に多く見られる種、サギ類、セキレイ類等水辺の種、スズメやムクドリ等人家周辺から山地まで広く生息する種が含まれています。

C. 両生類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある両生類として表 4.1-19(3)に示すとおり、サンショウウオ目では山地の森林に生息するヒダサンショウウオ、カエル目では、平地や低山地に広く生息するニホンアカガエルの2科2種があげられます。

D. 爬虫類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある爬虫類として表 4.1-19(4)に示すとおり、平地から低山地にかけての河川、池沼等に生息するニホンイシガメ、クサガメの1科2種があげられます。

E. 昆虫類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある昆虫類として表 4.1-19(5)に示すとおり、オオミスジ等山地に生息する種や、ギフチョウ等里山に生息する種、クサキリ等草地に生息する種、ゲンバイトンボやゲンジボタル等水辺に生息する種、エンマコオロギ等耕作地に多くみられる種を含む64科406種があげられます。

F. 淡水魚類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある淡水魚類として表 4.1-19(6)に示すとおり、カワムツやオイカワ等河川の上流域から下流域にかけての平瀬や淵に広く生息する種、カワヨシノボリ等下流域から上流域の小さな沢まで広く生息する種、コイやニゴイ等中下流域に広く生息する種、アユ等の回遊性の種、アカザ等上流下部から中流域にかけての石の隙間に生息する夜行性種を含む6科18種があげられます。

G. 貝類の概況

調査対象地域において生息する可能性のある貝類及び十脚甲殻類のうち表 4.1-19(7)に示すとおり、水生の貝類としてカワニナやオオタニシ等、陸生の貝類として、ゴマガイ等山地や丘陵地にみられる種や、ナミコギセル等平野部から低山まで広くみられる種等を含む26科64種があげられます。

表 4.1-19(1) 調査対象地域における哺乳類

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ^{*1}					
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例
モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ			○											
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ			○											
		キクガシラコウモリ			○											
	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ			○											
		ウサギコウモリ			○									NT	NT	
		テングコウモリ			○								VU	VU		
サル目	オナガザル科	ニホンザル		○			○	○	○	○						
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ		○					○	○						
ネズミ目	リス科	ニホンリス		○					○	○						
		モモンガ		○					○	○						
		ムササビ		○						○	○					
		ヤマネ科	ヤマネ		○					○	○	国天		NT	NT	
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ		○		○			○	○						
	イヌ科	ホンドタヌキ		○				○	○	○						
		キツネ		○					○	○						
	イタチ科	ホンドテン		○					○	○						
		ニホンイタチ		○						○	○					
		アナグマ		○						○	○					
	ジャコウネコ科	ハクビシン							○	○						
ウシ目	シカ科	ニホンジカ							○	○						
	ウシ科	ニホンカモシカ								○	特天					
7目	13科	21種	0	12	6	1	2	4	15	14	2	0	0	3	3	0

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成24年度 生物リストー」(平成24年9月5日更新)に従いました。

出典) 文献1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編)改訂版ー(平成22年8月, 岐阜県)

文献2: 岐阜ふるさとと動物たち(昭和57年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会, 岐阜日日新聞社)

文献3: 続 岐阜ふるさとと動物たち(1987年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会, 岐阜日日新聞社)

文献4: 滅びゆく森の王者ツキノワグマ(平成5年8月, 岐阜県哺乳動物調査研究会, 岐阜新聞社)

文献5: 岐阜ふるさとと動物通信 通信91号~127号(1994年~2007年, 岐阜県哺乳動物調査研究会)

文献6: 岐阜ふるさとと動物通信特別号「飛騨国・美濃国産物帳」の哺乳類(1991年, 岐阜県哺乳動物調査研究会)

文献7: ふるさとの哺乳動物(1991年7月, 岐阜県博物館友の会)

文献8: 岐阜県における哺乳類の生息状況と、その環境調査及び環境教育にかかわる研究(1984年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会)

注1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

国天: 国指定天然記念物 特天: 特別天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト2017の公表について(平成29年3月31日)」に記載された種

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版-(平成22年8月)」に記載された種

VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成21年4月)」

VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成15年3月)」の対象とされた種

表 4.1-19(2) 調査対象地域における鳥類(1/2)

目名	科名	種名	文献調査		選定基準 ^{*1}						
			1	2	文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例	
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ		○					NT	NT	
コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	○	○				VU	VU	VU	
		ゴイサギ		○							
		アマサギ		○							
		コサギ		○							
		アオサギ		○							
カモ目	カモ科	オオハクチョウ		○							
		オシドリ		○			DD	NT	NT		
		マガモ		○							
		カルガモ		○							
		オナガガモ		○							
		ホシハジロ		○							
タカ目	タカ科	トビ		○							
		オオタカ	○	○		国内	NT	NT	NT		
		ハイタカ	○	○			NT	NT	NT		
		ノスリ		○							
		サシバ	○	○			VU	NT	NT		
キジ目	キジ科	ヤマドリ		○					NT	NT	
		キジ		○							
チドリ目	タマシギ科	タマシギ	○	○				VU	NT	NT	
	チドリ科	イカルチドリ		○							
		ケリ		○				DD			
		タゲリ		○							
	シギ科	タカブシギ		○				VU			
		イソシギ		○							
タンギ			○								
ハト目	ハト科	キジバト		○							
		アオバト	○	○				DD	DD		
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ		○							
フクロウ目	フクロウ科	ツツドリ		○							
		コノハズク		○				VU	VU		
		アオバズク		○					NT	NT	
		フクロウ		○				NT	NT		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	○	○			NT	NT	NT		
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	○	○				DD	DD		
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	○	○				NT	NT		
キツツキ目	キツツキ科	カワセミ		○							
		アオゲラ		○							
		アカゲラ		○							
		コゲラ		○							
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ		○							
	ツバメ科	ツバメ		○							
		コシアカツバメ		○							
		イワツバメ		○							
	セキレイ科	キセキレイ		○							
		セグロセキレイ		○							
		ビンズイ		○							
	サンショウクイ科	サンショウクイ	○	○			VU	NT	NT		
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ		○							
	モズ科	モズ		○							
	レンジャク科	キレンジャク		○							
		ヒレンジャク		○							
	カワガラス科	カワガラス		○							
	ミソサザイ科	ミソサザイ		○							
	ツグミ科	トラツグミ		○					DD	DD	
		クロツグミ		○							
		アカハラ		○							
		シロハラ		○							
		ツグミ		○							
ウグイス科	ウグイス		○								

表 4.1-19(2) 調査対象地域における鳥類(2/2)

目名	科名	種名	文献調査		選定基準 ^{*1}					
			1	2	文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例
スズメ目	ヒタキ科	キビタキ		○						
		オオルリ		○						
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ		○				NT	NT	
	エナガ科	エナガ		○						
	シジュウカラ科	ヒガラ		○						
		ヤマガラ		○						
		シジュウカラ		○						
	メジロ科	メジロ		○						
	ホオジロ科	ホオジロ		○						
		ホオアカ		○				NT	NT	
		カシラダカ		○						
	アトリ科	アトリ		○						
		カワラヒワ		○						
		ベニマシコ		○						
		ウソ		○						
		イカル		○						
	シメ			○						
				○						
	ハタオリドリ科	ニューナイスズメ		○						
		スズメ		○						
ムクドリ科	ムクドリ		○							
カラス科	カケス		○							
	ホシガラス		○							
	ハシボソガラス		○							
	ハシブトガラス		○							
14目	36科	84種	10	84	0	1	10	19	19	0

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新)に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック-(動物編)改訂版(平成 22 年 8 月, 岐阜県)

文献 2: 岐阜県の野鳥(昭和 58 年 3 月, 岐阜県生活環境部)

注 1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)」の対象とされた種

国内: 国内希少野生動植物種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について(平成 29 年 3 月 31 日)」に記載された種

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版-(平成 22 年 8 月)」に記載された種

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成 21 年 4 月)」

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成 15 年 3 月)」の対象とされた種

表 4.1-19(3) 調査対象地域における両生類

目名	科名	種名	文献調査		選定基準 ^{*1}					
			1	2	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例
有尾目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ	○	○			NT	NT	NT	
無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル	○					NT	NT	
2目	2科	2種	2	1	0	0	1	2	2	0

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新)に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編) 改訂版ー (平成 22 年 8 月, 岐阜県)

文献 2: わたしたちの自然 改訂版 (平成 2 年 6 月, 岐阜県)

注 1) 文化財…「文化財保護法 (昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正: 平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律 (平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正: 平成二十三年八月三十日法律第五号)」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について (平成 29 年 3 月 31 日)」に記載された種

NT: 準絶滅危惧

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 (動物編) 改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版- (平成 22 年 8 月)」に記載された種

NT: 準絶滅危惧

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱 (平成 21 年 4 月)」

NT: 準絶滅危惧

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成 15 年 3 月)」の対象とされた種

表 4.1-19(4) 調査対象地域における爬虫類

目名	科名	種名	文献調査	選定基準 ^{*1}					
			1	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例
カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	○			NT	NT	NT	
		クサガメ	○				DD	DD	
1目	1科	2種	2	0	0	1	2	2	0

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新)に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編) 改訂版ー (平成 22 年 8 月, 岐阜県)

注 1) 文化財…「文化財保護法 (昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正: 平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律 (平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正: 平成二十三年八月三十日法律第五号)」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について (平成 29 年 3 月 31 日)」に記載された種

NT: 準絶滅危惧

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 (動物編) 改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版- (平成 22 年 8 月)」に記載された種

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱 (平成 21 年 4 月)」

NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成 15 年 3 月)」の対象とされた種

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (1/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考		
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例	
トンボ目	アオイトトンボ科	ホソミオツネイトトンボ				○	○											
		コバネアオイトトンボ				○							EN	CR+EN	CR+EN			
	イトトンボ科	キイトトンボ				○	○											
		ベニイトトンボ				○							NT	VU	VU			
		アジアイトトンボ				○												
		クロイトトンボ				○												
		ムスジイトトンボ				○								NT	NT			
		オオイトトンボ				○	○											
	モノサシトンボ科	モノサシトンボ				○												
		ゲンバイトンボ	○			○	○						NT	NT	NT			
	カワトンボ科	ミヤマカワトンボ				○												
		オオカワトンボ				○												
		ニシカワトンボ				○												
	ムカシトンボ科	ムカシトンボ				○	○											
	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ				○							NT	DD	DD			
		アオヤンマ				○							NT	VU	VU			
		ルリボシヤンマ				○	○											
		オオルリボシヤンマ				○	○											
		マルタンヤンマ	○				○							DD	DD			
		クロスジヤンマ				○												
	サナエトンボ科	コシボソヤンマ				○												
		キイロサナエ				○							NT					
		ダビドサナエ				○												
		ホンサナエ				○								NT	NT			
		アオサナエ				○												
		ナゴヤサナエ				○							VU	NT	NT			
		タバサナエ				○							NT					
		フタスジサナエ					○						NT	DD	DD			
		コサナエ				○												
	オグマサナエ				○							NT	DD	DD				
	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				○				○								
	エゾトンボ科	トラフトンボ				○								NT	NT			
		オオヤマトンボ				○												
		コヤマトンボ				○												
		キイロヤマトンボ	○			○	○						NT	NT	NT			
		エゾトンボ									○							
	トンボ科	ショウジョウトンボ				○												
		ベッコウトンボ				○						国内	CR	CR+EN	CR+EN			
		ハッチョウトンボ				○		○	○									
		シオカラトンボ				○												
		シオヤトンボ				○												
		ウスバキトンボ				○	○											
		コシアキトンボ				○	○											
		マユタテアカネ				○												
		マダラナニワトンボ	○				○						EN	CR+EN	CR+EN			
		ヒメアカネ				○	○											
		ミヤマアカネ					○											
バッタ目		カマドウマ科	カマドウマ				○											
	ウマオイ					○												
	コオロギ科	ハラオカメコオロギ				○												
		モリオカメコオロギ				○												
		クマコオロギ				○												
		エンマコオロギ				○												
		ツツレサセコオロギ				○												
	ヒバリモドキ科	マダラスズ				○												
		ヤチスズ				○												
		クサヒバリ				○												
	バッタ科	ショウリョウバッタ				○												

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (2/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例
バッタ目	バッタ科	マダラバッタ				○											
		ヒナバッタ				○											
		ナキイナゴ				○											
		ツマグロバッタ	○			○											出典ではツマグロイ ナゴモドキ
		イボバッタ				○											
	イナゴ科	コバネイナゴ				○											
	オンブバッタ科	オンブバッタ				○											
	ヒシバッタ科	ハネナガヒシバッタ				○											
コバネヒシバッタ					○												
ハラヒシバッタ					○											出典ではヒシバッタ	
ナナフシ目	ナナフシ科	ナナフシ				○											
		ヤスマツトビナナフシ				○											
		シラキトビナナフシ				○											
		エダナナフシ				○											
カメムシ目	サンガメ科	トビイロサンガメ				○											
		カスミカメムシ科	ナカグロカスミカメ				○										出典ではナカグロメ クラガメ
			ブチヒゲクロカスミカメ				○										出典ではブチヒゲク ロメクラガメ
			ツマグロアオカスミカメ				○										出典ではウスミドリ メクラガメ
	ヒメセダカカスミカメ					○										出典ではヒメセダカ メクラガメ	
	ヘリカメムシ科	ホオズキカメムシ				○											
		ハラビロヘリカメムシ				○											
	ヒメヘリカメムシ科	アカヒメヘリカメムシ				○											
		ブチヒゲヘリカメムシ				○											
	ナガカメムシ科	チビナガカメムシ				○											
		コバネヒョウタンナガカメムシ				○											
	カメムシ科	トゲカメムシ				○											
		トゲシラホシカメムシ				○											
		ツマジロカメムシ				○											
		アオクサカメムシ				○											
		エゾアオカメムシ				○											
	キンカメムシ科	チャイロカメムシ				○											
	コオイムシ科	タガメ				○						VU	VU	VU			
	タイコウチ科	ヒメタイコウチ		○											VU	VU	
	チョウ目	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ				○						EN	CR+EN	CR+EN		
			アオバセセリ本土亜種			○											
			ダイミョウセセリ			○											
ミヤマセセリ					○												
ホソバセセリ					○												
ギンイチモンジセセリ			○									NT	NT	NT			
ヒメキマダラセセリ					○												
コキマダラセセリ					○												
イチモンジセセリ					○												
ミヤマチャバネセセリ			○		○								NT	NT			
チャバネセセリ					○												
オオチャバネセセリ					○												
キマダラセセリ					○												
チャマダラセセリ					○							EN	CR+EN	CR+EN			
コチャバネセセリ				○													
スジグロチャバネセセリ				○									NT	NT			
ヘリグロチャバネセセリ				○									NT	NT			
マダラチョウ科		アサギマダラ			○	○											
		テングチョウ本土亜種			○												
シジミチョウ科		ミズイロオナガシジミ			○												
		ウラボシマダラシジミ			○												
		コツバメ			○												
	ルリシジミ			○													
	スギタニルリシジミ			○													
	メスアカミドリシジミ			○													
	ツバメシジミ			○													
	オオミドリシジミ			○													

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (3/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考			
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例		
チョウ目	シジミチョウ科	ウラクロシジミ			○														
		アカシジミ			○														
		ウラナミアカシジミ			○														
		ウラナミシジミ			○														
		ベニシジミ			○														
		ゴマシジミ	○		○									CR+EN					
		ムラサキシジミ			○														
		ミドリシジミ			○										VU	VU			
		クロシジミ			○									EN	VU	VU			
		ヒメシジミ	○		○										NT				
		ヤマトシジミ本土亜種			○														
		トラフシジミ			○														
		ウジミドリシジミ			○											NT	NT		
		キマダラルリツバメ			○									NT	VU	VU			
		ゴイシシジミ	○		○														
		ウラキンシジミ			○														
タテハチョウ科		コムラサキ			○				○										
		サカハチチョウ			○														
		ミドリヒョウモン			○														
		ツマクロヒョウモン			○														
		ウラギンスジヒョウモン			○									VU	NT	NT			
		オオウラギンスジヒョウモン			○														
		ヒメアカタテハ			○														
		メスグロヒョウモン			○														
		スミナガン			○														
		ウラギンヒョウモン			○														
		ゴマダラチョウ			○														
		クジャクチョウ			○														
		ルリタテハ本土亜種			○														
		イチモンジチョウ			○														
		アサマイチモンジ			○														
		コヒョウモンモドキ			○									EN	NT	NT			
		クモガタヒョウモン			○														
		オオミスジ			○														
		ミスジチョウ			○														
		フタスジチョウ			○										NT				
		コムスジ			○														
		キベリタテハ			○														
		ヒオドシチョウ			○														
シータテハ			○																
キタテハ			○																
オオムラサキ			○						○				NT						
アカタテハ			○																
アゲハチョウ科		ジャコウアゲハ本土亜種			○														
		ギフチョウ	○		○					○			VU	NT	NT				
		カラスアゲハ本土亜種			○														
		モンキアゲハ			○														
		ミヤマカラスアゲハ			○														
		キアゲハ			○														
		オナガアゲハ			○														
		クロアゲハ本土亜種			○														
サミアゲハ			○														出典ではアゲハチョウ		
シロチョウ科		ツマキチョウ			○														
		モンキチョウ			○														
		キチョウ			○														
		ツマグロキチョウ			○									EN	VU	VU			
		ツマグロキチョウ			○									EN	VU				
		スジボソヤマキチョウ			○														
		スジグロシロチョウ			○														
エノスジグロシロチョウ			○																

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (4/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例
チョウ目	シロチョウ科	モンシロチョウ			○												
	ジャノメチョウ科	ヒメヒカゲ			○								CR+EN				
		ツマジロウラジャノメ			○												
		クロヒカゲ			○												
		クロヒカゲモドキ			○							EN	CR+EN	CR+EN			
		ヒカゲチョウ			○												
		クロノマチョウ			○												
		ジャノメチョウ			○												
		コジャノメ			○												
		ヒメジャノメ			○	○											
		サトキマダラヒカゲ			○	○											
		ヤマキマダラヒカゲ			○												
		オオヒカゲ			○									VU	VU		
		ヒメウラナミジャノメ			○	○											
		ウラナミジャノメ		○		○								CR+EN			
ヒメキマダラヒカゲ			○	○													
ツトガ科	ゴマフツトガ				○						NT	DD	DD				
シャクガ科	クワトゲエダシャク				○						NT	DD	DD				
スズメガ科	オオシモフリスズメ				○												
ヤガ科	ショウブヨトウ				○												
	オオウスヅマカラスヨトウ				○												
	カラスヨトウ				○												
	オオシマカラスヨトウ				○												
	シロスジカラスヨトウ				○												
	ウスベリケンモン				○												
	オオアオバヤガ				○												
	シロモンオビヨトウ				○												
	ヒメサビスジヨトウ				○												
	ハジマヨトウ				○												
	フタスジアツバ				○												
	イチモジキノコヨトウ				○												
	ムラサキツマキリヨトウ				○												
	ノコメキシタバ				○												
	カクモンキシタバ				○												
	ネグロヨトウ				○												
	ソトシロフヨトウ				○												
	ウスヅマクチバ			○												出典ではウスズマク チバ	
	シマヨトウ				○												
	ハナマガリアツバ				○												
	フタデンヒメヨトウ				○												
	ソトウスグロアツバ			○												出典ではソトウスモ ンアツバ	
	フサキバアツバ				○												
	ヒゲブクロアツバ				○												
	ノコメセダカヨトウ				○												
	カギモンキリガ				○								DD	DD			
	リンゴツマキリアツバ				○												
	カラフトゴマケンモン				○												
	オビアツバ				○												
	ホソナミアツバ				○												
	フタスジヨトウ				○												
	トビモンコヤガ				○												
	テンオビヨトウ				○												
	オオアカマエアツバ				○												
オオカバスジヤガ				○													
テンモンシマコヤガ				○													
ウスアオキノコヨトウ				○													
ネモンシロフコヤガ				○													
ウスシロフコヤガ				○													
アヤシラフクチバ				○											出典ではアヤクチバ		
ナシケンモン				○													

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (5/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考		
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例	
チョウ目	ヤガ科	キイロキリガ				○												
		キシタミドリヤガ				○												
		クロフトビイロヤガ				○												
		ハコバヤガ				○												
		ナカグロヤガ				○												
		ウスグロアツバ				○												
		ツマオビアツバ				○												
		ウスイロアツバ				○												
	コブガ科	ギンボシリンガ				○												
		ミドリリンガ				○												
		ナンキンキノカワガ				○												
		アオスジアオリンガ				○												
	ハエ目	カ科	ヒトスジシマカ				○											
シナハマダラカ						○												
トラフカクイカ										○								
コガタアカイエカ						○												
ブユ科		ヒメアシマダラブユ				○												
		ツメトゲブユ				○												
		アシマダラブユ				○												
		ミエツノマユブユ				○												
		スズキアシマダラブユ				○												
ミズアブ科		コウカアブ				○												
アブ科		ホルバートアブ				○												
		イヨシロオビアブ				○												
		ヤマトアブ				○												
		シロフアブ				○												
		ウシアブ				○												
ムシヒキアブ科		カワムラヒゲボソムシヒキ				○												
ハナアブ科		シマハナアブ				○												
クロバエ科		コガネキンバエ				○												
		キンバエ				○												
		ミヤマキンバエ				○												
イエバエ科		モモグロオオイエバエ				○												
ニクバエ科		ゲンロクニクバエ				○												
		センチニクバエ				○												
ヤドリバエ科	トガリハリバエ				○													
コウチュウ目	オサムシ科	ミカワオサムシ		○					○									
		オオヒョウタンゴミムシ			○							NT	VU					
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	○								VU	CR+EN	CR+EN					
	ホタル科	ゲンジボタル				○												
		ヘイケボタル				○												
	テントウムシ科	オオニジュウヤホシテントウ				○												
	カミキリムシ科	ビロウドカミキリ				○												
		ツヤケシハナカミキリ				○												
		ミヤマクロハナカミキリ				○												
		オオヨツスジハナカミキリ				○												出典ではオオツヨツスジハナカミキリ(誤植と思われる)
		クモノスモンサビカミキリ				○												
		カンボウホソトラカミキリ				○												
		ヒゲジロハナカミキリ				○			○									
		キバネニセハムシハナカミキリ				○												
		クロハナカミキリ				○												
		ヤツボシハナカミキリ				○			○									
		ヨツスジハナカミキリ				○			○									
		キモンカミキリ				○			○									
		タニグチコブヤハズカミキリ			○	○		○						NT	NT			
		カッコウカミキリ				○			○									
		マツノマダラカミキリ				○												
	シラフヒゲナガカミキリ				○													
	カラフトヒゲナガカミキリ				○													
ヒメヒゲナガカミキリ				○			○											

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (6/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾					備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例
トナリ目	カミキリムシ科	フタスジハナカミキリ				○											
		クリイロシラホシカミキリ				○											
		チチブニセリンゴカミキリ				○											
		マルガタハナカミキリ				○											
		ニンフホソハナカミキリ				○											出典ではニンフハナ カミキリ
		ニセシラホシカミキリ				○											
		シロオビチビヒラタカミキリ				○											出典ではシロオビチ ビハナカミキリ
		アカネカミキリ				○			○								
		フタオビヒメハナカミキリ				○											出典ではフタオビチ ビハナカミキリ
		キボシカミキリ				○			○								
		エゾサビカミキリ				○			○								
		ベニカミキリ				○											
		スギカミキリ				○			○								
		ヨツボシカミキリ			○												
	コウヤホソハナカミキリ				○												
	ヒトオビチビカミキリ				○			○									
	ハムシ科	ハネナシトビハムシ				○											
		ホソハムシ				○											出典ではカバノキハ ムシ
	ゾウムシ科	シラホシヒメゾウムシ				○											
		ツツゾウムシ				○											
		セダカシギゾウムシ				○											
		ヒメシロコブゾウムシ				○											
		アカイネゾウモドキ				○											出典ではアカイネゾ ウムシ
		サビマルクチゾウムシ				○											
		カシワクチプトゾウムシ				○											
		タマゴゾウムシ				○											出典ではミヤマタマゴゾ ウムシ (<i>Okikuruminus oblongus</i>)
	マエバラナガクチカクシゾウムシ				○												
ハチ目	アリ科	アシナガアリ				○											
		ヤマトアシナガアリ				○											出典ではヤマアシナ ガアリ
		イトウオオアリ				○											
		クロオオアリ				○											
		ミカドオオアリ				○											
		ムネアカオオアリ				○											
		ウメマツオオアリ				○											
		ハリフトシリアゲアリ				○											
		キイロシリアゲアリ				○											
		テラニシリアゲアリ				○											出典ではセスジシ リアゲアリ
		トゲズネハリアリ				○											出典ではメクラハリ アリ
		シベリアカタアリ				○											
		ツノアカヤマアリ				○						DD					
		ハヤシクロヤマアリ				○											
		クロヤマアリ				○											
		ヤマクロヤマアリ				○											
		アカヤマアリ				○											
		エゾアカヤマアリ				○							VU				
		ニセハリアリ				○											出典ではチビハリ アリ
		ハヤシケアリ				○											出典ではハヤシト ビイロケアリ
		ミヤマアメイロケアリ				○							DD				
		トビイロケアリ				○											
		ヒゲナガアメイロケアリ				○											出典ではラボードケ アリ
		モリシタケアリ				○											
		クロクサアリ			○	○											
		ヒゲナガケアリ				○											出典ではフシナガ トビイロケアリ
		カワラケアリ				○											出典ではカワラト ビイロケアリ
		ミナミキイロケアリ				○											
		クサアリモドキ				○											
		ヒメキイロケアリ				○											出典ではハヤシキ イロケアリ
アメイロケアリ				○													
タカネムネボソアリ				○													
クロナガアリ				○													

表 4.1-19(5) 調査対象地域における昆虫類 (7/7)

目名	科名	種名	文献調査								選定基準 ¹⁾						備考			
			1	2	3	4	5	6	7	8	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例				
ハチ目	アリ科	エゾクシケアリ				○														
		シロクシケアリ				○														
		カドクシケアリ				○														
		コツノアリ				○														
		オオハリアリ				○														
		アメイロアリ				○														出典ではアメイロム ネボソアリ
		サクラアリ				○														
		アズマオオズアリ				○														出典ではアズマオオ ズアカアリ
		サムライアリ		○		○														
		ヒメハリアリ				○														
		テラニシハリアリ				○														
		アミメアリ				○														
		トフシアリ				○														
		ヒメナガアリ				○														出典ではヒメメクラ ナガアリ
		ホソウロコアリ				○														
		ムネボソアリ				○														
		ハリナガムネボソアリ				○														
		トビロシワアリ				○														
		ウメマツアリ				○														
	ヒメハナバチ科	ハンゴンヒメハナバチ				○														
		キバナヒメハナバチ				○														出典ではチビキバナ ヒメハナバチ
		アブラナマメヒメハナバチ				○														出典ではアブラナチ ビヒメハナバチ
		ナカヒラアシヒメハナバチ				○														出典ではヒラアシヒ メハナバチ
	ヨシトハナバチ科	ケブカハナバチ				○														
	ミツバチ科	セイヨウミツバチ				○														
		コマルハナバチ				○														
		トラマルハナバチ				○														
		キオビツヤハナバチ				○														
		ヤマトツヤハナバチ				○														
		ニッポンヒゲナガハナバチ				○														
		ミツクリヒゲナガハナバチ				○														
	ムカシハナバチ科	アシトムカシハナバチ				○													出典ではアシトミ ツバチモドキ	
	コハナバチ科	アカガネコハナバチ				○														
		ズマルコハナバチ				○														出典ではズマルコハ ナバチ
		シオカワコハナバチ				○														
		ニッポンチビハナバチ				○														
		サビイロカタコハナバチ				○														
		シロスジカタコハナバチ				○														
		フタモンカタコハナバチ				○														
		ヒゲナガコハナバチ				○														
		ニセキオビコハナバチ				○														
		オニヤドリコハナバチ				○														
	ハキリバチ科	スミスハキリバチ				○														
		バラハキリバチ				○														
		サカガミハキリバチ				○														
		オオハキリバチ				○														
ツルガハキリバチ					○														出典ではバラハキリ バチモドキ	
ツツハナバチ					○															
8目	64科	406種	13	4	108	295	15	1	14	6	0	1	33	45	38	0				

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新) に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編) 改訂版ー(平成 22 年 8 月, 岐阜県)

文献 2: ふるさとの虫に学ぶ(平成 7 年 3 月, 岐阜県高等学校教育研究会生物部会)

文献 3: だんだらちょう別冊 岐阜県内蝶類採集調査記録集 4 (2001 年 2 月, 岐阜県昆虫同好会)

文献 4: 岐阜県の昆虫 岐阜県昆虫分布調査報告(1982 年 3 月, 岐阜県環境部環境保全課)

文献 5: 岐阜県の動物(1974 年, 岐阜県高等学校生物教育研究会, 大衆書房)

文献 6: わたしたちの自然(平成 2 年 6 月, 岐阜県)

文献 7: 啓蟄 No.1-30(1983~2006 年, 藤原麒一朗, 岐阜県昆虫分布研究会)

注 1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第五号)」の対象とされた種

国内: 国内希少野生動植物種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について（平成 29 年 3 月 31 日）」に記載された種
CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版-（平成 22 年 8 月）」
に記載された種
CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱（平成 21 年 4 月）」
CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物（平成 15 年 3 月）」の対象とされた種

表 4.1-19(6) 調査対象地域における魚類

目名	科名	種名	文献調査			選定基準 ^{*1}						
			1	2	3	文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例	
コイ目	コイ科	コイ		○								
		ギンブナ		○								
		オイカワ		○								
		カワムツ		○								
		アブラハヤ		○								
		ウグイ		○								
		モツゴ		○								
		カマツカ		○								
		ニゴイ		○								
		デメモロコ		○					VU	CR+EN	CR+EN	
		ドジョウ科	ドジョウ		○				DD			
	アジメドジョウ			○				VU				
	シマドジョウ			○								
ナマズ目	アカザ科	アカザ		○				VU				
サケ目	アユ科	アユ		○								
	サケ科	サツキマス	○	○				NT	NT	NT		
		アマゴ		○	○				NT	NT	NT	
スズキ目	ハゼ科	カワヨシノボリ		○								
4目	6科	18種	1	18	1	0	0	6	3	3	0	

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新)に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編) 改訂版ー (平成 22 年 8 月, 岐阜県)

文献 2: 木曾川水系調査報告書 (昭和 52 年 3 月, 建設省木曾川上流工事事務所)

文献 3: わたしたちの自然 (平成 2 年 6 月, 岐阜県)

注 1) 文化財…「文化財保護法 (昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号、最終改正: 平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律 (平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正: 平成二十三年八月三十日法律第五号)」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について (平成 29 年 3 月 31 日)」に記載された種

VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 (動物編) 改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版- (平成 22 年 8 月)」に記載された種

CR+EN: 絶滅危惧 I 類 NT: 準絶滅危惧

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱 (平成 21 年 4 月)」

CR+EN: 絶滅危惧 I 類 NT: 準絶滅危惧

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物 (平成 15 年 3 月)」の対象とされた種

表 4.1-19(7) 調査対象地域における貝類 (1/2)

目名	科名	種名	文献調査				選定基準 ^{*1}					備考		
			1	2	3	4	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例	
原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ		○					VU	NT	NT			
		オオタニシ		○					NT					
		ヒメタニシ		○										
盤足目	カワニナ科	カワニナ		○										
基眼目	カワコザラガイ科	カワコザラガイ		○										
		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ		○									
			コシダカヒメモノアラガイ		○					DD				
		ハブタエモノアラガイ		○										
	サカマキガイ科	サカマキガイ		○										
	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ		○					DD					
	ヒラマキガイモドキ		○					NT						
イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ		○										
		マツカサガイ		○					NT	VU	VU			
		トンガリササノハガイ		○					NT	VU	VU			
		イシガイ		○						VU	VU			
マルスダレガイ目	シジミ科	タイワンシジミ		○										
		マシジミ		○					VU	NT	NT			
	ドブシジミ科	ドブシジミ		○	○									
中腹足目	ヤマタニシ科	ミジンヤマタニシ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録	
	ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録	
		イブキゴマガイ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録	
		ゴマガイ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録	
柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ		○	○				NT				岐阜県産貝類標本総合目録	
	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ		○	○		国天						岐阜県産貝類標本総合目録	
	キセルガイ科	ウスベニギセル		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		オオギセル		○	○				NT					岐阜県産貝類標本総合目録
		ナミギセル		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ナミコギセル		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
	オカチョウジガイ科	オカチョウジガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		トクサオカチョウジガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ホソオカチョウジガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
	バツラマイマイ科	バツラマイマイ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録	
	コハクガイ科	ヒメコハクガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		コハクガイ		○	○		国天							岐阜県産貝類標本総合目録
	ナメクジ科	ナメクジ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ヤマナメクジ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
	ベッコウマイマイ科	カサキビ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		キビガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ヒメベッコウガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		コシダカシタラガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ウメムラシタラガイ		○	○				NT					岐阜県産貝類標本総合目録
		マルシタラガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ヒラベッコウガイ		○	○				DD					岐阜県産貝類標本総合目録
		ウラジロベッコウ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		オオウエキビ		○	○				DD					岐阜県産貝類標本総合目録
		ヤクシマヒメベッコウ		○	○									【環境省】日本産動物目録1998_貝類
	ベッコウマイマイ科	コベソマイマイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ニッポンマイマイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		エチゼンビロウドマイマイ		○	○				DD					岐阜県産貝類標本総合目録
		オナジマイマイ科	コオオベソマイマイ		○	○								岐阜県産貝類標本総合目録
		オオケマイマイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		オナジマイマイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		ウスカワマイマイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
	オナジマイマイ科	ヒラマイマイ		○	○									【環境省】日本産動物目録1998_貝類
ネジレガイ科	タワラガイ		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録	

表 4. 1-19 (7) 調査対象地域における貝類 (2/2)

目名	科名	種名	文献調査				選定基準 ^{*1}						備考	
			1	2	3	4	文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例		
柄眼目	ナタネガイ科	ハリマナタネ		○		○								【環境省】日本産動物目録1998_貝類
		Punctum属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
	コウラナメクジ科	チャコウラナメクジ		○		○								【環境省】日本産動物目録1998_貝類
		Deroceras属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		Semisulcospira属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		Parakaliella属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		Trochochlamys属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		Trishoplita属の一種		○	○									岐阜県産貝類標本総合目録
		Pisidium属の一種		○										岐阜県産貝類標本総合目録
7目	26科	64種	0	64	42	4	2	0	14	5	5	0	47	

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成 24 年度 生物リストー」(平成 24 年 9 月 5 日更新)に従いました。

出典) 文献 1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブックー(動物編) 改訂版ー (平成 22 年 8 月, 岐阜県)

文献 2: 木曾川水系調査報告書 (昭和 52 年 3 月, 建設省木曾川上流工事事務所)

文献 3: 岐阜県貝類標本総合目録 (昭和 57 年 3 月, 岐阜県博物館)

文献 4: 日本産野生生物目録ー無脊椎動物編Ⅲー (1998 年 12 月, 環境庁)

注 1) 文化財…「文化財保護法 (昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正: 平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

国天: 国指定天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律 (平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正: 平成二十三年八月三十日法律第百五号)」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について (平成 29 年 3 月 31 日)」に記載された種

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県 RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 (動物編) 改訂版ー岐阜県レッドデータブック改訂版ー (平成 22 年 8 月)」に記載された種

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱 (平成 21 年 4 月)」

VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物 (平成 15 年 3 月)」の対象とされた種

2) 重要な動物の状況

学術上または、希少性の観点から重要な動物の選定をするにあたって参考にした法令及び文献等は、表 4.1-20 に示すとおりです。

表 4.1-20 重要な動物の選定にあたって用いた法令及び文献等

略称	法律・文献等	選定基準
文化財	「文化財保護法」(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正：平成二十三年五月二日法律第三十七号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定の天然記念物 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 ・地方公共団体指定の天然記念物 県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第105号)	<ul style="list-style-type: none"> 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
環 (RED)	「レッドリスト 2017 の公表について」(平成29年3月 環境省) の掲載種	<ul style="list-style-type: none"> EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
県 (RED)	岐阜県の絶滅の恐れのある野生生物(動物編)改訂版(平成二十二年八月 岐阜県) の掲載種	<ul style="list-style-type: none"> EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
県要綱	岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成二十一年四月 岐阜県)	選定基準は選定基準 No. 4 と同様
県保護条例	岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(岐阜県 平成十五年三月)	指定：指定希少野生生物

対象対象道路事業実施区域及びその周辺において生息する可能性のある重要な動物は、表 4.1-21 に示すとおり、哺乳類ではヤマネやニホンカモシカ等 4 種、鳥類ではオオタカやサシバ等 21 種、両生類では、ヒダサンショウウオとニホンアカガエルの 2 種、爬虫類ではニホンイシガメとクサガメの 2 種、昆虫類ではギフチョウやグンバイトンボ等 51 種、魚類ではアカザやサツキマス等 6 種、貝類及び十脚甲殻類ではマルタニシやイシガイ等の 17 種、合計 103 種があげられます。

また、位置情報の記載のある重要な動物の分布位置は、図 4.1-17 に示すとおりです。

表 4.1-21 生息する可能性のある重要な動物 (1/2)

項目	目名	科名	種名	文献調査	選定基準 ^{*1}							
					文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例		
哺乳類	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ウサギコウモリ	2				NT	NT			
			テングコウモリ	2				VU	VU			
	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	1,3,4	国天			NT	NT			
	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	3	特天							
	3目	3科	4種		2	0	0	3	3	0		
鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	6				NT	NT			
	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	5,6				VU	VU	VU		
		カモ科	オシドリ	6				DD	NT	NT		
	タカ目	タカ科	オオタカ	5,6		国内		NT	NT	NT		
			ハイタカ	5,6			NT	NT	NT			
			サシバ	5,6			VU	NT	NT			
	キジ目	キジ科	ヤマドリ	6				NT	NT			
	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	5,6				VU	NT	NT		
			ケリ	6				DD				
		シギ科	タカブシギ	6				VU				
	ハト目	ハト科	アオバト	5,6				DD	DD			
	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	6					VU	VU		
			アオバズク	6					NT	NT		
			フクロウ	6					NT	NT		
	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	5,6			NT	NT	NT			
	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	5,6				DD	DD			
	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	5,6					NT	NT		
サンショウクイ科			サンショウクイ	5,6			VU	NT	NT			
ツグミ科			トラツグミ	6				DD	DD			
カササギヒタキ科			サンコウチョウ	6				NT	NT			
ホオアカ			6					NT	NT			
	11目	17科	21種			1	10	19	19	0		
両生類	有尾目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ	5,7				NT	NT			
	無尾目	アカガエル科	ニホンアカガエル	5					NT			
	2目	2科	2種		0	0	1	2	0	0		
爬虫類	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	5				NT	NT			
			クサガメ	5					DD			
	1目	1科	2種		0	0	1	2	0	0		
昆虫類	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	10				EN	CR+EN	CR+EN		
			イトトンボ科	ベニイトトンボ	10				NT	VU	VU	
				ムスジイトトンボ	10					NT	NT	
		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	5,10,11					NT	NT	NT	
			ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	10				NT	DD	DD	
				アオヤンマ	10				NT	VU	VU	
		マルタンヤンマ		5,11					DD	DD		
		サナエトンボ科	キイロサナエ	10					NT			
			ホンサナエ	10						NT	NT	
			ナゴヤサナエ	10					VU	NT	NT	
			タバサナエ	10					NT			
			フタスジサナエ	11					NT	DD	DD	
			オグマサナエ	10					NT	DD	DD	
		エゾトンボ科	トラフトンボ	10						NT	NT	
			キイロヤマトンボ	5,10,11					NT	NT	NT	
		トンボ科	ベッコウトンボ	10			国内		CR	CR+EN	CR+EN	
			マダラナニワトンボ	5,11					EN	CR+EN	CR+EN	
	タイコウチ科	ヒメタイコウチ	8					VU	VU			
	コオイムシ科	タガメ	10					VU	VU	VU		
	チョウ目	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ	10					EN	CR+EN	CR+EN	
			ギンイチモンジセセリ	5,9					NT	NT	NT	
			ミヤマチャバネセセリ	5,9						NT	NT	
			チャマダラセセリ	9					EN	CR+EN	CR+EN	
			スジグロチャバネセセリ	9						NT	NT	
			ヘリグロチャバネセセリ	9						NT	NT	
			シジミチョウ科	ミドリシジミ	9						VU	VU
				クロシジミ	9					EN	VU	VU
				フジミドリシジミ	9						NT	NT
				キマダラルリツバメ	9					NT	VU	VU
		タテハチョウ科	ゴマシジミ	5,9						CR+EN		
			ヒメシジミ	5,9						NT		
			ウラギンスジヒョウモン	9					VU	NT	NT	
			コヒョウモンモドキ	9					EN	NT	NT	
			オオムラサキ	9					NT			
			フタスジチョウ	9						NT		
		ヒメヒカゲ	9						CR+EN			
		ウラナミジャノメ	5,9						CR+EN			
アゲハチョウ科		ギフチョウ	5,9					VU	NT	NT		

表 4.1-21 生息する可能性のある重要な動物(2/2)

項目	目名	科名	種名	文献調査	選定基準 ¹⁾					
					文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例
昆虫類	チョウ目	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	9			EN	VU	VU	
			ツマグロキチョウ	9			EN	VU		
		ジャノメチョウ科	クロヒカゲモドキ	9			EN	CR+EN	CR+EN	
			オオヒカゲ	9				VU	VU	
		ツトガ科	ゴマフツトガ	10			NT	DD	DD	
		シャクガ科	クワトゲエダシャク	10			NT	DD	DD	
	カギモンキリガ		10				DD	DD		
	コウチュウ目	オサムシ科	オオヒョウタンゴミムシ	9			NT	VU		
			ゲンゴロウ	5			VU	CR+EN	CR+EN	
		コガネムシ科	タニグチコブヤハズカミキリ	10,12				NT	NT	
	ハチ目	アリ科	ツノアカヤマアリ	10				DD		
			エゾアカヤマアリ	10				VU		
			ミヤマアメイロケアリ	10				DD		
	4目	26科	51種		0	1	33	45	39	0
魚類	コイ目	コイ科	デメモロコ	13			VU	CR+EN	CR+EN	
			ドジョウ	13			DD			
		ドジョウ科	アジメドジョウ	13				VU		
	ナマズ目	アカザ科	アカザ	13			VU			
	サケ目	サケ科	サツキマス	5,13			NT	NT	NT	
			アマゴ	7,13			NT	NT	NT	
	3目	4科	6種		0	0	6	3	3	0
貝類及び 十脚甲殻類	原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ	13			VU	NT	NT	
			オオタニシ	13			NT			
	基眼目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	13				DD		
			ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	13			DD		
	イシガイ目	イシガイ科	ヒラマキガイモドキ	13				NT		
			マツカサガイ	13			NT	VU	VU	
			トンガリササノハガイ	13			NT	VU	VU	
			イシガイ	13				VU	VU	
	柄眼目	オカモノアラガイ科	マシジミ	13			VU	NT	NT	
			ナガオカモノアラガイ	13,14			NT			
		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	13,14	国天					
			オオギセル	13,14			NT			
		コハクガイ科	コハクガイ	13,14	国天					
		ベッコウマイマイ科	ウメムラシタラガイ	13,14			NT			
			ヒラベッコウガイ	13,14			DD			
	オオウエキビ		13,14			DD				
	ニッポンマイマイ科	エチゼンビロウドマイマイ	13,14			DD				
4目	9科	17種		2	0	14	5	5	0	

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成24年度 生物リストー」(平成24年9月5日更新)に従いました。

出典) 文献1: 岐阜ふるさとと動物たち (昭和57年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会, 岐阜日日新聞社)

文献2: 続 岐阜ふるさとと動物たち (1987年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会, 岐阜日日新聞社)

文献3: ふるさとの哺乳動物 (1991年7月, 岐阜県博物館友の会)

文献4: 岐阜県における哺乳類の生息状況と、その環境調査及び環境教育にかかわる研究 (1984年7月, 岐阜県哺乳動物調査研究会)

文献5: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版- (平成22年8月, 岐阜県)

文献6: 岐阜県の野鳥 (昭和58年3月, 岐阜県生活環境部)

文献7: わたしたちの自然 (平成2年6月, 岐阜県)

文献8: ふるさとの虫に学ぶ (平成7年3月, 岐阜県高等学校教育研究会生物部会)

文献9: だんだらちよう別冊 岐阜県内蝶類採集調査記録集 4 (2001年2月, 岐阜県昆虫同好会)

文献10: 岐阜県の昆虫 岐阜県昆虫分布調査報告 (1982年3月, 岐阜県環境部環境保全課)

文献11: 岐阜県の動物 (1974年, 岐阜県高等学校生物教育研究会, 大衆書房)

文献12: 啓蟄 No.1-30 (1983~2006年, 藤原麟一朗, 岐阜県昆虫分布研究会)

文献13: 木曾川水系調査報告書 (昭和52年3月, 建設省木曾川上流工事事務所)

文献14: 岐阜県貝類標本総合目録 (昭和57年3月, 岐阜県博物館)

注1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

特天: 特別天然記念物 国天: 国指定天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第五号)」の対象とされた種

国内: 国内希少野生動物植物種

環RED…「レッドリスト2017の公表について(平成29年3月31日)」に記載された種

CR: 絶滅危惧IA類 EN: 絶滅危惧IB類 VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

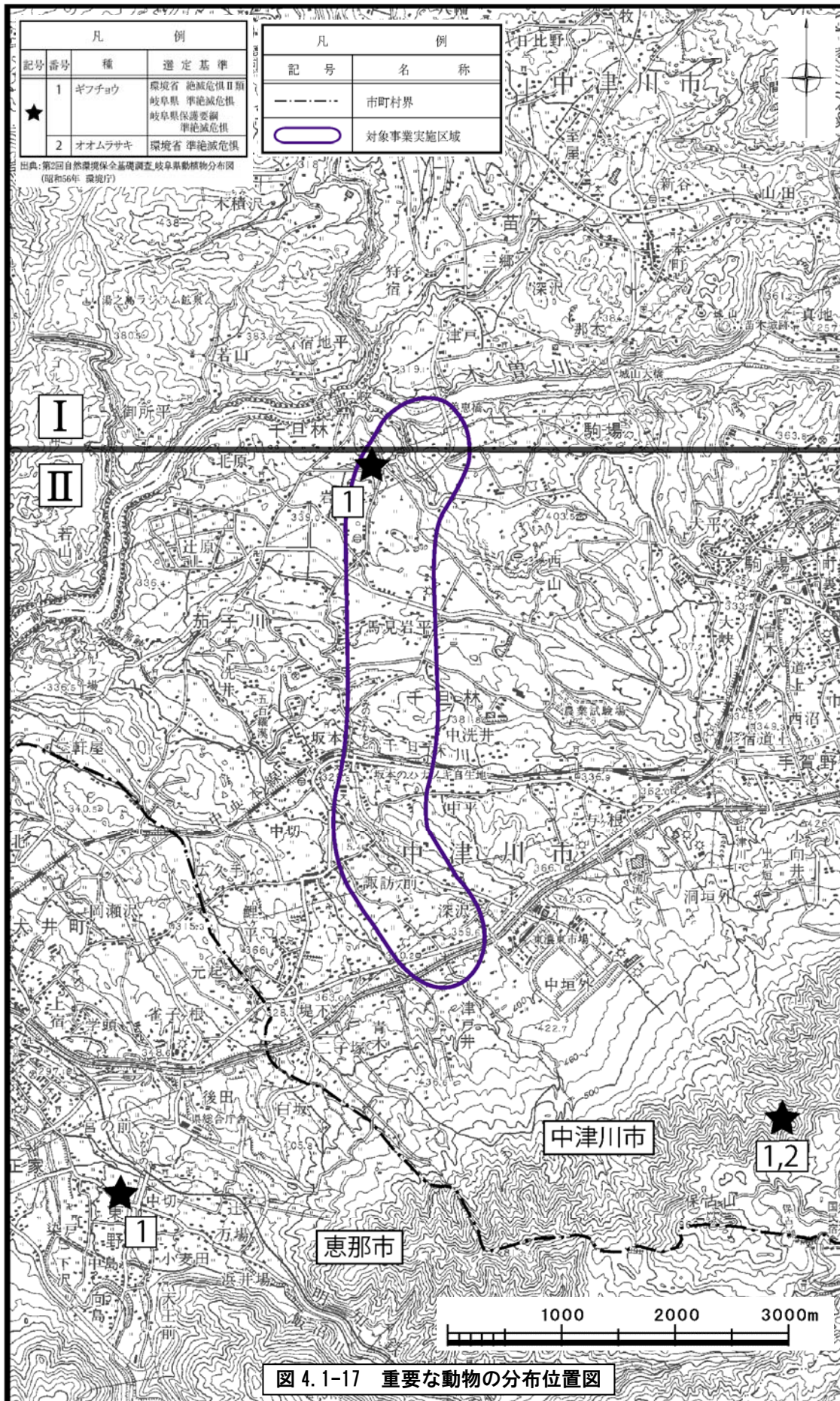
県RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック改訂版(平成22年8月)」に記載された種

CR+EN: 絶滅危惧I類 NT: 準絶滅危惧 VU: 絶滅危惧II類 DD: 情報不足

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成21年4月)」

CR+EN: 絶滅危惧I類 NT: 準絶滅危惧 VU: 絶滅危惧II類 DD: 情報不足

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成15年3月)」の対象とされた種



分類群	種名	選定基準					メッシュ記号		
		文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例	I	II
鳥類	ミゾゴイ			VU	VU	VU			○
	オオタカ		国内	NT	NT	NT			○
	ハイタカ			NT	NT	NT			◎
	サシバ			VU	NT	NT		○	
	タマシギ			VU	NT	NT		△	
	ヨタカ			NT	NT	NT			○
	ヤマセミ				NT	NT			◎
	サンショウウイ			VU	NT	NT			○
	アオバト				DD	DD			○
	ハリオアマツバメ				DD	DD			○
爬虫類	ニホンイシガメ				NT	VU			△
	クサガメ				DD	DD			△
両生類	ヒダサンショウウオ			NT	NT	NT			△
	ニホンアカガエル				NT	NT			△ △
魚類	サツキマス(アマゴ)			NT	NT	NT			△ △
昆虫類	マダラニワトンボ			EN	CR+EN	CR+EN			△ △
	ゲンゴロウ				VU	CR+EN	CR+EN		○
	ゴマシジミ				CR+EN	CR+EN		○	○
	ヒメヒカゲ				CR+EN	CR+EN			△
	ウラナミジャノメ				CR+EN	CR+EN			◎
	ツマグロキチョウ			EN	VU	VU			◎ ◎
	ゲンハイトンボ				NT	NT	NT		△
	トラフトンボ					NT	NT		○
	キイロヤマトンボ			NT	NT	NT			◎
	ギンイチモンジセセリ			NT	NT	NT			◎ ◎
	ミヤマチャバネセセリ				NT	NT			◎
	キフチョウ			VU	NT	NT			△ △
	ヒメシジミ				NT	NT			◎
	オグマサナエ			NT	DD	DD			△ △
	マルタンヤンマ				DD	DD			△ △

備考1)「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県のレッドデータブック改訂版-」
(平成22年 岐阜県)における確認情報(メッシュ I (美濃福岡)、II (恵那))を示した。

備考2)メッシュ記号: I 美濃福岡 II 恵那

注1)表中の記号 △…1990年以前 ○…1991年～2000年まで ◎…2001年以降の分布情報

注2)文化財…「文化財保護法」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」の対象とされた種

環RED…「第4次レッドリストの公表について」に記載された種

EN:絶滅危惧Ⅲ類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧

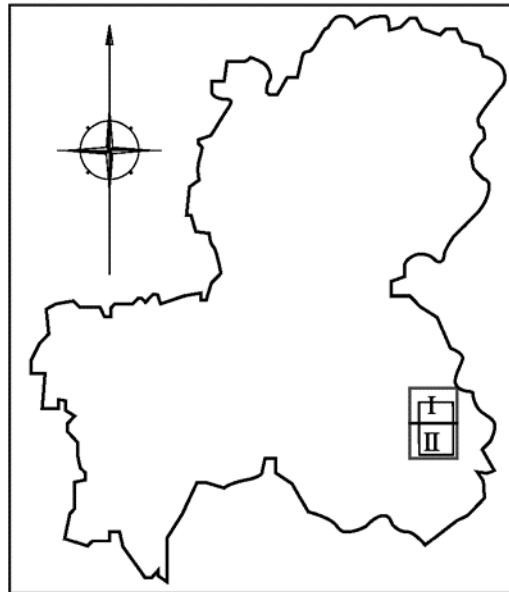
県RED…「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県のレッドデータブック改訂版-」

に記載された種 CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱」

CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

県保護条例…「岐阜県希少な野生生物保護条例による指定希少野生生物」の対象とされた種



(2) 植物の生育状況

植物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料は表 4. 1-22 に示すとおりです。

表 4. 1-22 植物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料

番号	分類	文献名	発行年	編著者	発行
1	種	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 -岐阜県レッドデータブック-2001	2001 年	岐阜県環境生活部 自然環境保全課	岐阜県
2		岐阜県の植物	1966 年 10 月	岐阜県高等学校教育研究会生物部会	大衆書房
3		ガイドブック 飛騨と美濃の植物	1987 年 7 月	岐阜県高等学校生物教育研究会	岐阜県高等学校生物教育研究会
4		岐阜県の湿地（岐阜県自然環境保全対策事業報告書）	2001 年	岐阜県	岐阜県
5		失われゆく植物	1993 年 10 月	岐阜県博物館学芸部自然係	岐阜県博物館友の会
6		わたしたちの自然-改訂版-	1990 年 6 月	岐阜県	岐阜県
7	群落・ 個体	シデコブシの自生地	1996 年	日本シデコブシを守る会	日本シデコブシを守る会
8		中津川市シデコブシマップ	—	中津川市文化スポーツ部文化振興課	中津川市
9		中津川市の指定文化財	2013 年 8 月	中津川市	中津川市ホームページ

1) 主な植物相の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺において生育する可能性のある植物としては表 4.1-23 に示すとおり、72 科 232 種があげられます。

「日本の植物区系」(1987 年, 前川文夫)によると、東濃地域は地方的植物区系である「美濃―三河地域」に属しており、他地域と比べ特殊化が進んだ植物種がみられるという特徴があります。

また、「岐阜県の植物」(1966 年, 岐阜県の植物刊行会)によると、対象道路事業実施区域及びその周辺の丘陵地帯は「東濃丘陵植物区」に属しており、木曾川流域の低山地～丘陵地帯には、暖帯性と温帯性の植物が混在してみられます。

表 4.1-23 調査対象地域における植物(1/4)

科名	種名	文献調査						選定基準 ¹⁾					備考	
		1	2	3	4	5	6	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例
ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ		○											
オシダ科	ヤブソテツ		○											
マツ科	モミ		○											
	ウラジロモミ		○											
	カラマツ		○											
	トウヒ		○											
	アカマツ		○											
	ゴヨウマツ		○											
	ヒメコマツ		○											
	コメツガ		○											
	ツガ		○											
スギ科	スギ		○											
	コウヤマキ		○											
ヒノキ科	ヒノキ		○											
	サワラ		○											
	ネズ		○											
	クロベ		○											
	アスナロ		○											
イチイ科	イチイ		○											
ヤナギ科	ヤマナラシ		○											
カバノキ科	ハンノキ		○											
	サクラバハンノキ	○	○		○	○			NT	NT	NT			
	シラカンバ		○				○							
	サワシバ		○											
	クマシデ		○											
	アカシデ		○											
	ハシバミ		○											
	クリ		○											
ブナ科	ブナ		○											
	イヌブナ		○											
	カシワ		○							DD	DD			
	アラカシ		○											
	ミズナラ		○	○										
	シラカシ			○										
	アカガシワ		○											
	ウラジロガシ			○										
	コナラ		○	○										
	ツクバネガシ													
ニレ科	ケヤキ		○											
イラクサ科	アカソ		○											
ビャクダン科	ツクバネ		○											
タデ科	ウナギツカミ		○							NT	NT			
	オオイヌタデ		○											
	イヌタデ		○											
モクレン科	ホオノキ		○											出典ではホウノ キ
	タムシバ			○										
	シデコブシ	○	○	○			○		NT	VU	VU			
クスノキ科	クロモジ		○											
	シロモジ		○											
ヤマグルマ科	ヤマグルマ		○											
キンボウゲ科	ボタンヅル		○											
	カザグルマ		○	○					NT	VU	VU			
	バイカモ		○	○						VU	VU			
メギ科	ヘビノボラズ		○	○						VU	VU			
ツヅラフジ科	アオツヅラフジ		○											出典ではカミエ ビ
センリョウ科	フタリシズカ		○											
ウマノスズクサ科	ヒメカンアオイ			○										
	ゼニバサイシン			○										出典ではキノジ ノカンアオイ
ツバキ科	ツバキ		○											
	サカキ		○											

表 4.1-23 調査対象地域における植物(2/4)

科名	種名	文献調査						選定基準 ¹⁾					備考		
		1	2	3	4	5	6	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例	
オトギリソウ科	オトギリソウ		○												
モウセンゴケ科	イシモチソウ	○	○							NT	VU	VU			
	モウセンゴケ		○		○										
マンサク科	ミヤマトサミズキ		○												
	マルバノキ		○	○			○								
ユキノシタ科	トリアシショウマ		○												
	クサアジサイ		○												
	コアジサイ		○												
	タマアジサイ		○												
	ガクアジサイ		○												
	ノリウツギ		○												
	シラヒゲソウ	○	○								NT	NT			
	ウメバチソウ				○										
	ヤグルマソウ		○												
	イワガラミ		○												
バラ科	キンミズヒキ		○												
	ザイフリボク				○										
	ヤマザクラ		○												
	ヤマナシ		○								DD	DD			
	キイチゴ		○												出典ではキイチ ゴ属
	ワレモコウ		○												
	ウラジロノキ		○												
マメ科	ネムノキ		○												
	タヌキマメ		○												
	ヤハズソウ		○												
	クズ		○												
	クララ		○												
	ナンテンハギ		○												
トウダイグサ科	アカメガシワ		○												
ミカン科	マツカゼソウ		○												
	ミヤマシキミ		○												
	サンショウ		○												
ヒメハギ科	カキノハグサ		○								VU	VU			
ウルシ科	ヌルデ		○												
カエデ科	ウリカエデ		○												
	ヒトツバカエデ		○												
	ハウチワカエデ		○												
	イロハモミジ		○												
	ヤマモミジ		○												
	イタヤカエデ		○												
	ハナノキ	○	○				○			VU	VU	VU			
	ウリハダカエデ		○												
	コハウチワカエデ		○												
	ミネカエデ		○												
トチノキ科	トチノキ		○												
アワブキ科	アワブキ		○												
ツリフネソウ科	ツリフネソウ		○												
モチノキ科	イヌツゲ		○												
	アオハダ		○												
	ソヨゴ		○												
ニシキギ科	ニシキギ		○												
ミツバウツギ科	ミツバウツギ		○												
クロウメモドキ	イソノキ				○										
ブドウ科	ノブドウ		○												
	ヤマブドウ		○												
	エビヅル		○												
スマレ科	アギスマレ				○										
キブシ科	キブシ		○												
アリノトウグサ科	アリノトウグサ		○												
ウリノキ科	ウリノキ		○												

表 4.1-23 調査対象地域における植物(3/4)

科名	種名	文献調査						選定基準 ¹⁾					備考			
		1	2	3	4	5	6	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱		県保護 条例		
ミズキ科	ヤマボウシ		○													
	ミズキ		○													
	ハナイカダ		○													
ウコギ科	コシアブラ		○													
	タラノキ		○													
	タカノツメ		○													
	ハリギリ		○													
	トチバニンジン		○													
セリ科	シシウド		○													
イワウメ科	イワカガミ		○													
リョウブ科	リョウブ		○													
ツツジ科	サラサドウダン				○											
	ベニサラサドウダン				○											
	ベニドウダンツツジ		○		○										出典ではベニド ウダン	
	ネジキ		○													
	アズマツリガネツツジ		○													
	ヨウラクツツジ		○							VU						
	アセビ		○													
	ミツバツツジ		○													
	レンガツツジ		○		○											
	モチツツジ		○													
	サイゴクミツバツツジ		○													
	コバノミツバツツジ		○													
	パイカツツジ		○													
	シャクナゲ類		○												出典ではシャク ナゲ	
		ホツツジ		○												
		ウスノキ		○												
	ナツハゼ		○													
エゴノキ科	アサガラ		○													
	エゴノキ		○													
	ハクウンボク		○													
ハイノキ科	サワフタギ		○													
モクセイ科	ヒトツバタゴ	○	○			○	○			VU	VU	VU				
	ヒイラギ		○													
リンドウ科	リンドウ		○													
	ツルリンドウ				○											
クマツヅラ科	ムラサキシキブ		○													
シソ科	ヒメシロネ		○													
	ヤマジソ		○							NT						
	セキヤノアキチョウジ		○								VU	VU				
	ハクサンカメバヒキオコシ		○													
	コウシンヤマハッカ		○													
ゴマノハグサ科	サワトウガラシ				○											
	ママコナ		○													
	セリバシオガマ		○													
	ミカワシオガマ	○	○							VU	VU	VU	指定			
	イヌノフグリ	○	○							VU	VU	VU				
イワタバコ科	イワタバコ		○													
タヌキモ科	ミミカキグサ		○		○											
	ホザキノミミカキグサ		○		○											
	ムラサキミミカキグサ		○		○					NT						
スイカズラ科	コツクバネウツギ		○													
	ヤマウグイスカグラ		○													
	スイカズラ		○												出典ではニンド ウ	
	ニワトコ		○													
	オオカメノキ		○													
オミナエシ科	オミナエシ		○								NT	NT				
	オトコエシ		○													
マツムシウ科	マツムシウ		○								NT	NT				

表 4.1-23 調査対象地域における植物(4/4)

科名	種名	文献調査						選定基準 ¹⁾						備考	
		1	2	3	4	5	6	文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	県保護 条例		
キキョウ科	サワギキョウ		○		○										
	キキョウ	○	○							VU	NT	NT			
キク科	サワシロギク		○		○										
	シラヤマギク		○												
	サジガンクビソウ		○												
	リョウノウアザミ	○	○								VU	VU			
	フジバカマ		○							NT	NT	NT			
	サウヒヨドリ		○												
	ミズギク	○	○									NT	NT		
	クルマバハグマ		○												
	キリガミネトウヒレン		○												
	アキノキリンソウ		○												
	ヤブレガサ		○												
	ユリ科	ノギラン		○											
チゴユリ			○												
カタクリ			○												
ショウジョウバカマ			○												
ヤブカンゾウ			○												
ノカンゾウ					○										
ミズギボウシ			○												
サクライソウ		○	○							EN	CR+EN	EN	指定		
ツルボ			○												
イワショウブ					○							NT			
ヤマジノホトトギス			○												
ホトトギス			○												
ヤマホトトギス			○												
エンレイソウ			○												
コバイケイソウ			○												
ミカワバイケイソウ		○			○				VU	VU	VU				
ミズギボウシ				○											
ヤマノイモ科	タチドコロ		○												
アヤメ科	ハナショウブ				○										
ホシクサ科	シラタマホシクサ	○	○		○					VU	VU	VU			
イネ科	カルカヤ		○												出典ではメリケンカルカヤ
	アブラススキ		○												
	ススキ		○												
	チヂミザサ		○												
	ツルヨシ		○												
	マダケ		○												
	モウソウチク		○												
	ミヤコザサ		○												
	スズタケ		○												
カヤツリグサ科	サヤマスゲ		○							VU					
	ミカツキグサ		○		○										
	アブラガヤ		○												
ラン科	キンラン	○	○							VU	VU	VU			
	クマガイソウ		○							VU	CR+EN	CR+EN			
	カキラン				○							NT			
	ミヤマウズラ		○												
	サギソウ		○		○					NT	CR+EN	CR+EN			
	ミズトンボ	○	○							VU	CR+EN	CR+EN			
フタバラン		○													
ヒカリゴケ科	ヒカリゴケ		○												
72科	232種	23	215	9	26	4	5	0	0	29	40	38	3		

- 備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成24年度 植物リストー」(平成24年9月5日更新更新)に従いました。
- 出典) 文献1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物-岐阜県レッドデータブック-2001 (2001, 岐阜県)
文献2: 岐阜県の植物, 大衆書房 (1966, 岐阜県高等学校生物教育研究会)
文献3: ガイドブック 飛騨と美濃の植物 (1987, 岐阜県高等学校生物教育研究会)
文献4: 岐阜県の湿地 岐阜県自然環境保全対策事業報告書 (2001, 岐阜県)
文献5: 失われゆく植物 (1993, 岐阜県博物館学芸部自然係, 岐阜県博物館友の会)
文献6: わたしたちの自然 改訂版 (1990, 岐阜県)
- 注1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物
保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)」の対象とされた種
環 RED…「レッドリスト2017(平成29年3月31日)」に記載された種
EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧
県 RED…「岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版(平成26年)」に記載された種
CR+EN:絶滅危惧I類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成21年4月)」
CR+EN:絶滅危惧I類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(平成15年3月)」の対象とされた種
指定:指定希少野生生物

2) 重要な種及び群落の状況

学術上または、希少性の観点から重要な植物の選定にあたって参考にした法令及び文献等は、表 4. 1-24 に示すとおりです。

表 4. 1-24 重要な植物種の選定にあたって用いた法令及び文献等

略称	法律・文献等	選定基準
文化財	「文化財保護法」(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正：平成二十三年五月二日法律第三十七号)	・国指定の天然記念物 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物 ・地方公共団体指定の天然記念物 県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物
保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
REDD	「レッドリスト 2017 の公表について」(平成二十九年三月三十一日 環境省) の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
RED	岐阜県レッドリスト(植物編)改訂版(平成二十六年 岐阜県)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
県要綱	岐阜県希少な野生生物保護要綱(平成二十一年四月 岐阜県)	選定基準は選定基準 No. 4 と同様
県保護条例	岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物(岐阜県 平成十五年三月)	指定：指定希少野生生物

対象地域において生息する可能性のある重要な植物は、表 4. 1-25 に示すとおり、ハナノキ、シデコブシ等合計 35 種があげられます。

また、対象地域において位置が特定できる重要な植物(天然記念物)は、表 4. 1-26 に示すとおり、坂本のハナノキ自生地、岩屋堂のシデコブシ群生地等 8 件があげられます。

重要な植物の分布位置は、図 4. 1-18 に示すとおりです。

表 4.1-25 生育する可能性のある重要な植物

科名	種名	文献調査	選定基準 ^{*1}					県保護 条例
			文化財	保存法	環RED	県RED	県要綱	
カバノキ科	サクラバハシノキ	1,2,4,5			NT	NT	NT	
ブナ科	カシワ	2				DD	DD	
タデ科	ウナギツカミ	2				NT	NT	
モクレン科	シデコブシ	1,2,3,6			NT	VU	VU	
キンボウゲ科	カザグルマ	1,2			NT	VU	VU	
	バイカモ	1,2				VU	VU	
メギ科	ヘビノボラズ	1,2				VU	VU	
モウセンゴケ科	イシモチソウ	1,2			NT	VU	VU	
ユキノシタ科	シラヒゲソウ	1,2				NT	NT	
バラ科	ヤマナシ	2				DD	DD	
ヒメハギ科	カキノハグサ	2				VU	VU	
カエデ科	ハナノキ	1,2,6			VU	VU	VU	
ツツジ科	ヨウラクツツジ	2			VU			
モクセイ科	ヒトツバタゴ	1,2,5,6			VU	VU	VU	
シソ科	ヤマジソ	2			NT			
	セキヤノアキチョウジ	2				VU	VU	
ゴマノハグサ科	ミカワシオガマ	1,2			VU	VU	VU	指定
	イヌノフグリ	1,2			VU	VU	VU	
タヌキモ科	ムラサキミミカキグサ	1,2,4			NT			
オミナエシ科	オミナエシ	2				NT	NT	
マツムシソウ科	マツムシソウ	2				NT	NT	
キキョウ科	キキョウ	1,2			VU	NT	NT	
キク科	リョウノウアザミ	1,2				VU	VU	
	フジバカマ	2			NT	NT	NT	
	ミズギク	1,2				NT	NT	
ユリ科	サクライソウ	1,2			EN	CR+EN	EN	指定
	イワショウブ	4				NT		
	ミカワバイケイソウ	2,5			VU	VU	VU	
ホシクサ科	シラタマホシクサ	1,2,4			VU	VU	VU	
カヤツリグサ科	サヤマスゲ	2			VU	VU	VU	
ラン科	キンラン	1,2			VU	VU	VU	
	クマガイソウ	2			VU	CR+EN	CR+EN	
	カキラン	4				NT		
	サギソウ	2,4			NT	CR+EN	CR+EN	
	ミズトンボ	1,2			VU	CR+EN	CR+EN	
24科	35種		0	0	21	32	30	2

備考) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リストー平成24年度 植物リストー」(平成24年9月5日更新)に従いました。

出典) 文献1: 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物-岐阜県レッドデータブック-2001 (2001, 岐阜県)

文献2: 岐阜県の植物, 大衆書房 (1966, 岐阜県高等学校生物教育研究会)

文献3: ガイドブック 飛騨と美濃の植物 (1987, 岐阜県高等学校生物教育研究会)

文献4: 岐阜県の湿地 岐阜県自然環境保全対策事業報告書 (2001, 岐阜県)

文献5: 失われゆく植物 (1993, 岐阜県博物館学芸部自然係, 岐阜県博物館友の会)

文献6: わたしたちの自然 改訂版 (1990, 岐阜県)

注1) 文化財…「文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号、最終改正:平成二十三年五月二日法律第三十七号)」に基づき指定された植物に係る天然記念物

保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正:平成二十三年八月三十日法律第百五号)」の対象とされた種

環RED…「レッドリスト2017の公表について(平成29年3月31日)」に記載された種

EN：絶滅危惧ⅠB類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧
県RED…「岐阜県レッドリスト（植物編）改訂版（平成26年度）」に記載された種
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足
県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱（平成21年4月）」
CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類　VU：絶滅危惧Ⅱ類　NT：準絶滅危惧　DD：情報不足
県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物（平成15年3月）」の対象とされた種
指定：指定希少野生生物

表 4.1-26 位置が特定できる重要な植物（天然記念物）

番号	件名	選定基準*1					
		文化財	保存法	環 RED	県 RED	県要綱	県保護 条例
1	坂本のハナノキ自生地	国天		VU	VU	VU	
2	自生のヒトツバタゴ	県天		VU	VU	VU	
3	岩屋堂のシデコブシ群生地	県天		NT	VU	VU	
4	会所沢のシデコブシ群生地	市天		NT	VU	VU	
5	神明神社の大スギ	市天					
6	狩宿のヒトツバタゴ	市天		VU	VU	VU	
7	井汲のシデコブシ	市天		NT	VU	VU	
8	八幡神社のヒトツバタゴ	市天		VU	VU	VU	
8 件		8	0	7	7	7	0

注 1) 「文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号、最終改正：平成二十三年五月二日法律第三十七号）」に基づき指定された植物に係る天然記念物

国天：国指定天然記念物 県天：県指定天然記念物 市天：市指定天然記念物

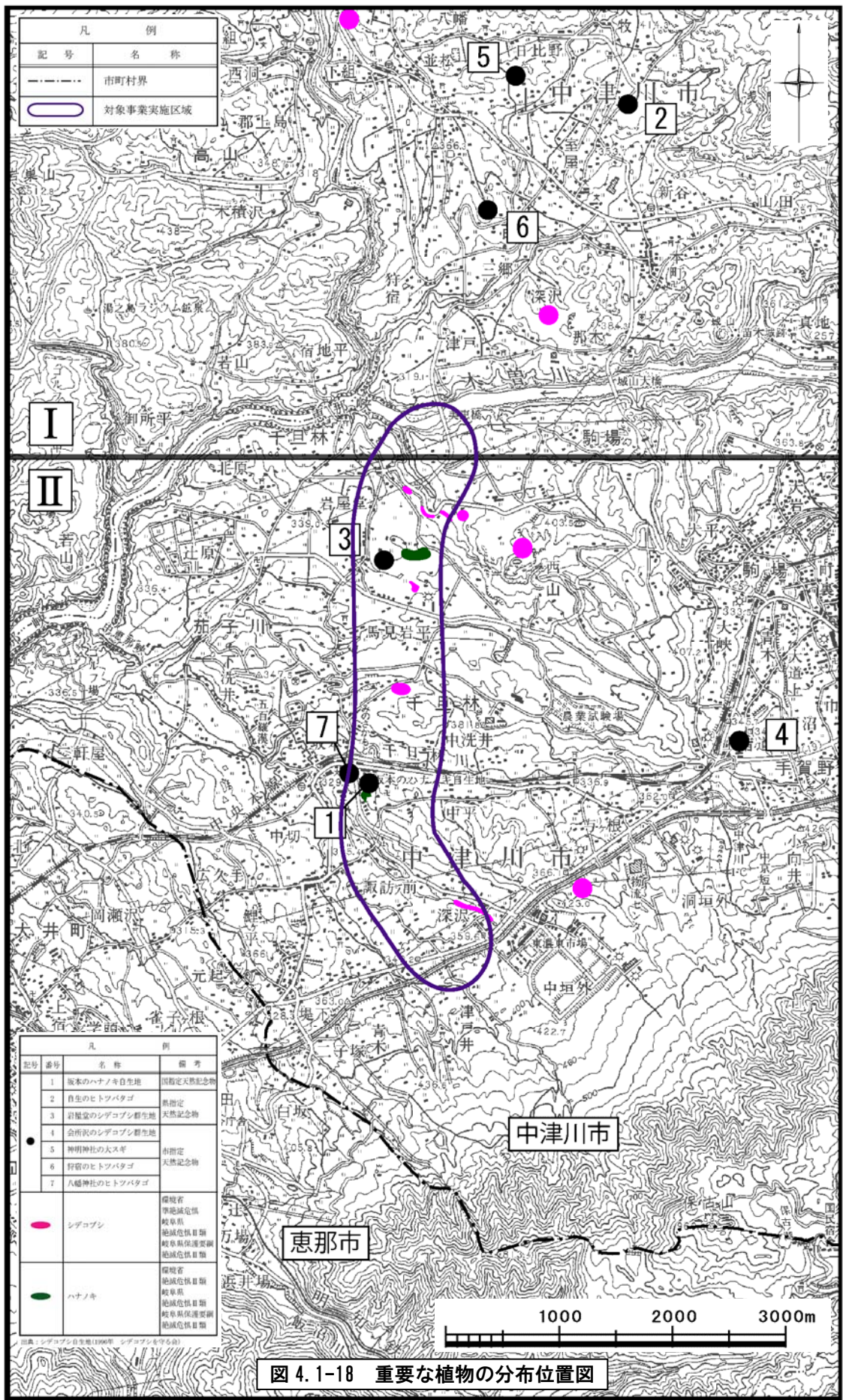
保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律（平成四年六月五日法律第七十五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）」の対象とされた種

環 RED…「レッドリスト 2017 の公表について（平成 29 年 3 月 31 日）」に記載された種

県 RED…「岐阜県レッドリスト（植物編）改訂版（平成 26 年）」に記載された種

県要綱…「岐阜県希少な野生生物保護要綱（平成 21 年 4 月）」

県保護条例…「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物（平成 15 年 3 月）」の対象とされた種



分類群	種名	文化財	選定基準			メッシュ記号		
			保存法	環RED	県RED	県保護 条例	I	II
植物	タカキビ			NT	DD			
	サクラソウ			EN	CR+EN	指定	○	
	ミズトンボ			EN	CR+EN		○	
	シラタマホシクサ				VU		○	○
	キンラン			VU	VU		○	
	リョウノウアザミ				VU		○	○
	ミカワシオガマ			VU	VU	指定		○
	イヌセンブリ			VU	VU			○
	ヒトツバタゴ (ナシヤモンシヤ)			VU	VU		○	○
	ハナノキ			VU	VU		○	○
	カザグルマ			NT	VU			○
	バイカモ				VU			○
	ヘビノボラス				VU		○	○
	イシモチソウ			NT	VU			◎
	シデコブシ			NT	VU		○	○
	コモウセンゴケ				VU		○	
	キキョウ			VU	NT			○
	ミスギク							○
	サクラバハノキ			NT	NT			◎
	シラヒゲソウ				NT		○	○
	ミミカキグサ				NT		○	◎
	ホザキノミミカキグサ				NT		○	○
	ムラサキミミカキグサ			NT	NT		○	◎
フタバラン (コフタバラン)				NT			○	

備考1) 「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物-岐阜県レッドデータブック-2001」(平成13年 岐阜県)における確認情報(メッシュI(美濃福岡)、II(恵那))を示した。

備考2) メッシュ記号: I 美濃福岡 II 恵那

注1) 表中の記号 △・・・1990年以前 ○・・・1991年～2000年まで ◎・・・2001年以降の分布情報

注2) 文化財・・・「文化財保護法」に基づきしていされた植物に係る天然記念物

保存法・・・「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」の対象とされた種

環RED・・・「レッドリスト2017の公表について」に記載された種

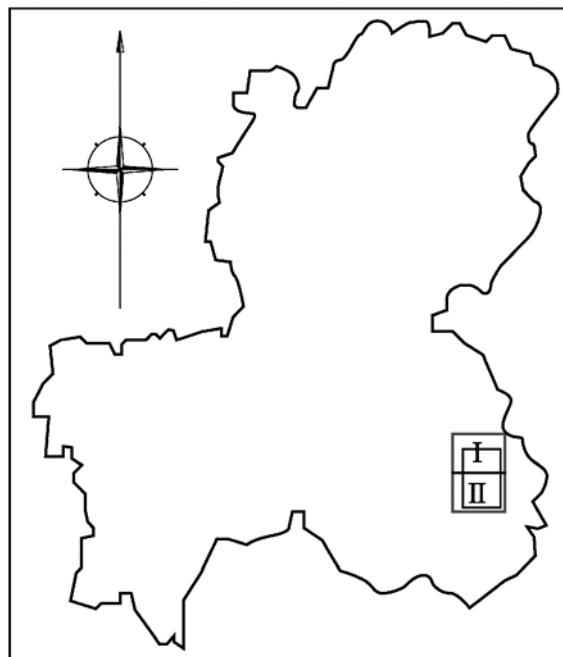
EN: 絶滅危惧I B類 VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧

県RED・・・「岐阜県レッドリスト(植物変)改訂版」に記載された種

CR+EN: 絶滅危惧I類 VU: 絶滅危惧II類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

県保護条例・・・「岐阜県希少野生生物保護条例による指定希少野生生物」の対象とされた種

指定: 指定希少野生生物



(3) 植生の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における現存植生の状況は、図 4.1-19 に示すとおりです。

山地・丘陵地や台地の大部分はスギ・ヒノキ・サワラ植林となっており、河川沿いの低地には水田雑草群落、丘陵地や台地の一部には、畑地雑草群落がみられます。

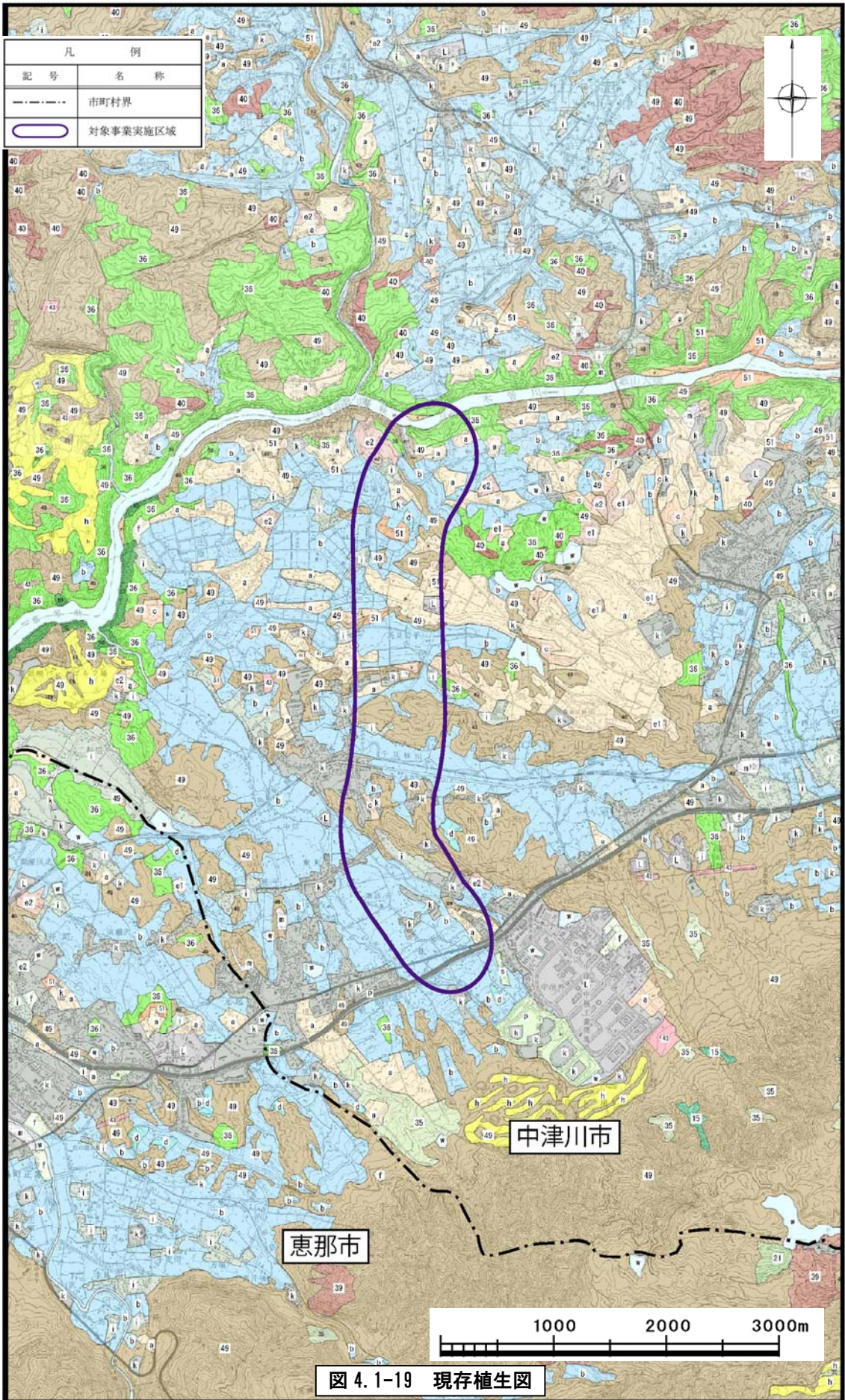


図 4.1-19 現存植生図

凡		例		
凡例番号	凡例コード 凡例名	植生区分名	大 区 分	
10.	140800 ヒノキ群落	IV. ブナクラス域自然植生	14. 冷温帯針葉樹林	
15.	160403 オオモミジケヤキ群落		16. 溪畔林	
24.	260000 伐採跡地群落(V)	V. ブナクラス域代償植生	26. 伐採跡地群落	
25.	270400 ツクバネガシ群落	VI. ヤブツバキクラス域自然植生	27. 常緑広葉樹林	
33.	320200 ヤナギ低木群落(VI)		32. 河辺林	
35.	410101 クリーコナラ群落	VII. ヤブツバキクラス域代償植生	41. 落葉広葉樹二次林	
36.	410105 アバマキコナラ群落		42. 常緑針葉樹二次林	
39.	420101 ヤマツツジーアカマツ群落		46. 伐採跡地群落	
40.	420102 モチツツジーアカマツ群落			
43.	460000 伐採跡地群落(VII)			
46.	470501 ツルヨシ群落	VIII. 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	47. 湿原・河川・池沼植生	
49.	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	IX. 植林地、耕作地植生	54. 植林地	
51.	550000 竹林		55. 竹林	
h.	560100 ゴルフ場・芝地		56. 牧草地・ゴルフ場・芝地	
g.	560200 牧草地			
f.	570100 路傍・空地雑草群落		57. 耕作地	
c.	570101 放棄畑雑草群落			
e2.	570200 果樹園			
e1.	570201 茶畑			
a.	570300 畑雑草群落			
b.	570400 水田雑草群落			
d.	570500 放棄水田雑草群落			
k.	580100 市街地			
i.	580101 緑の多い住宅地		X. その他	58. 市街地等
p.	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等			
L.	580300 工場地帯			
m.	580400 造成地			
w.	580600 開放水域			
r.	580700 自然裸地			
s.	580800 残存・植栽樹群地			

出典：第6回・第7回 自然環境保全基礎調査
 現存植生図
 (中津川、恵那、美濃福岡、付知、妻籠)

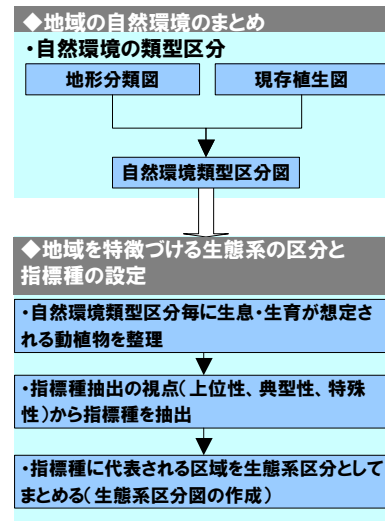
(4) 生態系の状況

生態系の把握にあたり、次の手順により既往資料を整理しました。生態系の把握においては広い範囲の検討が必要であることから、対象道路事業実施区域及びその周辺についても状況の整理を行いました。

〈生態系の状況を把握する手順〉

- ◆地域の自然環境のまとめ
 - ・自然環境の類型区分

- ◆地域を特徴づける生態系の区分と指標種の設定
 - ・動植物の生息・生育分布の概要の整理
 - ・指標種の選定
 - ・生態系の区分



1) 自然環境の類型区分

地形及び水象により類型化すると、対象道路事業実施区域及びその周辺においては、木曾川が東西に流れ、それを南北から挟むように低地・台地や山地・丘陵地が広く分布しています。

地形及び水象の類型区分及び植生の類型区分の関係から、対象道路事業実施区域及びその周辺における自然環境の類型化を行いました。これらの情報を重ね合わせて整理した結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の自然環境の類型区分は、表 4.1-27 及び図 4.1-20 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺の自然環境の類型区分は、自然植生、山地・丘陵地（3区分）、低地・台地（3区分）、畑地・果樹園、水田、開放水域、市街地・その他で構成されます。

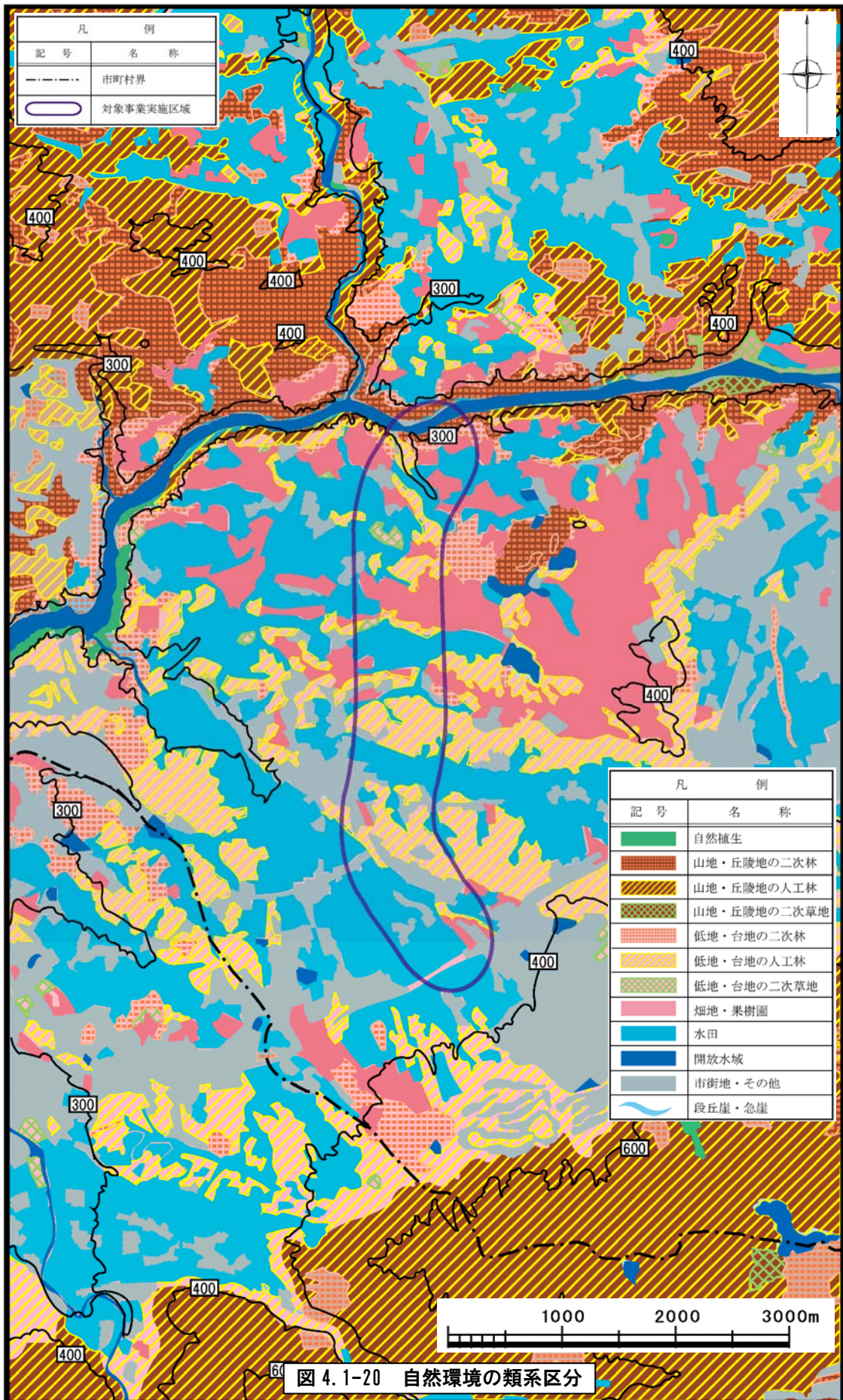
山地・丘陵地については、大部分がアベマキ・コナラ群集等の二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林等の人工林を基盤とする生態系となっているほか、わずかに自然植生や畑雑草群落、竹林等の生態系も形成されていると考えられます。

低地・台地については、大部分が水田、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の人工林、畑地・果樹園を基盤とする生態系が形成されているほか、わずかにアベマキ・コナラ群集等の二次林や二次草地を基盤とする生態系が形成されていると考えられます。

また、木曾川や千旦林川等の開放水域や小規模な池沼等を基盤とする水辺の生態系が形成されていると考えられます。市街地・その他として住宅地やゴルフ場が分布しています。

表 4.1-27 自然環境の類型区分の概要

番号	類型区分	概要
1	自然植生	オオモミジークヤキ群集を中心とした自然植生が山地・丘陵地にわずかに分布しています。
2	山地・丘陵地の二次林	アベマキーコナラ群集を中心とした二次林が分布しています。
3	山地・丘陵地の人工林	対象区域において2番目に面積が広く、スギ・ヒノキ・サワラ植林を中心とした人工林が分布しています。
4	山地・丘陵地の二次草地	小面積ですが、路傍雑草群落や竹林等の二次草地が分布しています。
5	低地・台地の二次林	アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集を中心とした二次林が分布しています。
6	低地・台地の人工林	スギ・ヒノキ・サワラ植林を中心とした人工林が分布しています。
7	低地・台地の二次草地	小面積ですが、路傍雑草群落や竹林等の二次草地が分布しています。
8	畑地・果樹園	台地を中心に、畑地雑草群落、果樹園等が分布しています。
9	水田	対象区域において最も面積が広く、台地を中心に水田雑草群落が広域に分布しています。
10	開放水域	木曾川や千旦林川等の河川の他、小規模な池沼が分布しています。
11	市街地・その他	国道19号や美乃坂駅周辺に住宅地が分布しており、山地・丘陵地や台地には、ゴルフ場が分布しています。



60 図 4.1-20 自然環境の類系区分

2) 生息又は生育が想定される主な動植物

前述の自然環境の類型区分を基に、対象道路事業実施区域及びその周辺に生息又は生育が想定される主な動植物について表 4.1-28 に記載します。

表 4.1-28 自然環境の類型区分ごとに生息・生育が想定される主な動植物

類型区分	主な生息・生育基盤	主な動物種	主な植物種
山地・丘陵地の二次林 低地・台地の二次林	アベマキーコナラ群集 モチツツジ-アカマツ群集	ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、モモンガ、ムササビ、ツキノワグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ニホンジカ、ヤマネ、オオタカ、ハイタカ、フクロウ、ヤマドリ、キビタキ、ヤマガラ、サンショウクイ、シジュウカラ、オオルリ、キジバト、コゲラ、ウグイス、コガラ、ホオジロ、ニホンアカガエル、ムカシトンボ、ミドリシジミ、カワトンボ、スギタニルリシジミ、ギフチョウ、キチョウ、オオムラサキ、アカシジミ、ゴマガイ、ニッポンマイマイ	コナラ、アカマツ、モチツツジ
山地・丘陵地の人工林 低地・台地の人工林	スギ・ヒノキ・サワラ植林	ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、モモンガ、ムササビ、ツキノワグマ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ヤマネ、オオタカ、ハイタカ、フクロウ、ヤマドリ、キビタキ、ヤマガラ、サンショウクイ、シジュウカラ、オオルリ、キジバト、コゲラ、ウグイス、コガラ、ホオジロ、ニホンアカガエル、ムカシトンボ、ミドリシジミ、カワトンボ、スギタニルリシジミ、ギフチョウ、キチョウ、オオムラサキ、アカシジミ、クロヒカゲ、ゴマガイ、ニッポンマイマイ	スギ、ヒノキ、サワラ
山地・丘陵地の二次草地 低地・台地の二次草地	路傍雑草群落 竹林	ノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ニホンジカ、オオタカ、ノスリ、トビ、キジ、キジバト、ツバメ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ホオジロ、カシラダカ、アトリ、キセキレイ、カワガラス、カワセミ、カワラヒワ、シメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、キチョウ、ミドリヒョウモン、ヒメウラナミジャノメ、コキマダラセセリ、ムカシトンボ、エンマコオロギ	ヤハズソウ モウソウチク
果樹園・畑地	畑地雑草群落 果樹園	ノウサギ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ニホンイタチ、オオタカ、サシバ、ノスリ、トビ、キジ、キジバト、コノハズク、ツバメ、イワツバメ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ホオジロ、カシラダカ、アトリ、アオサギ、キセキレイ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、ムクドリ、キチョウ、ミドリヒョウモン、ヒメウラナミジャノメ、コキマダラセセリ、ムカシトンボ、エンマコオロギ、アオマツムシ、コバネイナゴ、ニホンアカガエル	ススキ
水田	水田雑草群落	ニホンイタチ、カワネズミ、ホンドテン、オオタカ、サシバ、キジ、キジバト、ツバメ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ホオジロ、カシラダカ、アトリ、キセキレイ、カワガラス、カワセミ、シメ、ヤマガラ、ケリ、セッカ、キチョウ、ミドリヒョウモン、ヒメウラナミジャノメ、コキマダラセセリ、ムカシトンボ、エンマコオロギ、ヒメタイコウチ、キイトトンボ、ショウジョウトンボ、ミヤマアカネ、ヘイケボタル、ゲンジボタル、ニホンアカガエル、オオタニシ	サワトウガラシ、サギソウ、ミズトンボ、
開放水域	河川 池沼	ツバメ、イワツバメ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ホオジロ、カシラダカ、アトリ、コサギ、アオサギ、キセキレイ、カワガラス、カワセミ、ヤマセミ、シメ、ゲンバイトンボ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、イシガメ、クサガメ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、カワヨシノボリ、カワニナ、マツカサガイ	ハナショウブ
市街地・その他	市街地 工場地帯 ゴルフ場	アブラコウモリ、キジバト、ツバメ、ムクドリ、スズメ、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ショウリョウバッタ、モンキチョウ、キチョウ、モンシロチョウ	セイヨウタンポポ、カタバミ

3) 地域と特徴づける生態系の区分と指標種の設定

想定される動植物の分布状況を踏まえ、自然環境の類型区分に基づき、地域を特徴づける生態系の区分を検討しました。

生態系の区分においては、上位性、典型性、特殊性の視点から注目される指標種を抽出し、この指標種に代表される区域を生態系区分として設定しました。

指標種の抽出視点を表 4.1-29 に示します。

表 4.1-29 指標種・群集の抽出視点

抽出基準	指標種等の抽出視点
上位性	地域を特徴づける生態系の上位に位置する性質をいいます。
典型性	地域を特徴づける生態系の特徴を典型的に表す性質をいいます。 対象道路事業実施区域及びその周辺に優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物などが対象となります。
特殊性	地域を特徴づける生態系において特殊な環境であることを示す指標となる種が対象となります。相対的に分布範囲が狭い環境、または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物種等が対象となります。

設定した生態系の区分を図 4.1-21 に、指標種の抽出結果を表 4.1-30 に示します。
対象道路事業実施区域及びその周辺の生態系区分は次の 2 区分に設定しました。

- ◆ 里山・森林の生態系
- ◆ 水辺・水田の生態系

表 4.1-30 指標種・群集の抽出視点

類別	生態系区分 指標種	里山・森林の生態系				水辺・水田の生態系		選定理由
		低山地の・自然林地・二次地林	低山地の・人工林地・台地	低山地の・二次草地・台地	市街地	農耕地	開放水域	
上位性	ホンドタヌキ	○	○	○	○			里山・森林の生態系における食物連鎖の上位種であり、ロードキル発生件数が最も多い動物であるため選定しました。フィールドサイン等の調査手法が確立しているため、調査が比較的容易です。
典型性	ニホンアカガエル					○	○	対象道路事業実施区域内に広く存在する水辺・水田の生態系における食物網の典型種であり、水辺・水田で繁殖活動を行うことから、水辺・水田環境の改変による生息環境への影響を最も受けると想定されるため選定しました。鳴き声による確認が可能のため、調査が比較的容易です。

注 1) ○は主要な分布地と想定される生態系区分を示します。

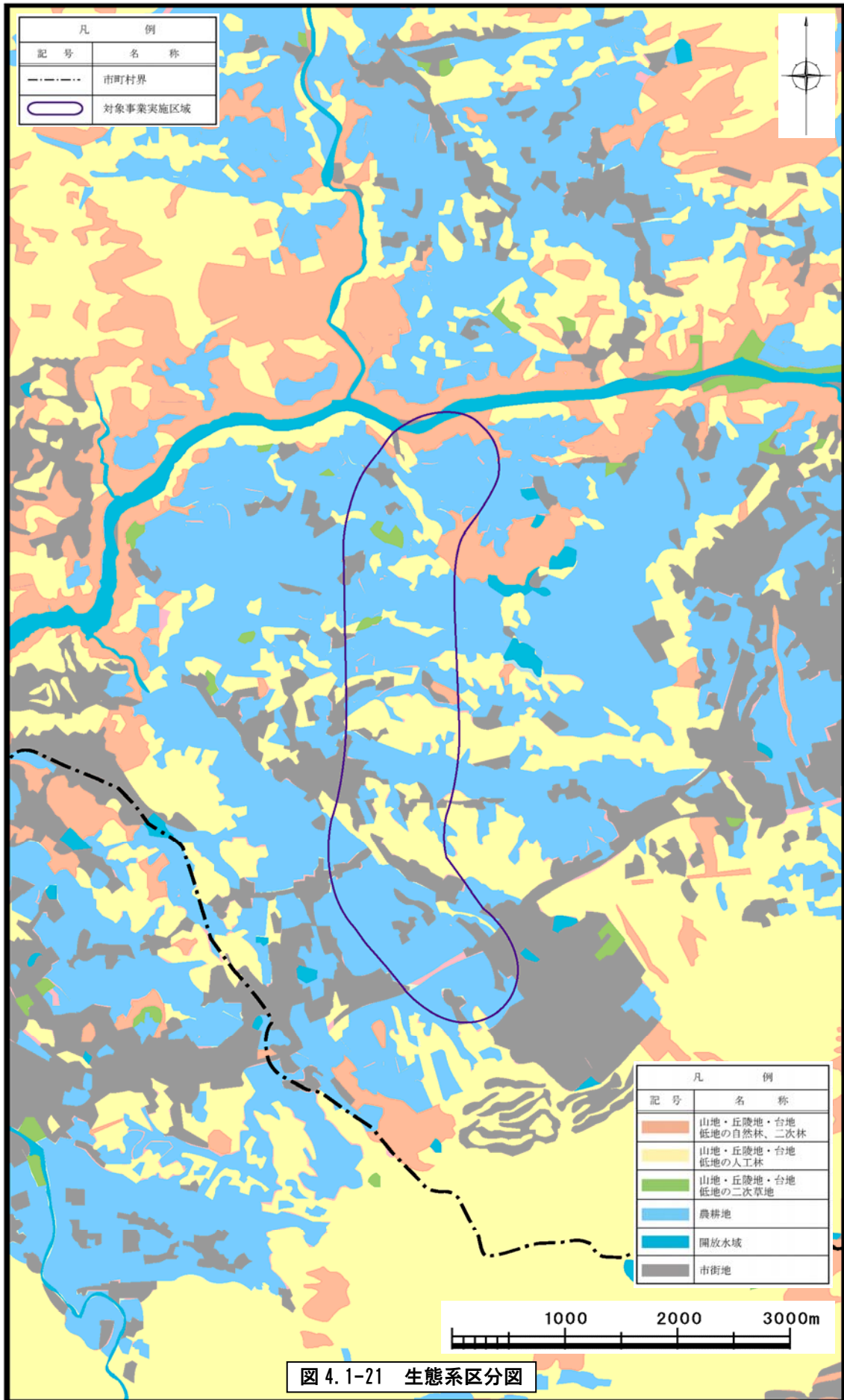


図 4.1-21 生態系区分図

6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

1) 景観の地域特性

対象道路事業実施区域及びその周辺の自然景観を構成する要素としては、水田を中心とする耕作地と集落が混在する田園景観、東西を流れる千旦林川や坂本川等の河川景観があるほか、JR 中央本線沿いの市街地にみられる都市景観があります。また、苗木城跡や広域農道などの各地点からは恵那山が眺望できます。

なお、調査対象地域全体について、「景観法」第八条第一項の規定に基づく「中津川市景観計画」による景観計画区域が指定されており、対象道路事業実施区域及びその周辺には、「中山道沿道景観区域」があります。なお、対象道路事業実施区域周辺には、景観計画重点区域に指定される「本町中山道地区」があります。

2) 主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況

対象道路事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点及び景観資源は、表 4.1-31 及び図 4.1-22 に示すとおりです。対象道路事業実施区域における主要な眺望点としては、「苗木城跡」、「坂本地区の広域農道」、「美乃坂本駅」があります。また、景観資源としては、対象道路事業実施区域周辺に「恵那峡」、調査対象地域に「恵那山」があります。

表 4.1-31 主要な眺望点及び景観資源の状況

	番号	名称	所在地	概要	出典
主要な眺望点	1	苗木城跡	中津川市 苗木	苗木城跡の頂上にある天守展望台では、木曾川や恵那山、中津川市街が一望できる絶景眺望地となっています。	1
	2	恵那峡ロード	中津川市 坂本地区	中津川市景観計画に記載された道路上の眺望地点であり、田園風景から恵那山を眺望できます。	2
	3	坂本地区の広域農道 (恵那山眺望の視点場)	中津川市 坂本地区	中津川市を代表する景観である恵那山への眺望を保全するために、中津川市民へアンケート調査を実施し、選定された恵那山眺望の視点場です。各視点場からは恵那山が眺望できます。	3, 4
	4	西山地区 (恵那山眺望の視点場)	中津川市 西山地区		4
	5	駒場夜鳥からの眺め	中津川市 駒場夜鳥	“今後に守り伝えていきたい環境”として選定された中津地区からの恵那山の眺望点です。駒場夜鳥からは恵那山が眺望できます。	3
	6	美乃坂本駅 (恵那山眺望の視点場)	中津川市 坂本地区	中津川市を代表する景観である恵那山を眺望できます。	8
景観資源	7	恵那峡	恵那市大井町	標高 250～330m、長さ 14km、幅 300m。恵那峡県立自然公園内に位置し、観光地として広く知られています。	6, 7, 8
	8	恵那山	岐阜県中津川市 長野県阿智村	標高 2,191m。岐阜県中津川市と長野県阿智村にまたがる木曾山脈（中央アルプス）の最南端です。	8

出典 1) 国指定史跡 苗木城跡パンフレット（中津川市苗木遠山史料館）

2) 中津川市景観計画（中津川市）

3) 新中津川環境計画 環境情報マップ（中津川市）

4) 中津川市景観運用マニュアル（中津川市）

5) 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（平成 25 年 9 月 東海旅客鉄道株式会社）

6) 全国旅そうだん（社）日本観光協会ホームページ）

7) 恵那回遊ガイド（恵那市観光協会）

8) 中津川・南信州イラストマップ（中津川商工会議所）

3) 主要な眺望景観の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における主要な眺望景観は、表 4. 1-32 に示すとおりです。
 主要な眺望点である苗木城跡、坂本地区の広域農道、美乃坂本駅から、対象道路事業実施区域は視認できるものと考えられます。

表 4. 1-32 主要な眺望景観

番号	主要な眺望点	対象道路事業実施区域までの距離	眺望することができると予想される景観資源	対象道路事業実施区域の視認性
1	恵那峡ロード	約 0. 2km	1 恵那山	×
2	苗木城跡	約 2. 5km	2 恵那峡、恵那山	○
3	坂本地区の広域農道 (恵那山眺望の視点場)	約 1km	3 恵那山	○
4	西山地区 (恵那山眺望の視点場)	約 1. 5km	4 恵那山	×
5	駒場夜烏からの眺め	約 3km	5 恵那山	×
6	美乃坂本駅 (恵那山眺望の視点場)	対象道路事業実施区域内	6 恵那山	○

備考) 主要な眺望点から景観資源を眺望する場合、対象道路事業実施区域が視認できると予想



撮影地点：美乃坂本駅（恵那山眺望の視点場）

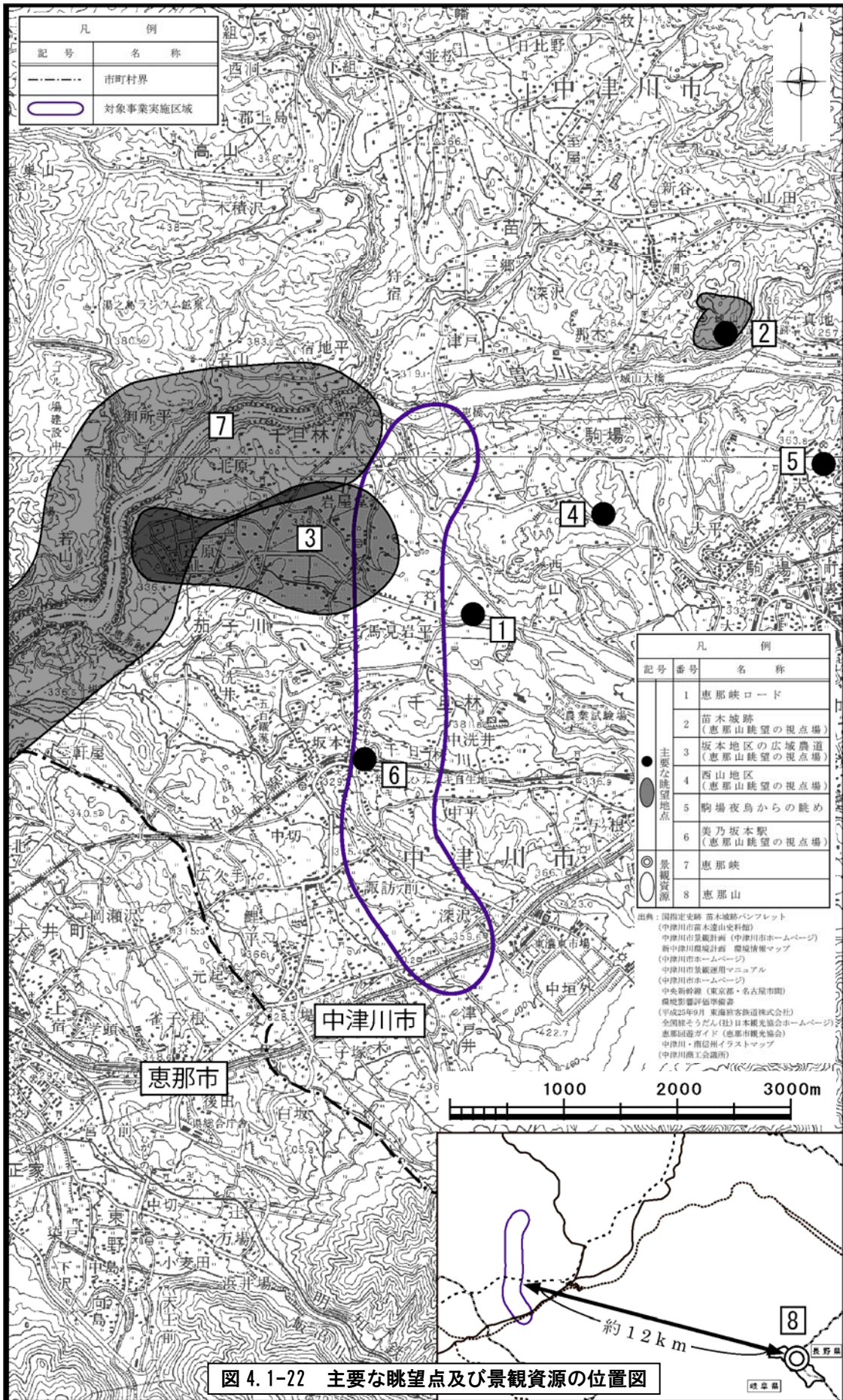


図 4.1-22 主要な眺望点及び景観資源の位置図

(2)人と自然との触れ合いの活動の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における主要な触れ合いの活動の場は、表 4.1-33 及び図 4.1-23 に示すとおり、自然観察地や自然歩道が計 7 件あります。

このうち、対象道路事業実施区域には、貴重な植物の自生地（坂本のハナノキ自生地、岩屋堂のシデコブシ群生地）や自然観察地（中部北陸自然歩道）の計 3 件が自然と触れ合う環境として整備されています。

表 4.1-33 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	活動種別	概要	出典
1	坂本のハナノキ自生地	自然観察 花などの鑑賞	カエデ科に属し、雌雄異株で 3 月から 4 月に葉に先立って濃赤色の花を咲かせ、夏には葉の裏面の白色が白い花を思わせ、秋には紅葉が一段と鮮やかになります。	1
2	岩屋堂のシデコブシ群生地	自然観察 花などの鑑賞	モクレン科の植物で、4 月の月上旬に白色や淡紅色の花が咲きます。自生地としては北限に位置し、約 500 本余りのシデコブシが自生しています。	1, 2
3	苗木さくら公園	自然観察 花などの鑑賞	苗木城跡北方の高台にある公園。公園用地内には 700 本のソメイヨシノがあり、春には例年「苗木城さくら祭り」も行われます。	1, 3
4	苗木公園	公園 スポーツ施設	敷地内から山々を望める公園。野球場、体育館、テニスコートなどの施設も備え、スポーツやレジャーを行えます。	1, 4
5	星ヶ見公園	自然観察 花などの鑑賞	ひょうたん湖のほとりに広がる風光明媚な公園で、春のシデコブシ、秋の紅葉、「星ヶ見岩」や「舟岩」などの奇岩でも知られています。	1, 4
6	中津川公園	公園 スポーツ施設	野球場、テニスコート、競技場などのスポーツ施設が充実している公園です。約 12,600 m ² の広大な芝生広場もあります。	1, 4
7	中部北陸自然歩道	ハイキング	中部北陸 8 県（群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜及び滋賀）にまたがる旧街道の北国街道、三国街道、中山道をメインルートとした自然歩道です。	5

出典 1) 中津川市観光ガイドマップ（岐阜県中津川市）

2) 中津川市シデコブシマップ（岐阜県中津川市）

3) ぎふの旅ガイド（一般社団法人岐阜県観光連盟公式サイト）

4) 中津川市の都市計画（平成 8 年 10 月岐阜県中津川市）

5) 中部北陸自然歩道 岐阜県コース全体図（岐阜県庁ホームページ）

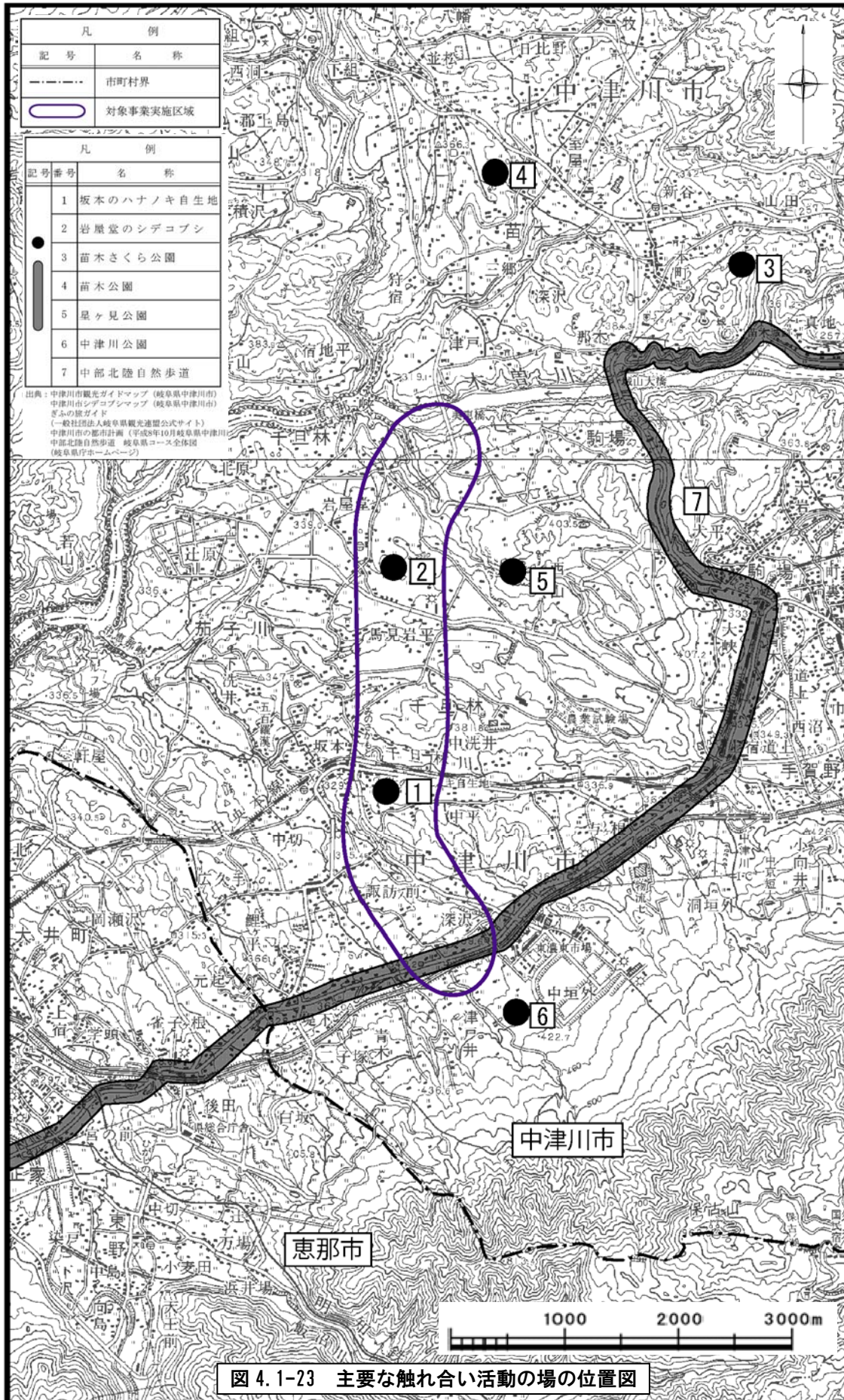


図 4.1-23 主要な触れ合い活動の場の位置図

第2節 社会的状況

1. 人口及び産業の状況

(1)人口の状況

調査対象地域における人口・人口密度・世帯数等の状況は、表 4.2-1 に示すとおりです。

平成 28 年 2 月 26 日現在の人口は、中津川市は 78,920 人で、岐阜県全体の約 4.0%に相当します。

平成 17 年から平成 27 年の人口増加率は-6.1%であり、調査対象地域では人口が減少傾向にあります。

また、調査対象地域における人口密度は 116.7 人/km²、世帯数は約 28,426 世帯で、岐阜県全体の 3.8%に相当します。

表 4.2-1 人口・人口密度・世帯数等

平成 28 年 2 月 26 日現在

項目 行政区分	面積 (km ²)	人口(人)			人口増加率 (H27/H17) (%)	人口密度 (人/km ²) 平成 27 年	世帯数 (世帯) 平成 27 年
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年			
中津川市	676.45	84,080	80,910	78,920	-6.1%	116.7	28,426
岐阜県	10,621.29	2,107,226	2,080,773	2,032,533	-3.5%	191.4	752,574

出典) 国勢調査報告(平成 17 年 総務庁統計局編)

国勢調査報告(平成 22 年 総務庁統計局編)

国勢調査報告(平成 27 年 総務庁統計局編)

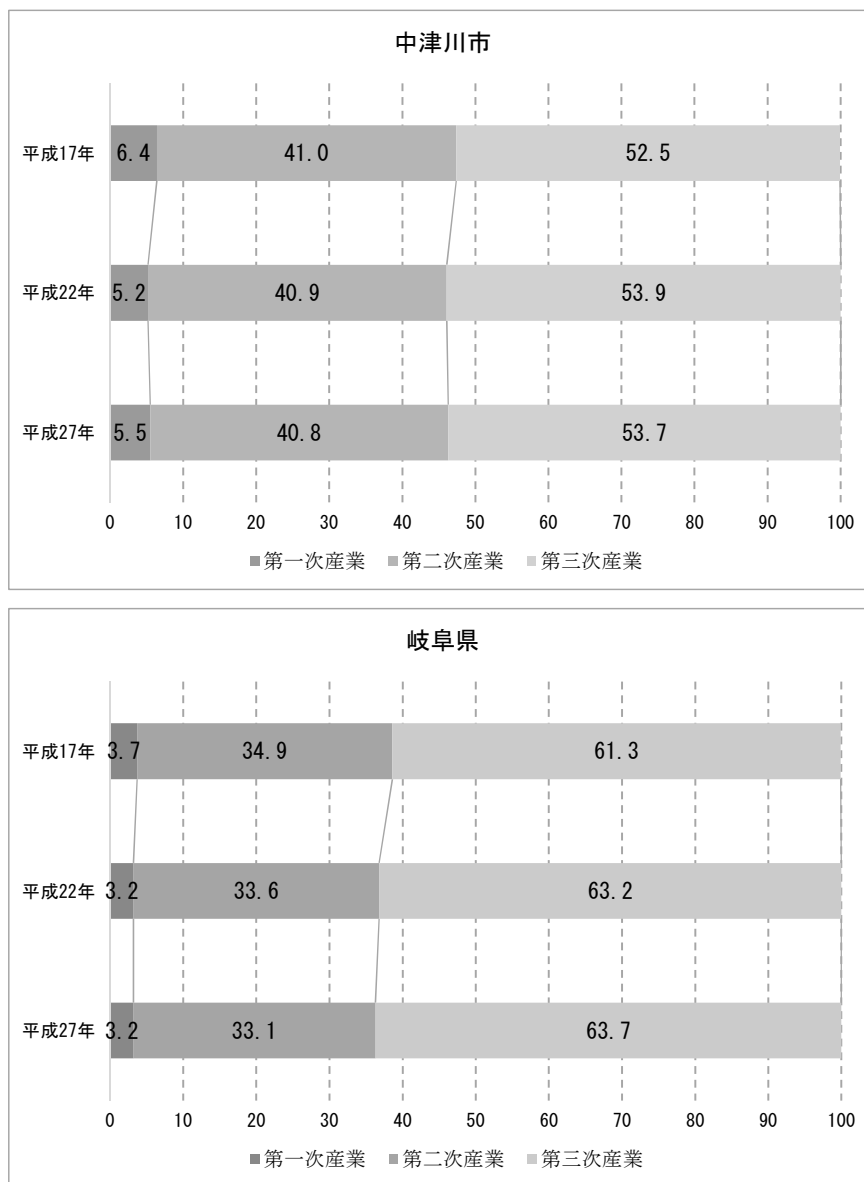
(2) 産業の状況

1) 産業の構造

調査対象地域における産業別就業人口・構成比の推移は、図 4.2-1 に示すとおりです。

調査対象地域の産業別就業者の構成比では、第三次産業の割合(平成 27 年)が全体の約 53.7% を占めており、次いで第二次産業が 40.8%、第一次産業が 5.5%となっています。

平成 27 年度について、岐阜県全体と比べると第 1 次産業の割合が 3%、第 2 次産業の割合が 8%高くなっています。



出典) 国勢調査報告(平成 17 年 総務庁統計局編)
国勢調査報告(平成 22 年 総務庁統計局編)
国勢調査報告(平成 27 年 総務庁統計局編)

図 4.2-1 産業別就業人口・構成比の推移

調査対象地域における産業活動の概況は、表 4.2-2に示すとおりです。

A. 農業

調査対象地域における農家数は 2,393 戸、農家人口は 2,903 人、農業産出額は 80 億円です。

B. 工業

調査対象地域における事業所数（4 人以上の事業所）は 275 箇所、従業者数は 11,686 人、製造品出荷額は 2,947 億円です。

C. 商業

調査対象地域における商店数は 772 箇所、従業者数は 5,280 人、年間販売額は 126,7 億円です。

表 4.2-2 産業活動の概況

区分		中津川市	岐阜県
農業	農家数 ^{※1}	2,393 戸	28,511 戸
	農家人口 ^{※1}	2,903 人	38,736 人
	農業産出額	80 億円	1,164 億円
工業	事業所数 ^{※2}	275 箇所	6,184 箇所
	従業者数 ^{※2}	11,686 人	190,733 人
	製造品出荷額等 ^{※2}	2,947 億円	47,974 億円
商業	事業所数	772 箇所	24,876 箇所
	従業者数	5,280 人	170,085 人
	年間販売額	1,267 億円	41,778 億円

出典) 農業：第 63 次東海農林水産統計年報（平成 27～28 年）東海農政局岐阜統計情報事務所

工業：平成 26 年度工業統計調査結果

商業：平成 26 年度商業統計調査報告書

注 1) ^{※1}販売農家の農家数、農家人口についての値

注 2) ^{※2}4 人以上の事業所についての値

2. 土地利用の状況

(1) 集落の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における集落は、道路沿道や鉄道駅周辺に帯状に分布しています。

対象道路事業実施区域には、JR 美乃坂本駅周辺に比較的まとまった住宅地がみられます。

(2) 土地利用の現況

調査対象地域における地目別面積は、表 4.2-3に示すとおり、森林面積が約 79%で最も高い割合を占めています。

対象道路事業実施区域及びその周辺の土地利用現況図は、図 4.2-2 に示すとおり、対象道路事業実施区域には、水田、普通畑、針葉樹林のほか、道路沿道や鉄道駅周辺に形成された住宅地・工場地が存在します。

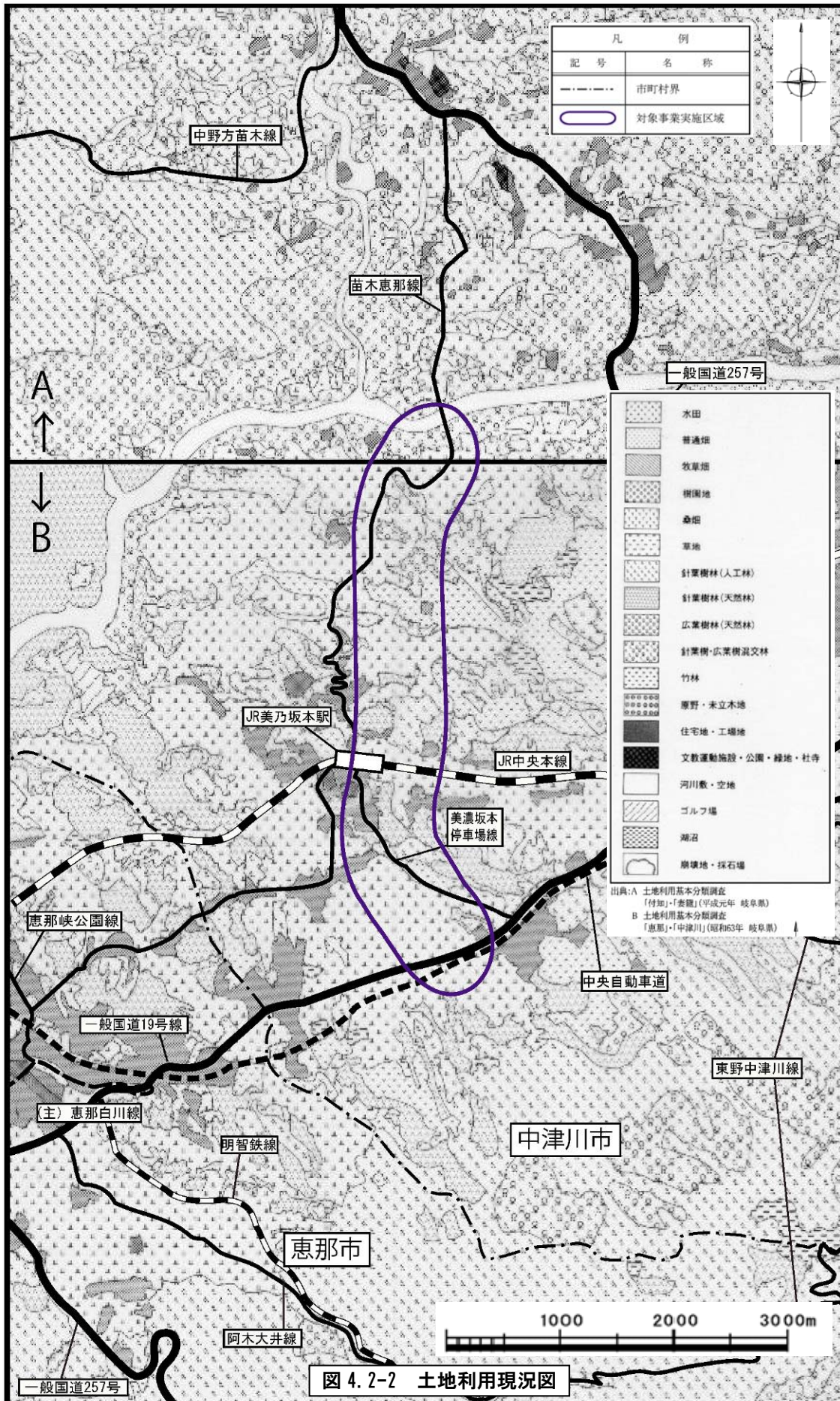
表 4.2-3 地目別面積

平成 25 年 10 月 1 日現在 単位：ha

	総面積	農用地	森林	原野	道路	宅地
中津川市	67,638	4,057	53,409	293	2,127	2,013
		6%	79%	4%	3%	3%
岐阜県	1,062,117	57,408	857,362	5,254	30,854	40,763
		5%	81%	1%	3%	4%

出典) 平成 27 年岐阜県統計書 (平成 27 年 岐阜県)

注 1) 主要 5 項目を記載してあるため、各項目の計と総面積とは一致しません。



(3) 土地利用計画の状況

「国土利用計画法」(昭和四十九年 法律第九十二号)に基づき岐阜県が策定した土地利用基本計画のうち、対象道路事業実施区域及びその周辺における策定状況は、図 4. 2-3 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺は全体的に農業地域として指定されており、そのほか、台地は森林地域、恵那峡は自然公園地域に指定されています。

対象道路事業実施区域は、主に農業地域及び森林地域に指定されています。

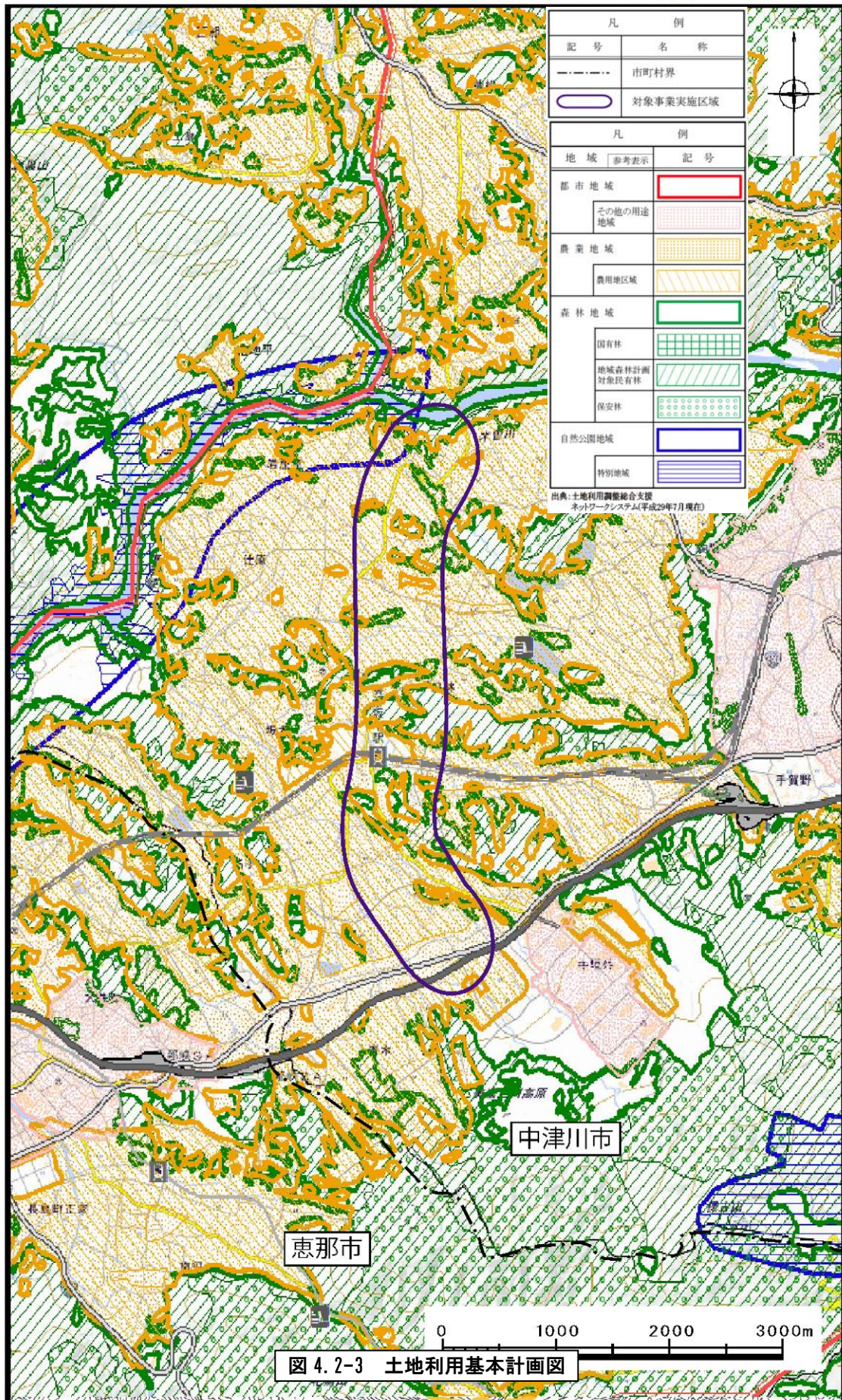


図 4.2-3 土地利用基本計画図

(4) その他の主要な事業計画

対象道路事業実施区域及びその周辺において、実施中（工事中もしくは計画中）のその他の主要な事業は、東海旅客鉄道株式会社による超伝導リニア中央新幹線計画があります。

(5) 公園の状況

対象道路事業実施区域周辺における都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号、最終改正：平成二十五年六月二十一日法律第五十五号）に基づく都市計画公園及び都市計画緑地は、表 4.2-4及び図 4.2-5 に示すとおり、運動公園や近隣公園、風致公園の3箇所が指定されています。

対象道路事業実施区域には、都市計画公園及び都市計画緑地は存在しません。

表 4.2-4 主な都市計画公園、都市計画緑地の指定状況

番号	種別	名称	計画面積 (ha)	供用開始
1	運動公園	中津川公園	34.40	平成8年6月1日
2	近隣公園	手賀野公園	1.00	昭和58年3月28日
3	風致公園	星ヶ見公園	15.10	昭和53年9月1日

出典) 中津川都市計画総括図（平成29年6月現在 中津川市）

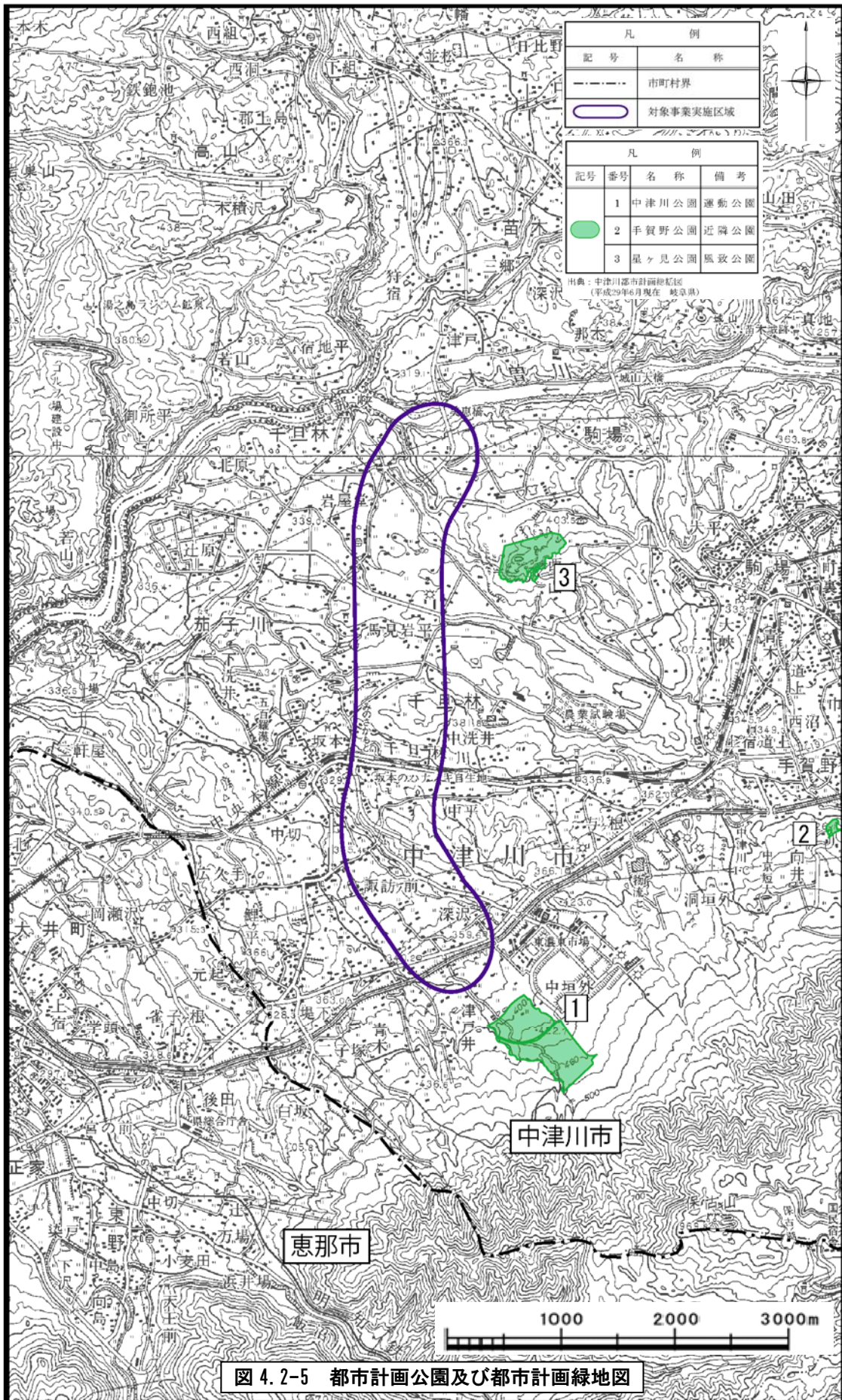


図 4.2-5 都市計画公園及び都市計画緑地図

3. 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用の状況

調査対象地域における水道の普及状況は、表 4.2-5 に示すとおり、中津川市は 99.3% の普及率となっており、県全体より普及率は高くなっています。

対象道路事業実施区域及びその周辺は、木曾川の落合ダムより取水する岐阜県東部広域水道（上水道）により給水されています。

表 4.2-5 水道の普及状況

行政区分 (行政区内総人口)	面積 (km ²)	区 分	事業数	現在給水 人口 (人)	普及率 (%)
中津川市 (78,467 人)	676.45	上水道	1	54,462	99.3
		簡易水道	19	28,344	
		専用水道(自己水源のみ)	3	300	
		計	—	77,900	
岐阜県 (2,024,599 人)	10,621.8	上水道	43	1,935,542	95.7
		簡易水道	181	202,957	
		専用水道(自己水源のみ)	179	5,575	
		計	—	1,937,335	

出典) 岐阜県における水道の概況 平成 27 年度版 (平成 28 年 3 月末現在 岐阜県健康福祉部)

(2) 漁業としての利用状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における漁業権の設定状況は表 4.2-6 及び図 4.2-6 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域は、これらの漁業権が設定された河川のうち、千旦林川、坂本川の一部を通過します。

表 4.2-6 岐阜県 共同漁業権の状況

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期	存続期間
内共第 26 号	恵那漁業 協同組合	① 木曾川	アユ、アマゴ、ニジマス、 イワナ、コイ、ウナギ、 モロコ、オイカワ、カジカ、 ウグイ、アジメドジョウ	1 月 1 日～ 12 月 31 日	平成 26 年
		② 付知川			1 月 1 日～
		③ 中津川			平成 35 年 12 月 31 日

出典) 岐阜県における共同漁業権について(岐阜県農政部水産課)

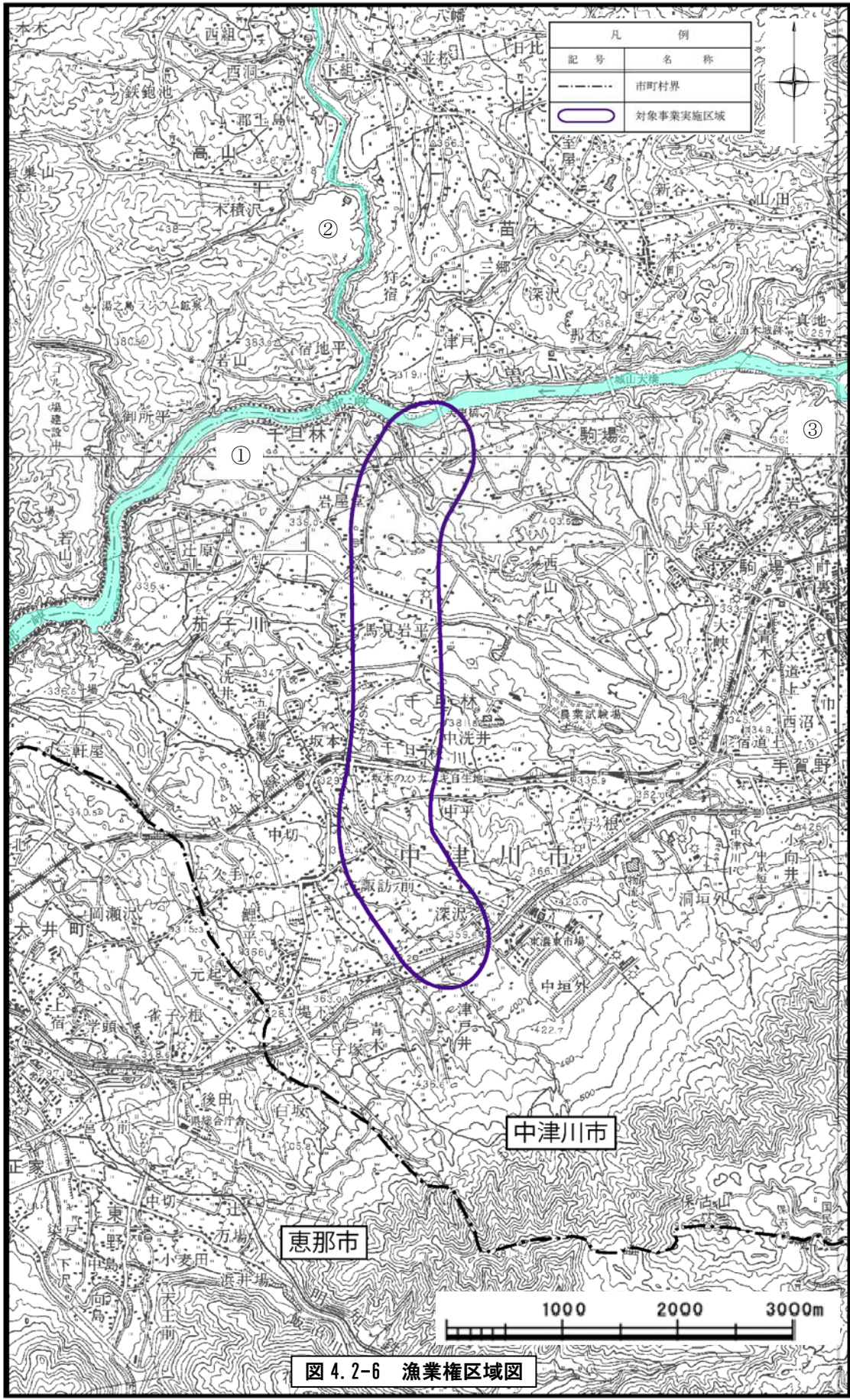


図 4.2-6 漁業権区域図

(3) 地下水の利用の状況

調査対象地域における工業用水の水源別用水量は、表 4.2-7に示すとおり、231m³/日の地下水を工業用水として利用しています。

表 4.2-7 工業用水の水源別用水量

単位：m³/日

行政区分	総用水量	井戸水
中津川市	55,519	231
岐阜県	906,065	421,093

出典) 平成 27 年工業統計調査報告書 (平成 26 年 岐阜県総合企画部編)

注 1) 従業員が 30 人以上の事業所が対象

4. 交通の状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における自動車の交通量の状況は表 4.2-8に、主要交通網及び交通量は図 4.2-7 に示すとおりです。

主要な道路としては中央自動車道、一般国道 19 号、一般国道 257 号、及び主要地方道恵那白川線などがあり、24 時間交通量は一般国道 19 号が 46,899 台と最も多く、次いで中央自動車道西宮線で 32,113 台となっています。

鉄道は、JR 中央本線が一般国道 19 号に並行して通っており、通勤、通学の足として利用されています。

表 4.2-8 自動車の交通量の状況

種別	路線名	番号	自動車類交通量 観測地点名	平日 自動車類交通量	
				12 時間 (台/12h)	24 時間 (台/日)
高速 自動車道	中央自動車道西宮線	1	中津川～恵那	19,529	32,113
一般国道	一般国道 19 号	2	恵那市大井町元越	21,893	30,869
		3	中津川市千旦林	36,377	46,899
		4	中津川市手賀野	25,814	36,140
	一般国道 257 号	5	中津川市駒場西山	9,020	11,636
		6	中津川市福岡	10,152	12,580
	主要 地方道	恵那白川線	7	恵那市長島町中野	9,828
一般県道	中野方苗木線	8	中津川市蛭川	1,600	1,920
	苗木恵那線	9	中津川市苗木津戸	5,772	7,330
	東野中津川線	10	中津川市手賀野	<i>3,005</i>	<i>3,756</i>
	美濃坂本停車場線	11	中津川市茄子川	5,274	6,593

出典) 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表 (国土交通省)

注 1) 斜体数字は、交通量は推定値です。

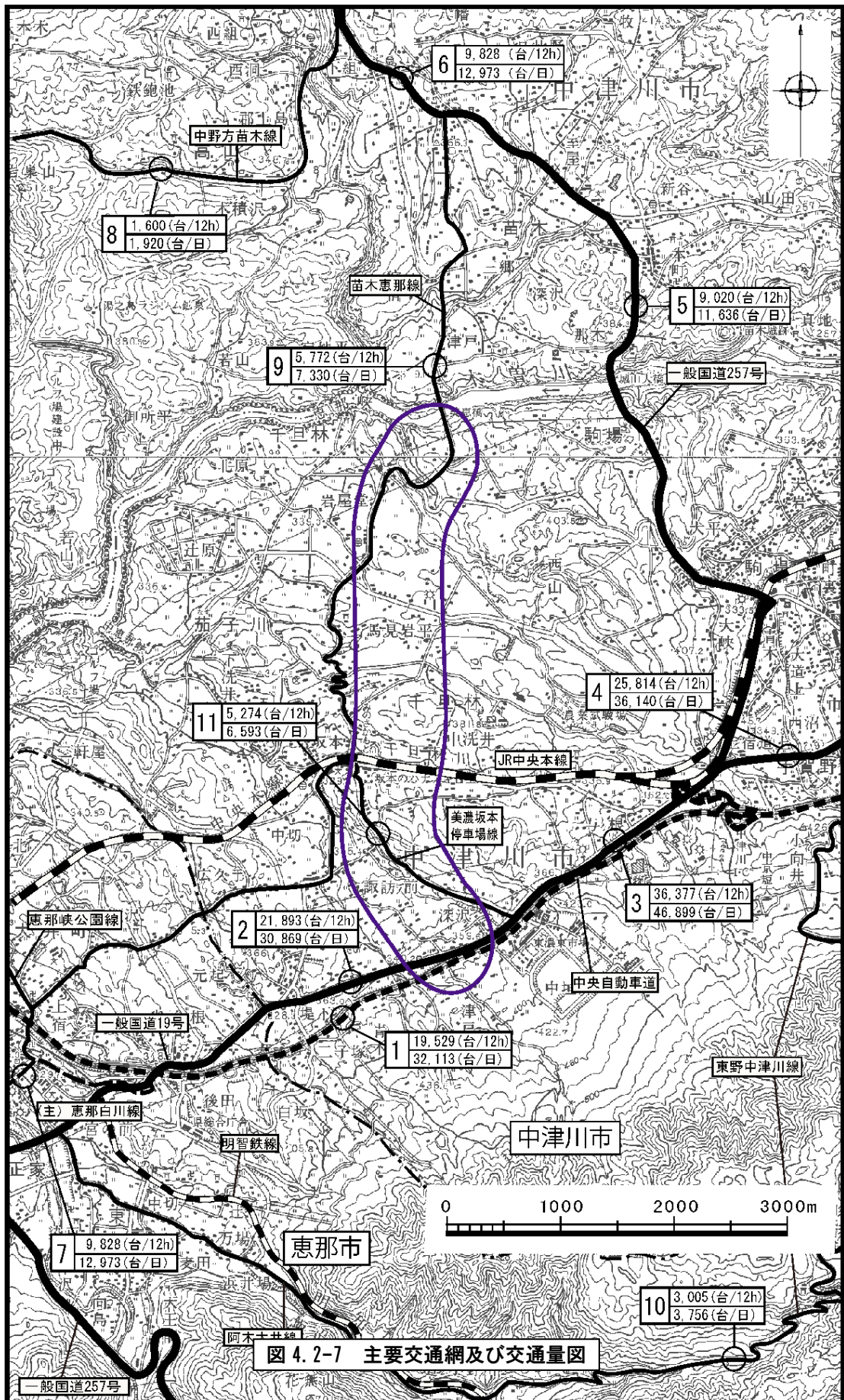





図 4.2-7 主要交通網及び交通量図

凡 例	
記 号	名 称
— · — · — · — · — ·	市町村界
	対象事業実施区域
	鉄道
— · — · — · — · — ·	高速自動車道
—————	一般国道
— · — · — · — · — ·	主要地方道
—————	一般県道
○	交通量観測地点
	上段：12時間平日交通量 下段：24時間平日交通量

凡 例			
種別	路線名	番号	交通量観測地点
高速自動車道	中央自動車道	1	中津川～恵那
一般国道	一般国道 19号	2	恵那市大井町元越
		3	中津川市千旦林
		4	中津川市手賀野
	一般国道 257号	5	中津川市駒場西山
		6	中津川市福岡
	主要地方道	恵那白川線	7
一般県道	中野方苗木線	8	中津川市蛭川
	苗木恵那線	9	中津川市苗木津戸
	東野中津川線	10	中津川市苗木手賀野
	美濃坂本停車場線	11	—

5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象道路事業実施区域及びその周辺における環境の保全について特に配慮が必要な施設（学校、病院、図書館、保育所、社会福祉施設）は、表 4. 2-9及び図 4. 2-8 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、学校 1 箇所、保育園が 2 箇所、社会福祉施設が 1 箇所存在します。また、美乃坂本駅周辺に比較的まとまった住宅地がみられます。

表 4. 2-9(1) 環境の保全について配慮が必要な施設

番号	区分	名称	所在地
●	小学校	市立西小学校	中津川市
		市立苗木小学校	
		市立坂本小学校	
		市立高山北小学校	
		市立大井小学校	恵那市
		市立東野小学校	
		市立大井第二小学校	
	中学校	市立第一中学校	中津川市
		市立苗木中学校	
		市立坂本中学校	
		市立恵那東中学校	恵那市
	高校	県立中津商業高等学校	中津川市
		県立中津川工業高等学校	
		県立恵那高等学校	恵那市
	大学	中京学院大学中津川キャンパス	中津川市
▲	幼稚園	市立西幼稚園	中津川市
		市立坂本幼稚園	
		私立杉の子幼稚園	
		私立誠和幼稚園	
		私立すずめっこ杉の子幼稚園	恵那市
△	保育園・こども園	苗木保育園	中津川市
		坂本保育園	
		高山保育園	
		西保育園	
		めぐみ保育園	
		のぞみ保育園	
		坂本さくら保育園	
		千草保育園	
		ルンビニー保育園	
		城ヶ丘こども園	恵那市
		大井こども園	
		東野こども園	

表 4. 2-9(2) 環境の保全について配慮が必要な施設

番号	区分	名称	所在地
☆	病院	総合病院中津川市民病院	中津川市
		城山病院	
◎	介護老人保健施設	中津川ナーシングピア	恵那市
		介護老人保健施設こころ	
	有料老人ホーム	サン太陽ホーム中津川	中津川市
		ゴールドエイジラピース中津川	
	特別養護老人ホーム	瀬戸の里	中津川市
		ふくろうの杜	
	■	障害者支援施設	飛翔の里生活の家
飛翔の里第二生活の家			
麻の葉学園			
◇	社会福祉施設	児童発達支援センター	中津川市発達支援センターつくしんぼ
		乳児院	麦の穂乳幼児ホームかがやき
		児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター麦の穂
		児童養護施設	麦の穂学園
		小型児童館	中津川西児童館
		児童センター	中津川坂本ふれあい施設

出典) 岐阜県 学校名簿(平成 29 年 4 月 1 日現在 岐阜県)
 病院名簿(平成 28 年 10 月 1 日現在 岐阜県)
 介護老人保健施設一覧(平成 28 年 11 月 1 日現在 岐阜県)
 有料老人ホーム(平成 29 年 4 月 1 日現在 岐阜県)
 特別養護老人ホーム一覧(平成 29 年 4 月 1 日現在 岐阜県)
 社会福祉施設等名簿(平成 28 年 5 月 1 日現在 岐阜県)

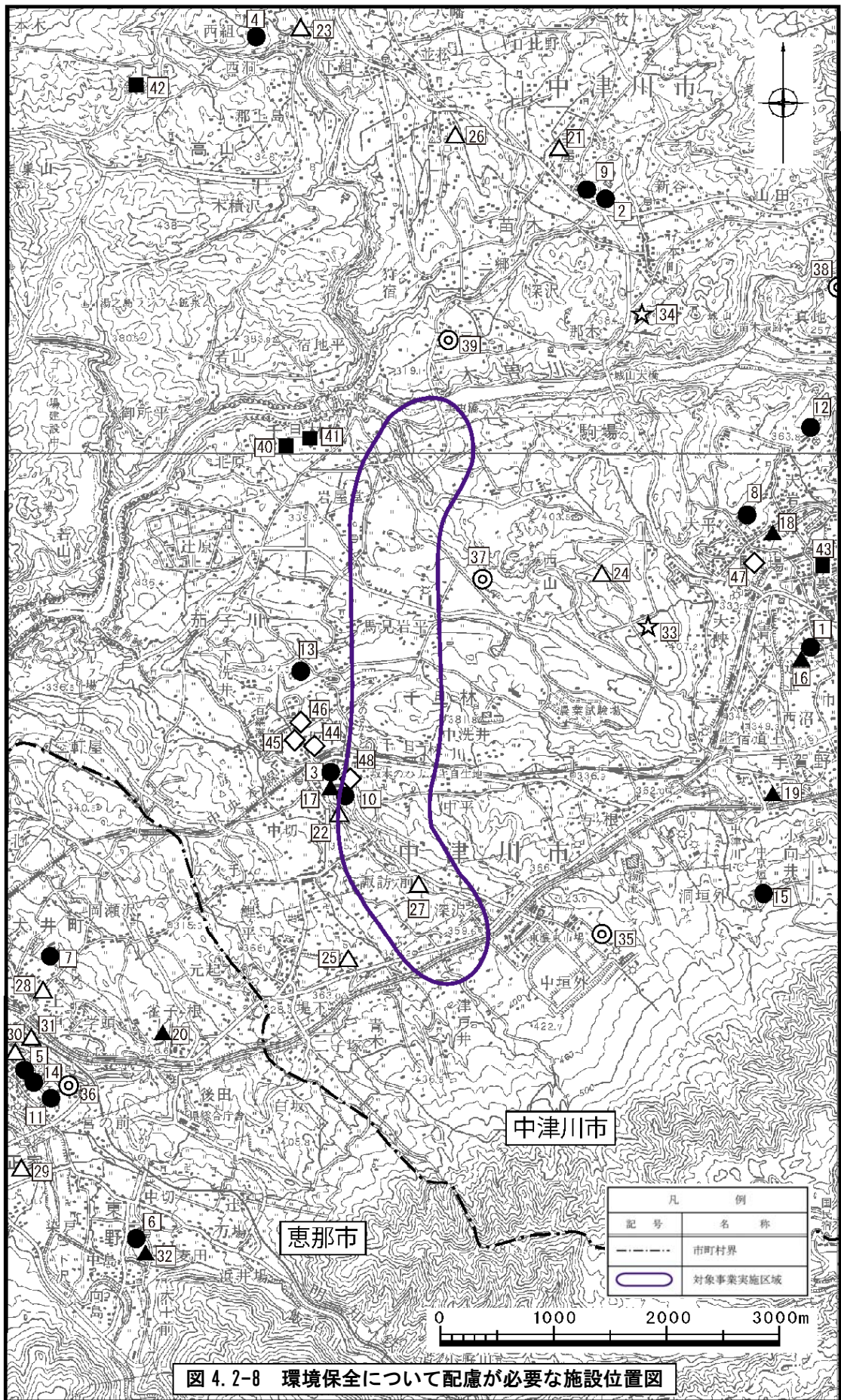


図 4.2-8 環境保全について配慮が必要な施設位置図

6. 下水道の整備の状況

調査対象地域における公共下水道の整備状況は表 4.2-10に、対象道路事業実施区域及びその周辺における下水道整備区域は図 4.2-9 に示すとおりです。公共下水道の普及率は中津川市が 61.9%で、岐阜県全体（74.2%）に比べると低くなっています。

表 4.2-10 公共下水道の整備状況

平成 27 年 3 月 31 日現在

市名	住民基本台帳 人口（人）	全体計画面積 (ha)	処理区域		普及率 (%)
			面積(ha)	人口（人）	
中津川市	81,108	2,135.0	1,481.6	50,228	61.9
岐阜県	2,079,687	55,855.0	42,276.5	1,543,471	74.2

出典) 平成 27 年岐阜県統計書 (平成 27 年 3 月 岐阜県)

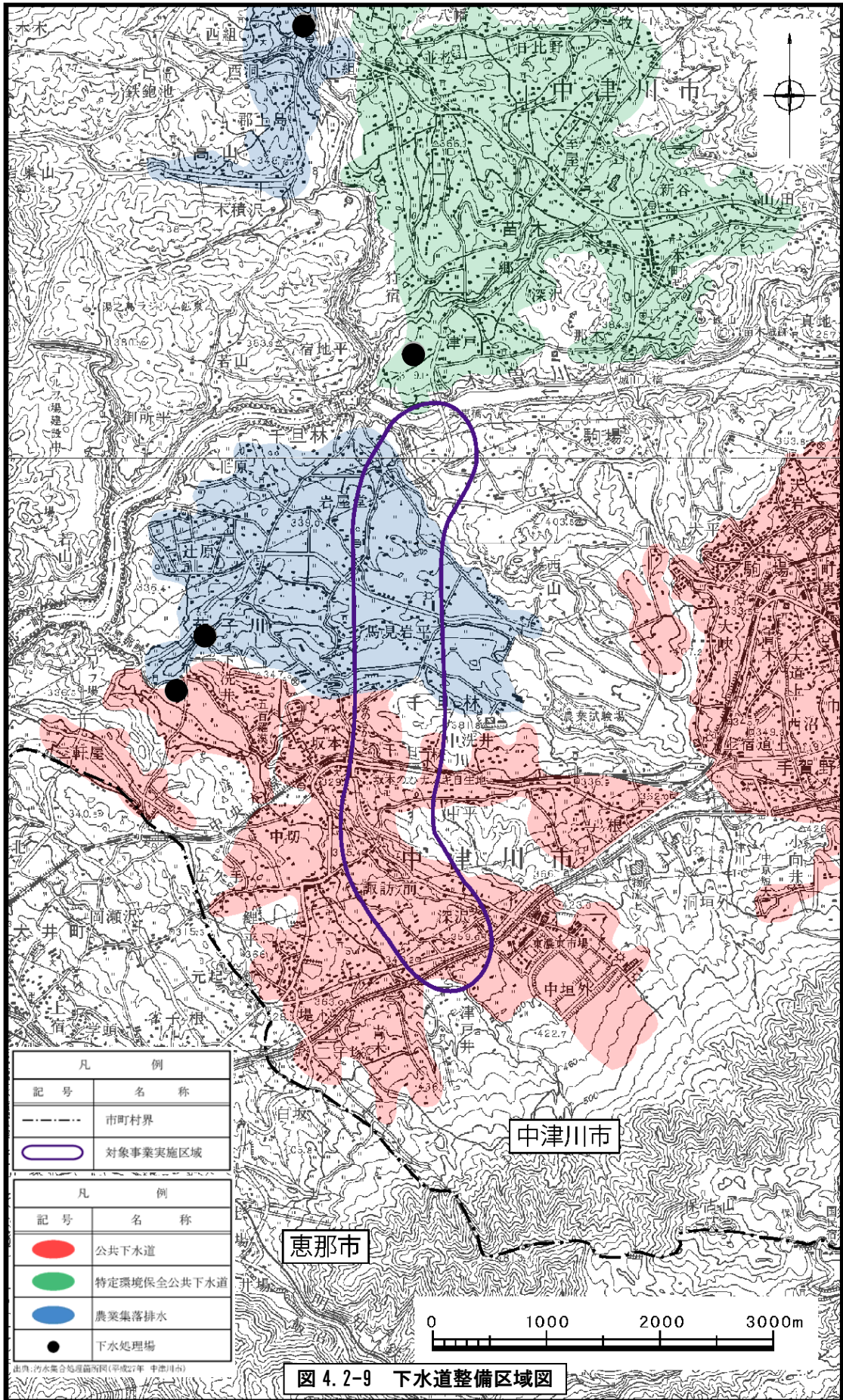


图 4.2-9 下水道整備区域图

7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規則の内容その他の状況

(1) 大気汚染防止法に規定する指定地域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「大気汚染防止法」（昭和四十三年 法律第九十七号、最終改正：平成二十五年六月二十一日法律第六十号）第五条の二第一項に規定する指定地域はありません。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する特定地域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成四年 法律第七十号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域または同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和五十五年 法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

(4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

対象道路事業実施区域周辺には、表 4.2-11及び図 4-2-10 に示すとおり、「岐阜県立自然公園条例」（昭和三十九年 条例第四十五号、最終改正：平成二十三年十二月二十日条例第四十八号）第四十九条第一項の規定により指定された恵那峡県立自然公園がありますが、対象道路事業実施区域にはありません。

表 4.2-11 自然公園の指定状況

名称	所在地	公園の特性	面積 (ha)
恵那峡県立自然公園	中津川市・恵那市	恵那峡を中心とする溪谷美	1,505

出典) 環境白書 平成 28 年 (平成 28 年 11 月 岐阜県)

(5) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」（昭和四十七年 法律第八十五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域はありません。

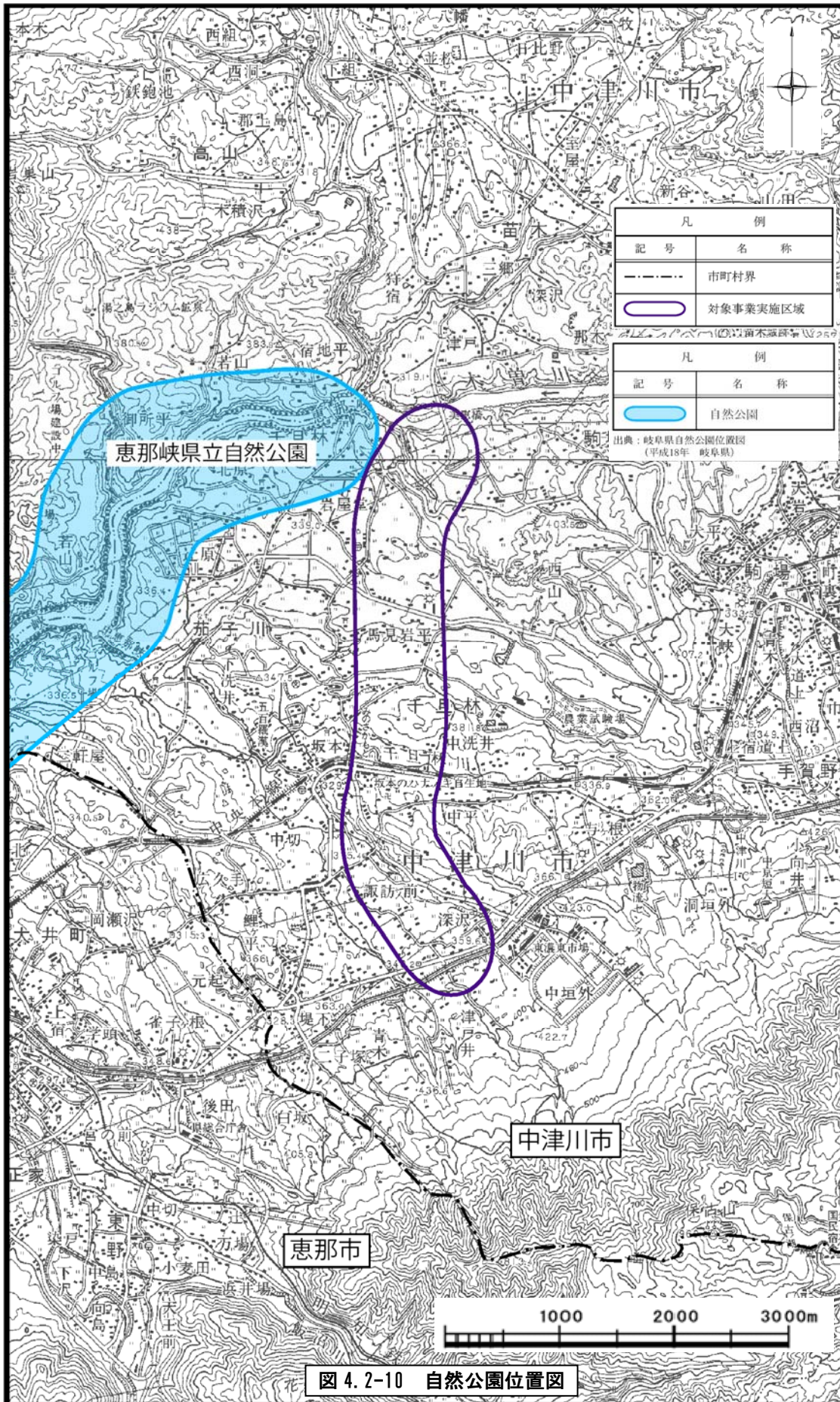


図 4.2-10 自然公園位置図

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成四年 条約第七号)第十一条の二世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

(7) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には「都市緑地法」(昭和四十八年 法律第七十二号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区はありません。

(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成四年 法律第七十五号、最終改正：平成二十五年六月十二日法律第三十七号) 第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、表 4.2-12及び図 4-2-11 に示すとおり、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成十四年 法律第八十八号、最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号) 第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区が3箇所あります。

対象道路事業実施区域には、恵那峡鳥獣保護区が存在します。

表 4.2-12 鳥獣保護区

	番号	名称	所在地	面積 (ha)	期限
鳥獣保護区	1	恵那峡鳥獣保護区 (特別保護地区)	中津川市、恵那市	1,860 (110)	H36.10.31
	2	根ノ上鳥獣保護区	中津川市、恵那市	620	H37.10.31
	3	阿木川鳥獣保護区	中津川市、恵那市	1,935	H32.10.31

出典) 岐阜県鳥獣保護区等位置図(平成28年度)(岐阜県域統合型GISぎふ)

注1) 恵那峡鳥獣保護区的面積の欄における()は、特別保護地区の面積を示す

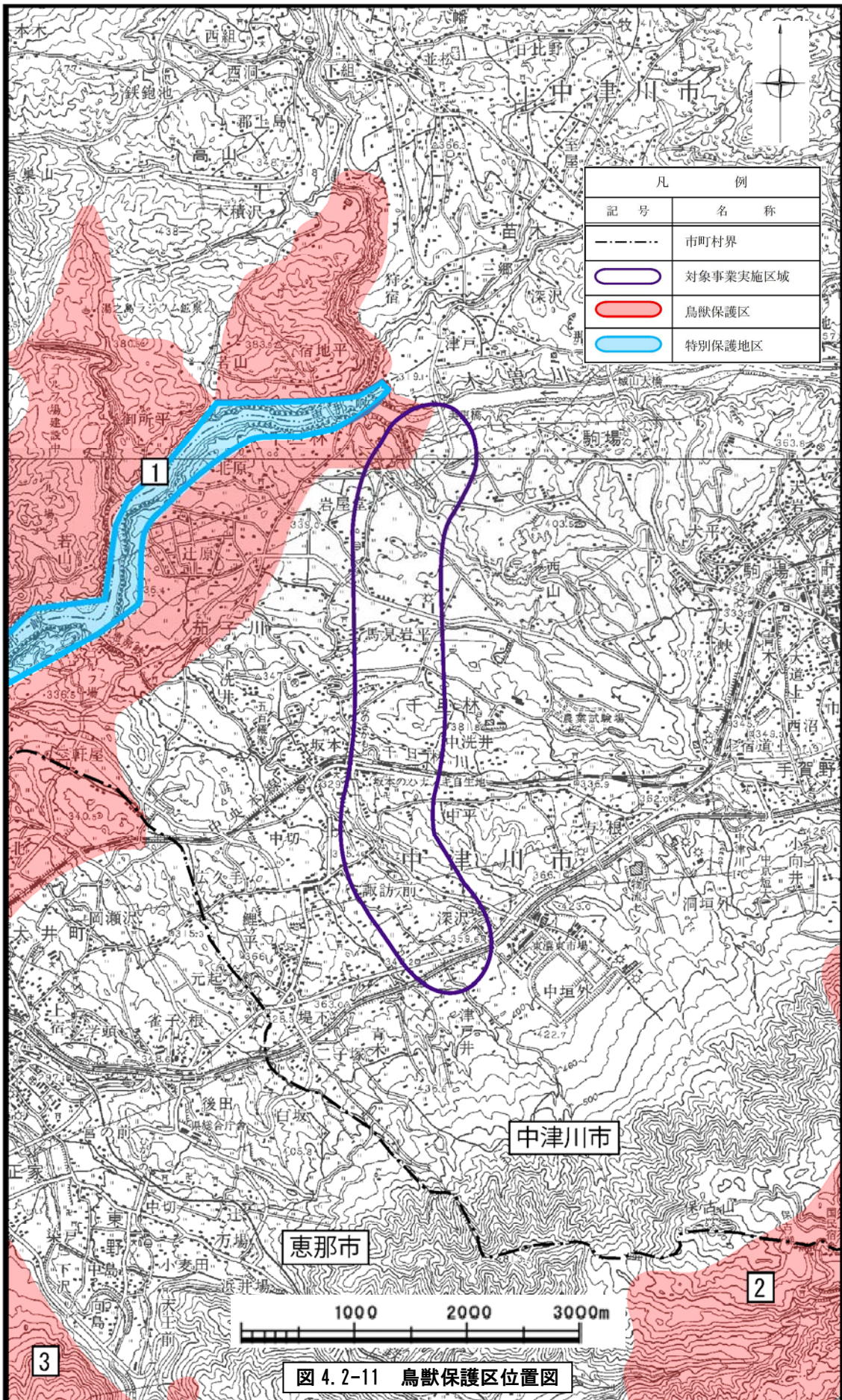


図 4.2-11 鳥獣保護区位置図

(10)特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和五十五年 条約第二十八号）第二条の一の規定により指定された湿地の区域はありません。

(11)文化財保護法の規定により指定された名勝、天然記念物又は重要文化的景観等

対象道路事業実施区域及びその周辺には、表 4.2-13及び図 4-2-12 に示すとおり、「文化財保護法」（昭和二十五年 法律第二百十四号）第百九条第一項、「岐阜県文化財保護条例」（昭和二十九年 岐阜県条例第三十七号）第三条、「中津川市文化財保護条例」（昭和三十年 中津川市条例第七号）第二条の規定に基づいて指定された国指定史跡が 2 件、県指定史跡が 2 件、市指定史跡が 17 件、市指定の名勝が 1 件、国指定天然記念物が 1 件、県指定天然記念物が 4 件、市指定天然記念物が 7 件あります。

対象道路事業実施区域には、天然記念物では、国指定の「坂本のハナノキ自生地」、県指定の「岩屋堂のシデコブシ群生地」、市指定の「八幡神社のヒトツバタゴ」があり、史跡では、県指定の「中洗井北第一号窯跡」があります。

表 4.2-13 (1) 名勝・史跡・天然記念物一覧

番号	区分	記号	種別種目	名称	所在地	指定年月日	
1	国指定	◎	史跡	苗木城跡	中津川市苗木 2799-2-1	S56. 4. 22	
2				正家廃寺跡	恵那市長島町 正家寺平	H13. 8. 13	
3		●	天然記念物	坂本のハナノキ自生地	中津川市千旦 林 1386-2	T9. 7. 17	
4	岐阜県指定	□	史跡	中洗井北第一号窯跡	中津川市千旦 林 1414-5	S33. 7. 16	
5				大井宿本陣跡	恵那市大井町 横町 50-1	S35. 10. 3	
6		■	天然記念物	岩屋堂のシデコブシ群 生地	中津川市千旦 林 1596-4	H20. 1. 15	
7				自生のヒトツバタゴ	中津川市苗木 1880-1	S33. 12. 14	
8				大実カヤの木	中津川市駒場 1167-679	S33. 12. 14	
9				正家のカヤ	恵那市長島町 正家上垣外 84-1	S45. 4. 7	
10		中津川市指定	△	史跡	苗木遠山家廟所	中津川市苗木 2875	S54. 4. 24
11					苗木藩士安田太左衛門 殉死の跡	中津川市苗木 2876	S54. 4. 24
12	苗木藩士指南役 長岡興一左衛門景明の 墓				中津川市苗木 2390-1	S54. 4. 24	
13	穴観音				中津川市苗木 8777	S54. 4. 24	
14	龍溪寺跡				中津川市苗木 3725-1	S54. 4. 24	
15	苗木藩校日新館跡				中津川市苗木 4595	S54. 4. 24	
16	苗木藩的場跡				中津川市 4588-20	S54. 4. 24	
17	十三塚				中津川市高山 1715	S48. 11. 3	
18	岩松寺址				中津川市高山 1514	S48. 11. 3	
19	おひの供養碑				中津川市高山 1514	S48. 11. 3	
20	木曾西古道遺跡				中津川市高山 1852-163	S48. 11. 3	

表 4.2-13 (2) 名勝・史跡・天然記念物一覧

番号	区分	記号	種別種目	名称	所在地	指定年月日
21	中津川市指定	△	史跡	姫塚	中津川市高山 1285	S48. 11. 3
22				知原橋供養塔	中津川市高山 340-130	S48. 11. 3
23				くろぜ地藏	中津川市高山 1285	S48. 11. 3
24				鉄砲池古戦場	中津川市高山	S48. 11. 3
25				三十三観音（高山）	中津川市高山 1327	S48. 11. 3
26	中津川市指定		名勝	湯の島ラジュウム鉱泉	中津川市蛭川 5736-45	S48. 11. 3
27	恵那市指定		史跡	蓮花寺古墳群	恵那市大井町 蓮華寺 1224-1	S32. 6. 1
28	中津川市指定	▲	天然記念物	会沢所のシデコブシ群生地	中津川市手賀 野 169-3	S58. 8. 18
29				神明神社の大スギ	中津川市苗木 1112-1	S46. 10. 28
30				丸山神社のふな岩	中津川市苗木 4916	S46. 10. 28
31				狩宿のヒトツバタゴ	中津川市苗木 4547-6	H18. 531
32				南宮神社の大スギ	中津川市苗木 南宮神社内	S48. 11. 3
33				和歌山シデコブシ	中津川市高山 2145-29	H7. 4. 1
34				八幡神社のヒトツバタゴ	中津川市千旦 林 641	S46. 10. 28

出典) 岐阜県中津川市公式ウェブサイト 中津川市指定文化財
岐阜県恵那市地域情報サイトえ～な～ココ観光・文化財情報

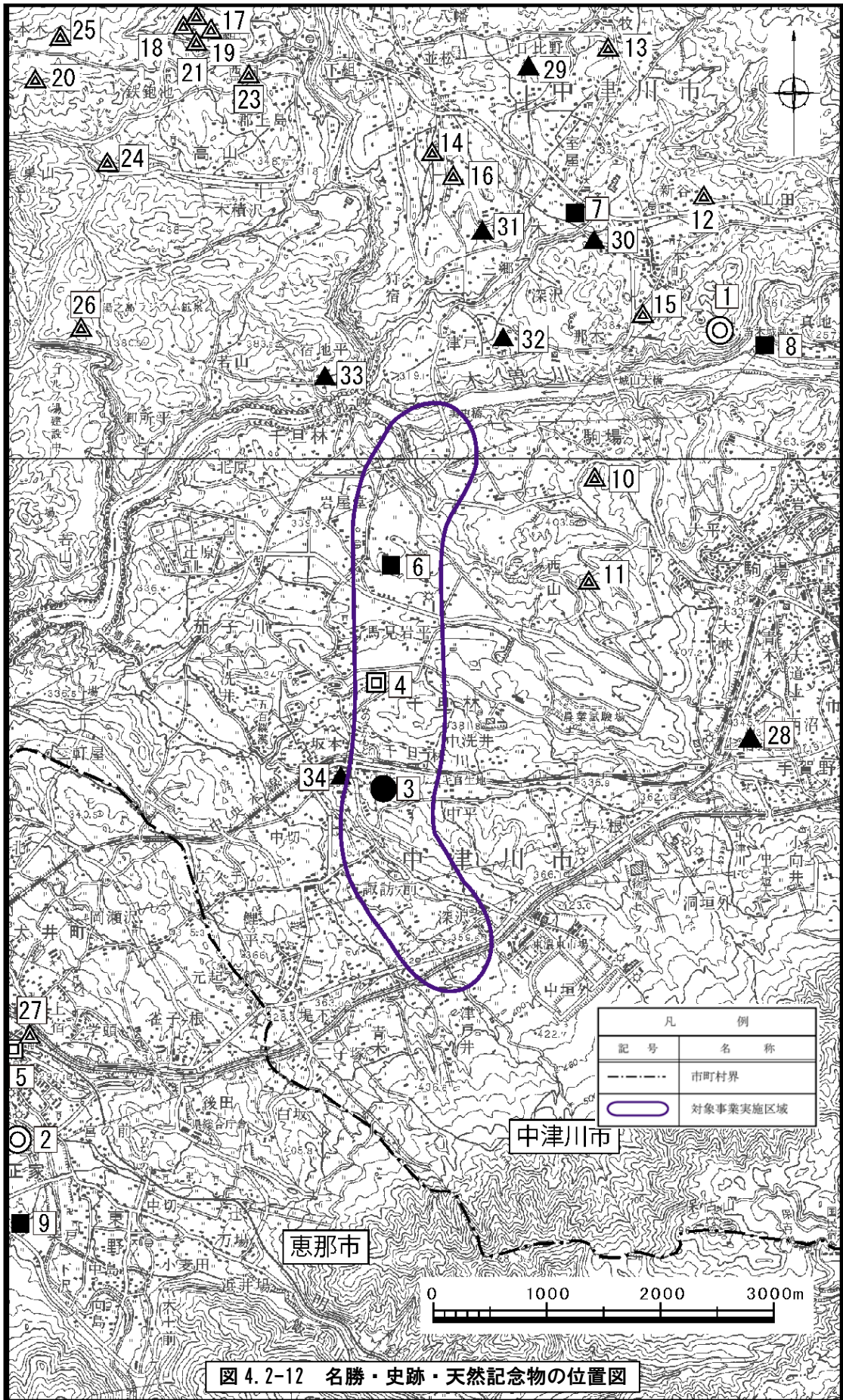


図 4.2-12 名勝・史跡・天然記念物の位置図

(1)文化財保護法第九十二条第一項の規定により指定された埋蔵文化財

対象道路事業実施区域及びその周辺には、図 4. 2-13 に示すとおり、「文化財保護法」（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号、最終改正：平成二十三年五月二日法律第三十七号）第九十二条第一項に基づいて指定された埋蔵文化財があります。

対象道路事業実施区域には、岩屋堂遺跡、矢淵古窯遺跡、中洗井北 1 号～3 号窯遺跡、中洗井南 1 号～2 号窯跡、中洗井古窯跡、三津屋一里塚跡、坂本古窯跡、坂本神社跡が存在します。

(2)「保護林の再編・拡充について」の規定により指定された保護林の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野庁長官通達）により指定された保護林はありません。

(3)都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」（昭和四十三年 法律第百号、最終改正：平成二十五年六月二十一日法律第五十五号）第八条第一項七号の規定により指定された風致地区の区域はありません。

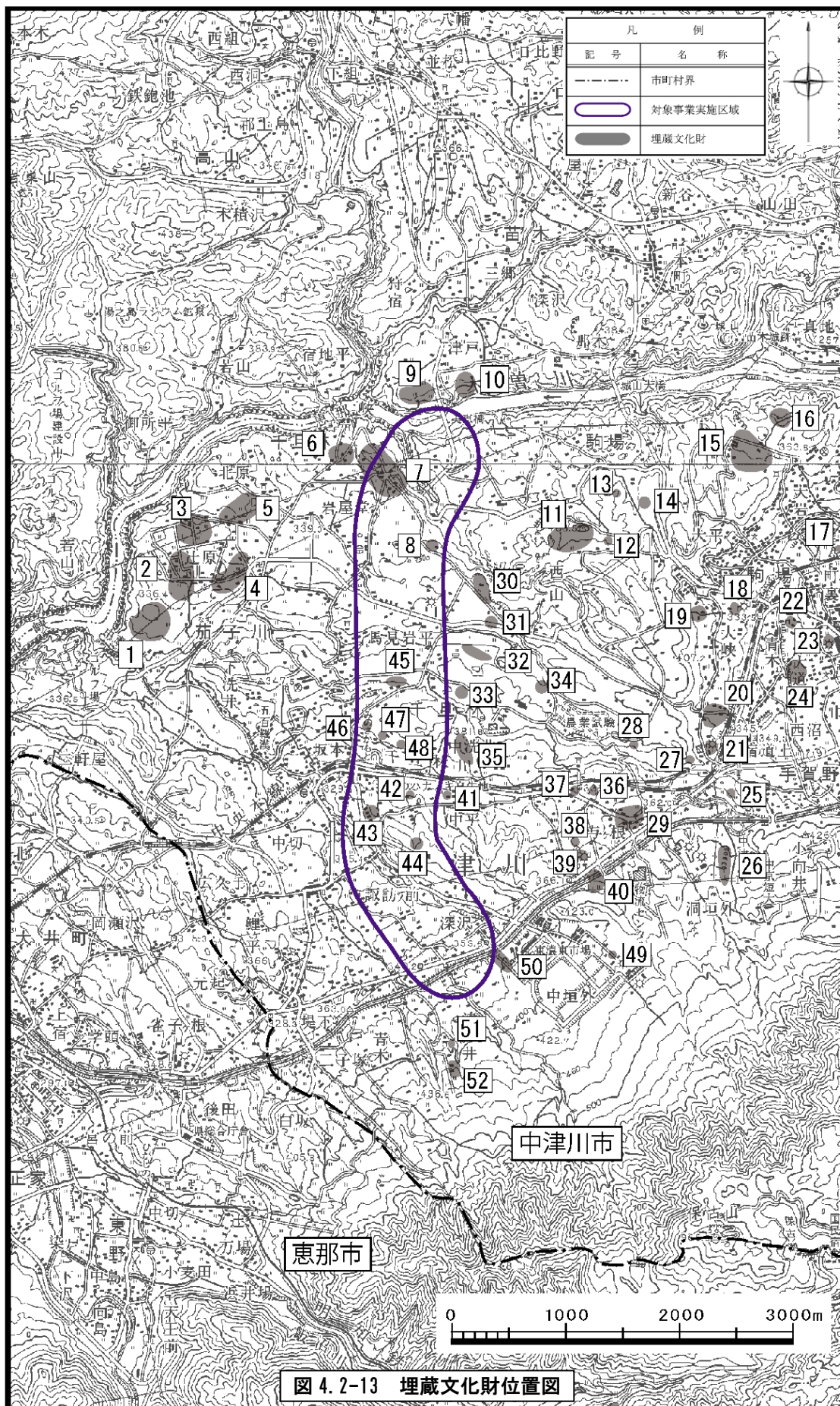


図 4.2-13 埋蔵文化財位置図

凡		例			
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	辻原第1遺跡	19	後田第2遺跡	37	願成寺跡
2	辻原第2遺跡	20	後田第3遺跡	38	与ヶ根古窯跡
3	辻原第3遺跡	21	後田第4遺跡	39	横田第1・2号古墳
4	辻原第4遺跡	22	青木稲荷古墳	40	東巢遺跡
5	北原遺跡	23	編通寺跡	41	三津屋古窯跡
6	西林遺跡	24	大道上遺跡	42	三津屋一里塚跡
7	岩屋堂遺跡	25	小石塚古墳	43	坂本古窯跡
8	矢淵古窯跡	26	窯ヶ平古窯跡群	44	坂本神社跡
9	三郷第2遺跡	27	沼尻古窯跡	45	中洗井北1～3号古窯跡
10	三郷第3遺跡	28	後屋古窯跡	46	中洗井南1号古窯跡
11	西山古窯跡群	29	西垣外墳	47	中洗井南2号古窯跡
12	権根坂古窯跡	30	星ヶ見遺跡	48	中洗井古窯跡
13	尻無1号古窯跡	31	中原遺跡	49	演習場跡遺跡
14	尻無2号古窯跡	32	上県1号古窯跡	50	上平遺跡
15	競馬場遺跡	33	上県2号古窯跡	51	西諏訪窯
16	設楽口遺跡	34	鍛冶屋平古窯跡	52	津戸井遺跡
17	若宮古墳	35	中平古窯跡		
18	後田第1遺跡	36	坂本古窯跡		

出典：中津川市文化スポーツ部文化振興課
(平成29年7月現在 中津川市)

(4) 環境基本法第 16 条に規定されている環境基準の種類の指定状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における「環境基本法」（平成五年十一月十九日法律第九十一号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）の規定に基づく環境基準及び類型指定状況を以下に示します。

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」第十六条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準を表 4.2-14 に示します。

表 4.2-14 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.03 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2m mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
備考 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 備考 2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 備考 3) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中世ヨウ化カリウム溶液から要素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 備考 4) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典) 「大気の戦記に係る環境基準について」(昭和四十八年五月八日環境庁告示第二十五号、最終改正：平成八年十月二十五日環境庁告示第七十三号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和五十三年七月十一日環境庁告示第三十八号、最終改正：平成八年十月二十五日環境庁告示第七十四号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成二十一年九月九日環境庁告示第三十三号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成九年二月四日環境庁告示第四号、最終改正：平成十三年四月二十日環境庁告示第三十号)

2) 水質汚濁に係る環境基準の指定状況

水質汚濁に係る環境基準を、表 4.2-15、表 4.2-16 に示します。

対象道路事業実施区域及びその周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況を表 4.2-17 及び図 4.2-14 に示します。対象事業実施区域内には A 類型に指定される木曾川中流が存在しています。

対象道路事業実施区域及びその周辺における水生生物の生息状況の適応性に対する地域の指定はありません。

表 4.2-15 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.03mg/l 以下	1) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準地については、最高値とする。 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 4.2-18 において同じ。 3) 海域については、ふっ素及び法その基準値は適用しない。 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及び規格 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/l 以下	
六価クロム	0.05mg/l 以下	
砒素	0.01mg/l 以下	
総水銀	0.0005mg/l 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	
シス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	
チウラム	0.006mg/l 以下	
シマジン	0.003mg/l 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	
ベンゼン	0.01mg/l 以下	
セレン	0.01mg/l 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	
ふっ素	0.8mg/l 以下	
ほう素	1mg/l 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和四十六年十二月二十八日環境庁告示第五十九号、最終改正:平成二十五年環境省告示第三十号)

表 4.2-16 (1) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水道2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/1以上	—

備考1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
備考2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
備考3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
備考4) 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml…のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4.2-16 (2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

項目	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年 環境庁告示第五十九号、最終改正：平成二十五年 環境省告示第三十号）

表 4.2-17 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

水 域				該当 類型	達成 期間	指定年月日
木曾川 水系	1	木曾川中流	落合ダムから犬山頭首工まで	A	ロ	S45.9.1
	2	中津川下流	中川橋より下流	C	イ	H20.6.13
	3	付知川	全域	A	イ	S50.9.12
	4	阿木川上流	恵那大橋より上流	A	イ	S50.9.12
	5	阿木川下流	恵那大橋より下流	C	イ	S57.3.2

出典) 岐阜県 環境白書(平成 28 年 11 月)

備考) 達成期間「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成

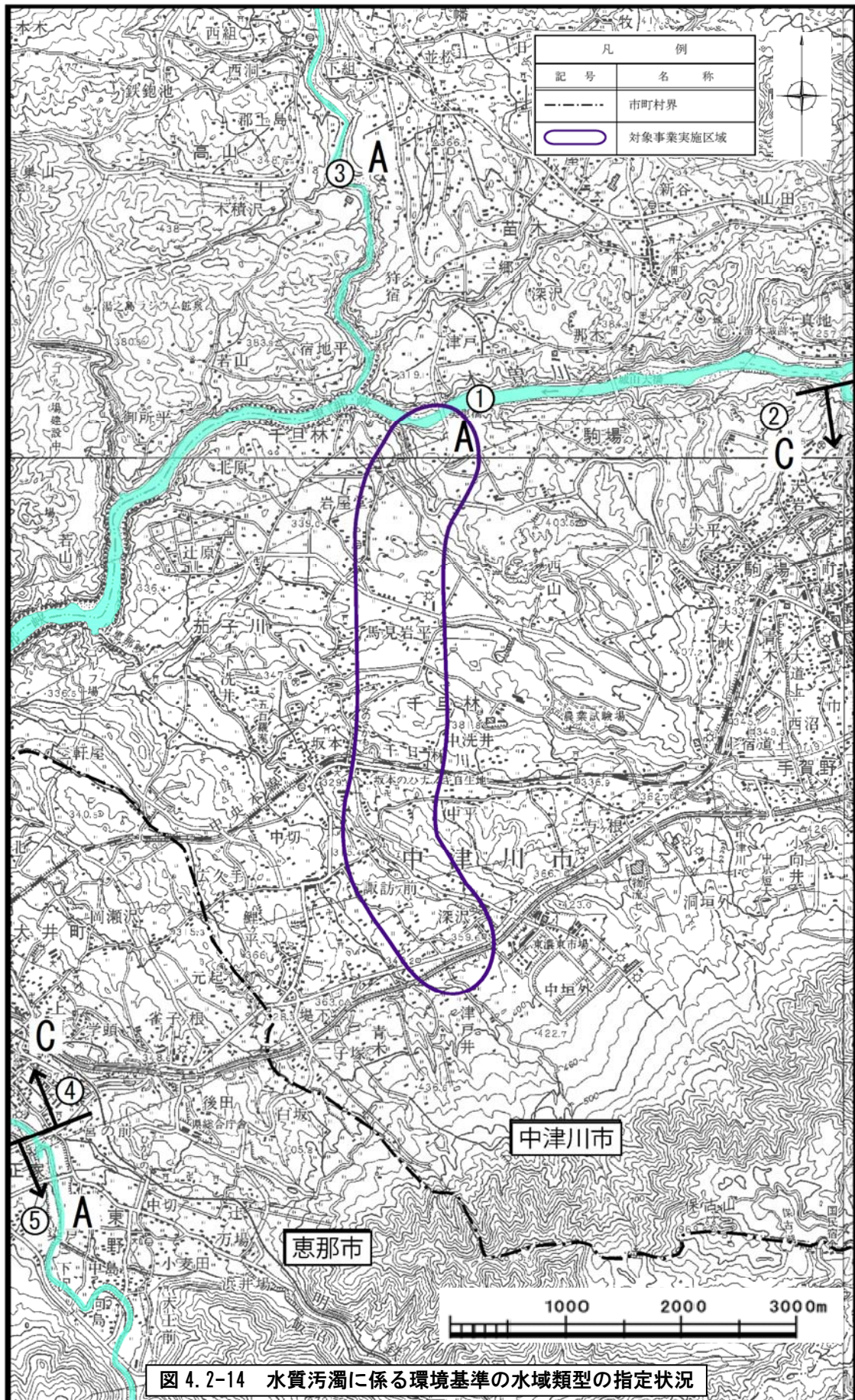


図 4.2-14 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

3) 騒音に係る環境基準の指定状況

対象道路事業実施区域及びその周辺における騒音に係る環境基準は、表 4.2-18 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺における環境基準をあてはめる地域の類型指定状況を表 4.2-19 及び図 4.2-15 に示します。対象事業実施区域は大部分で B 類型地域を通過するほか、一部で C 類型地域を通過します。

表 4.2-18 (1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 注 2) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 注 3) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 注 4) B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 注 5) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表（表 4.2-18(2)）に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表（表 4.2-19）の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-18 (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表（表 4.2-18(1)）にかかわらず、特例として次表（表 4.2-18(3)）の基準値の欄に掲げるとおりとします。

表 4.2-18 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典) 騒音に係る環境基準について（平成十年九月三十日 環境庁告示第六十四号、最終改正：平成二十四年三月三十日環境省告示第五十四号）

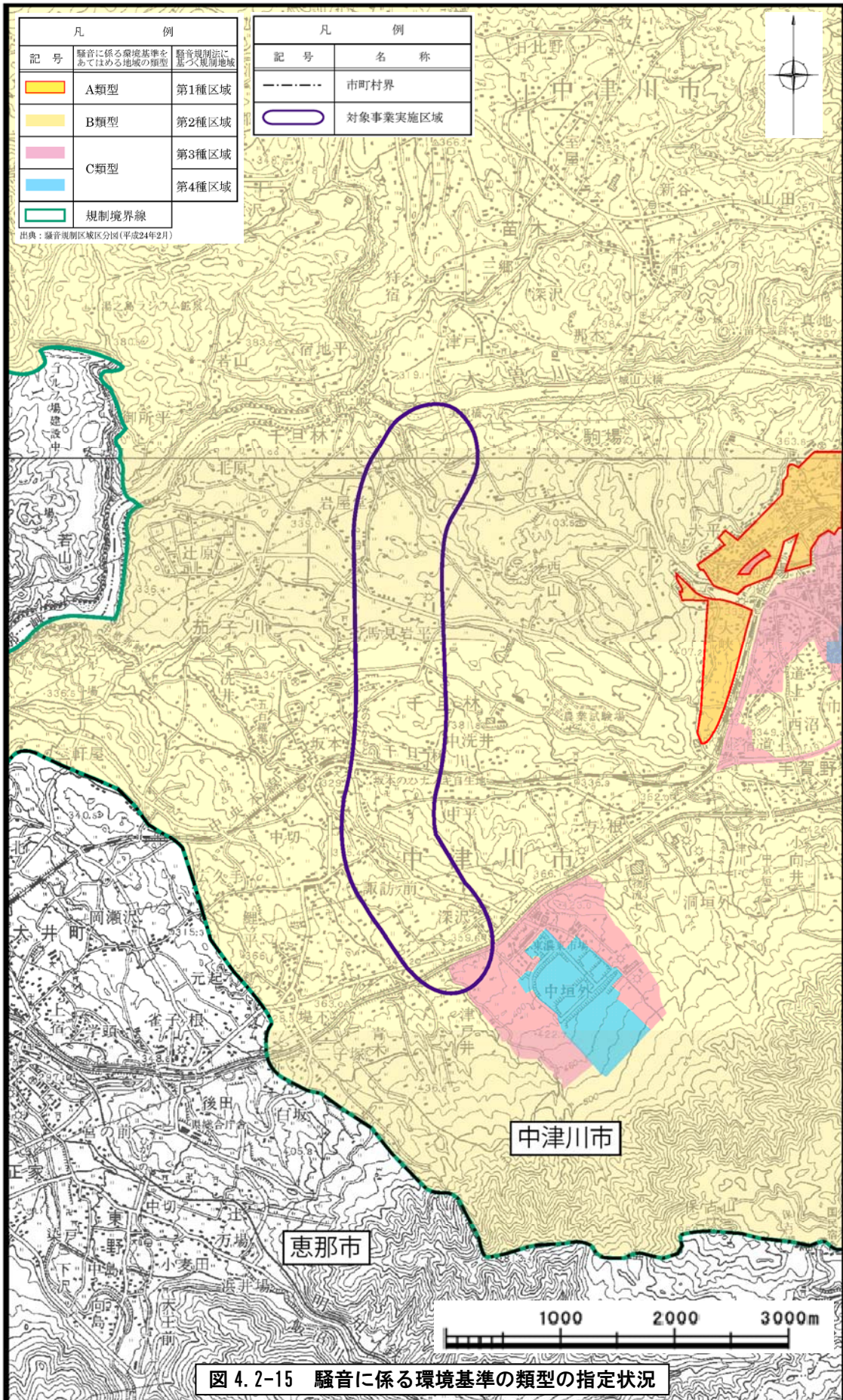
表 4.2-19 騒音に関する環境基準の種類の指定状況

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第四条第一項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

出典) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定（昭和五十二年 岐阜県告示第五十七号、最終改正：平成二十四年三月三十日環境省告示第五十四号）

注1) 都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域からのぞく。

備考) この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十年三月三十一日岐阜県告示第百五十二号）第一条に定める地域をいう。



(5) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定状況

調査対象地域には、「環境基本法」(平成五年 法律第九十一号)第十七条第三項の規定による公害防止計画は策定されていません。

(6) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度及び区域の指定状況

「騒音規制法」(昭和四十三年 法律第九十八号)により定められた区域の指定状況を表 4.2-20及び図 4.2-16 に示します。対象事業実施区域は、大部分でb区域を通過するほか、一部でc区域を通過します。

なお、騒音規制法第十七条第一項の規定により定められた自動車騒音の限度は、表 4.2-21に示すとおりです。

表 4.2-20 自動車騒音の限度を定める区域の区分

区域	該当地域
a	1. 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1種区域である地域 2. 騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種区域である地域のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第2種地域である地域(a区域である地域を除く。)
c	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第3種区域又は第4種区域である地域

出典) 騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定(平成十二年三月三十一日 岐阜県告示二百五十九号、最終改正:平成十三年一月五日岐阜県告示第一号)

備考) この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正:平成二十年三月三十一日岐阜県告示第二百五十二号)第一条に定める地域をいう。

表 4.2-21 自動車騒音の限度

単位：dB

区域の区分	等価騒音レベル (L _{Aeq})	
	基準値	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75	70

出典) 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年 総理府令第十五号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号）

備考) a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- (1) a 区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b 区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域

注 1) 車線 一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 2) 昼間 午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。

注 3) 夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。

注 4) デシベル：計量法(平成四年五月二十日法律第五十一号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 5) この表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 6) 幹線交通を担う道路「道路法」(昭和二十七年六月十日法律第八十号、最終改正：平成二十五年六月五日法律第三十号) 第三条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに「道路運送法」(昭和二六年六月一日法律第一八三号、最終改正：平成二十三年六月二十四日法律第七十四号) 第二条第八項に規定する一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和四十四年八月二十五日建設省令第四十九号、最終改正：平成二十四年六月十二日国土交通省令第五十八号) 第七条第一号に規定する自動車専用道路をいう。

(18) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和四十三年 法律第九十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 第十四条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 4.2-22に示すとおりです。

表 4. 2-22 特定建設作業に関する騒音の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	1～8 ^{注3)}	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第1号区域 ^{注4)} ：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注4)} ：午後 10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間 ^{注2)}	第1号区域 ^{注4)} ：1日 10時間*を超えないこと 第2号区域 ^{注4)} ：1日 14時間*を超えないこと	A B
作業期間	連続6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

出典) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 (昭和四十三年十一月二十七日 厚生省・建設省告示第一号、最終改正：平成一二年三月二八日環境庁告示第一六号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定 (昭和四七年三月三十一日 岐阜県告示第二百十八号、最終改正：平成十八年九月二十九日岐阜県告示五百七十六号の二)

注1) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
- B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
- C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
- D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に作業を必要とする場合
- E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注2) 基準値を超えている場合、1日の作業時間を※の時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3) 特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業
4	空気圧縮機を使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業

注4) 区域の区分

区分	地域
第1号区域	騒音規制法に基づく規制区域のうち、次に掲げる区域 1 第1種区域として定められた区域 2 第2種区域として定められた区域 3 第3種区域として定められた区域 4 第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号、最終改正：平成二十三年六月三日法律第六十一号)第一条に規定する学校 ・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号、最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号)第七条に規定する保育所 ・医療法(昭和二十三年法律第二百五号、最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・図書館法(昭和二十五年法律第百十八号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号)第二条第一項に規定する図書館 ・老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	騒音規制法に基づく規制地域のうち、第1号区域以外の区域

備考) この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号)、最終改正：平成二十五年三月二十九日岐阜県告示第百九十四号)第一条に定める地域をいう。

(19) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度及び区域の指定状況

「振動規制法」(昭和五十一年 法律第六十四号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 第十六条第一項の規定により定められた道路交通振動の限度は表 4.2-23に、区域の指定状況は表 4.2-24及び図 4.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域は大部分で第1種区域を通過するほか、一部で第2種区域を通過します。

表 4.2-23 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

出典) 振動規制法施行規則(昭和五十一年十一月十日総理府令第五十八号、最終改正：平成二十三年十一月三十日環境省令第三十二号) 振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定(昭和五十三年 岐阜県告示第百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号)

備考) 昼間：午前8時から午後7時まで
夜間：午後7時から翌日午前8時まで

表 4.2-24 振動規制法に基づく規制区域の指定

区域	該当区域
第1種区域	騒音規制法に基づく第1種区域
	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域	騒音規制法に基づく第3種区域
	騒音規制法に基づく第4種区域

出典) 「振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定」(昭和五十三年三月十日岐阜県告示第百五十六号、最終改正：昭和五十四年三月九日岐阜県告示第百八十八号)

備考) この表において、騒音規制法に基づく規制地域とは、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和四十四年六月十九日岐阜県告示第四百八十六号、最終改正：平成二十五年三月二十九日岐阜県告示第百九十四号) 第一条に定める地域をいう。(図 4.2-16 参照)。

(20) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

「振動規制法」(昭和五十一年 法律第六十四号、最終改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号) 第十五条第一項に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 4.2-25に示すとおりです。

表 4.2-25 特定建設作業に係る振動の規制基準

項目	内容	適用除外 ^{注1)}
特定建設作業の種類	1～4 ^{注3)}	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	—
作業時間帯	第1号区域 ^{注4)} ：午後7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域 ^{注4)} ：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間 ^{注2)}	第1号区域 ^{注4)} ：1日10時間*を超えないこと 第2号区域 ^{注4)} ：1日14時間*を超えないこと	A B
作業期間	連続6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注1) 適用除外は以下に示すとおりである。

- A：災害、その他非常事態の発生により緊急に作業を必要とする場合
- B：人の生命または身体への危険防止のため特に作業を必要とする場合
- C：鉄道、軌道の正常な運行を確保するため作業を必要とする場合
- D：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により夜間に作業を必要とする場合
- E：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
- F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注2) 基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の*で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3) 特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業
4	ブレーカーを使用する作業

注4) 区域の区分

区分	地域
第1号区域	振動規制法に基づく規制区域のうち、次に掲げる区域 1 騒音規制法に基づく第1種区域として定められた区域 2 騒音規制法に基づく第2種区域として定められた区域 3 騒音規制法に基づく第3種区域として定められた区域 4 騒音規制法に基づく第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校 ・児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所 ・医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの ・図書館法(昭和二十五年法律百十八号)第二条第一項に規定する図書館 ・老人福祉法(昭和三十八年法律百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	振動規制法に基づく規制地域の指定に関する告示(昭和三十五年岐阜県告示第五十三号)により指定された地域のうち、第1号区域以外の区域

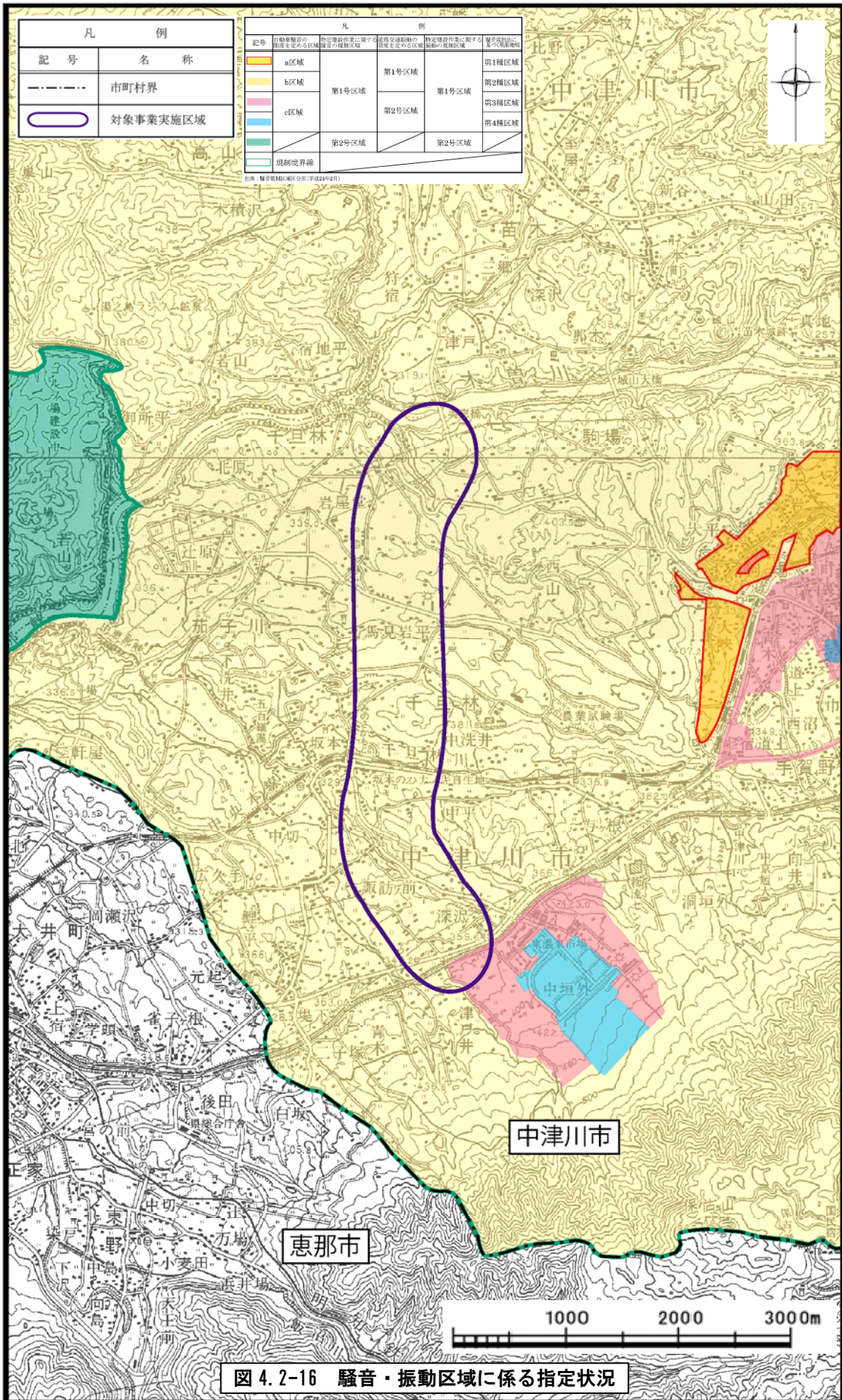
出典) 振動規制法施行規則(昭和三十五年 総理府令第五十八号)

振動規制法施行令(昭和三十五年 政令第二百八十号)

岐阜県公害防止条例(昭和三十四年 岐阜県告示第三十五号)

岐阜県公害防止条例施行規則(昭和三十四年 岐阜県告示第二百二十九号)

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定(昭和三十五年 岐阜県告示第五十五号)



(21)水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域（上乘せ排水基準）

対象道路事業実施区域及びその周辺においては、「水質汚濁防止法」（昭和四十五年 法律第百三十八号、最終改正：平成二十五年六月二十一日法律第六十号）第三条第三項の規定による同条第一項の排水基準にかえて適用すべき排水基準（以下「上乘せ排水基準」といいます。）が、木曾川水域に設定されています。

上乘せ排水基準のうち、し尿処理施設（501 人槽以上のもの）を設置する特定事業場に係る排出基準は表 4.2-26に示すとおりです。

表 4.2-26 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準（木曾川水域）

単位：mg/l

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量（動植物 油脂類含有量）	フェノール類 含有量
昭和 47 年 2 月 1 日の後 において新 たに設置さ れ、又は、 増設され る工場ま たは事業所	一 公共下水道 処理区域に 所在するもの		25 日間 平均 20	90 日間 平均 75	10	0.5
	二 その他の区域 に所在するもの		40 日間 平均 30	—	—	—

出典）水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和四十六年 岐阜県条例第三十三号、最終改正：平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

注 1）木曾川水域とは、木曾川水系木曾川及びこれに流入する公共用水域をさします。

注 2）公共下水道処理区域とは、下水道法（昭和三十二年 法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域をさします。

注 3）その他の区域とは、公共下水道区域に属さない区域をさします。

注 4）日間平均による許容限度は、1 日の排水の量が 50m³ 以上である工場または事業場に係る排水について適用します。

(22) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

対象道路事業実施区域及びその周辺は、「水質汚濁防止法」（昭和四十五年 法律第百三十八号、最終改正：平成二十五年六月二十一日 法律第六十号）第四条の二第一項の規定に基づき、同法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号、最終改正：平成二十四年九月二十六日政令第百五十一号）で定める化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、同法施行令で定める地域（指定地域）となっています。

(23) 土壌汚染対策法に規定する指定区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「土壌汚染対策法」（平成十四年 法律第五十三号）第五条の規定により指定された指定区域はありません。

(24) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和四十三年 法律百号）第八条第一項の規定により定められた用途地域の面積は表 4.2-27に、対象道路事業実施区域及びその周辺における用途地域は図 4.2-17 に示すとおりです。

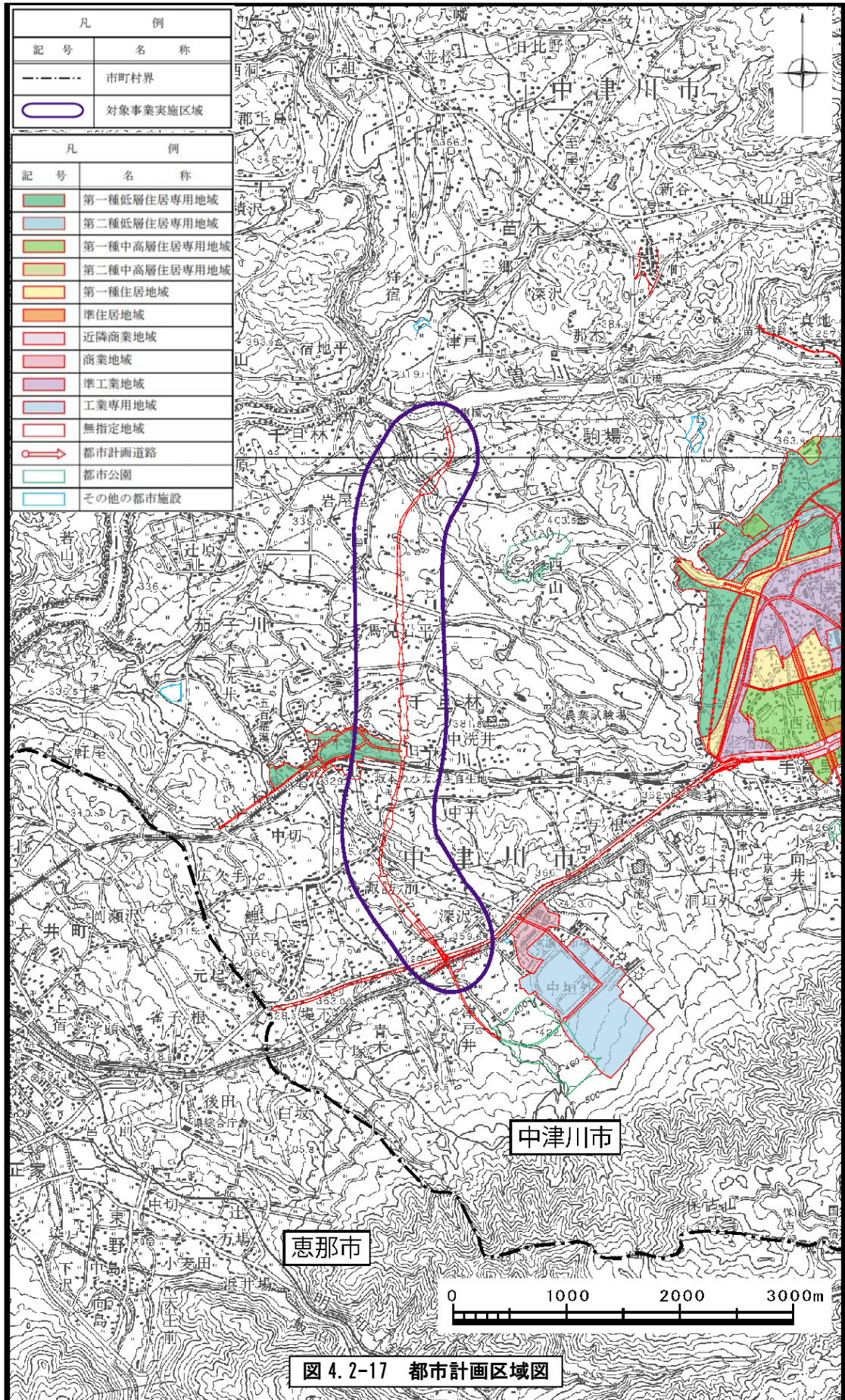
対象道路事業実施区域は、第一種低層住居専用地域を通過します。

表 4.2-27 用途地域の面積

種 別	中津川市	
	面積 (ha)	比率 (%)
都市計画用途地域	第1種低層住居専用地域	326 35.1
	第2種低層住居専用地域	6.7 0.7
	第1種中高層住居専用地域	60 6.5
	第2種中高層住居専用地域	29 3.1
	第1種住居地域	116 12.4
	第2種住居地域	2.7 0.3
	準住居地域	27 2.9
	近隣商業地域	86 9.2
	商業地域	32 3.4
	準工業地域	125 13.5
	工業地域	11 1.2
	工業専用地域	109 11.7
	合 計	931 100.0

出典) 中津川市都市計画審議会 (平成 29 年 3 月 中津川市)

注 1) 10ha 未満のものにあつては小数点第 1 位まで記載



(25) 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定により指定された湖沼及び地域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和五十九年 法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼及び同条第二項の規定により指定された指定地域はありません。

(26) 排水基準を定める省令別表第二の備考六及び備考七の規定により指定された湖沼

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「排水基準を定める省令」（昭和四十六年六月二十一日総理府令）別表第二の備考六及び備考七の規定により指定された東野防災ため池（保古ノ湖）があります。区域の指定位置は、図 4.2-18 に示すとおりです。

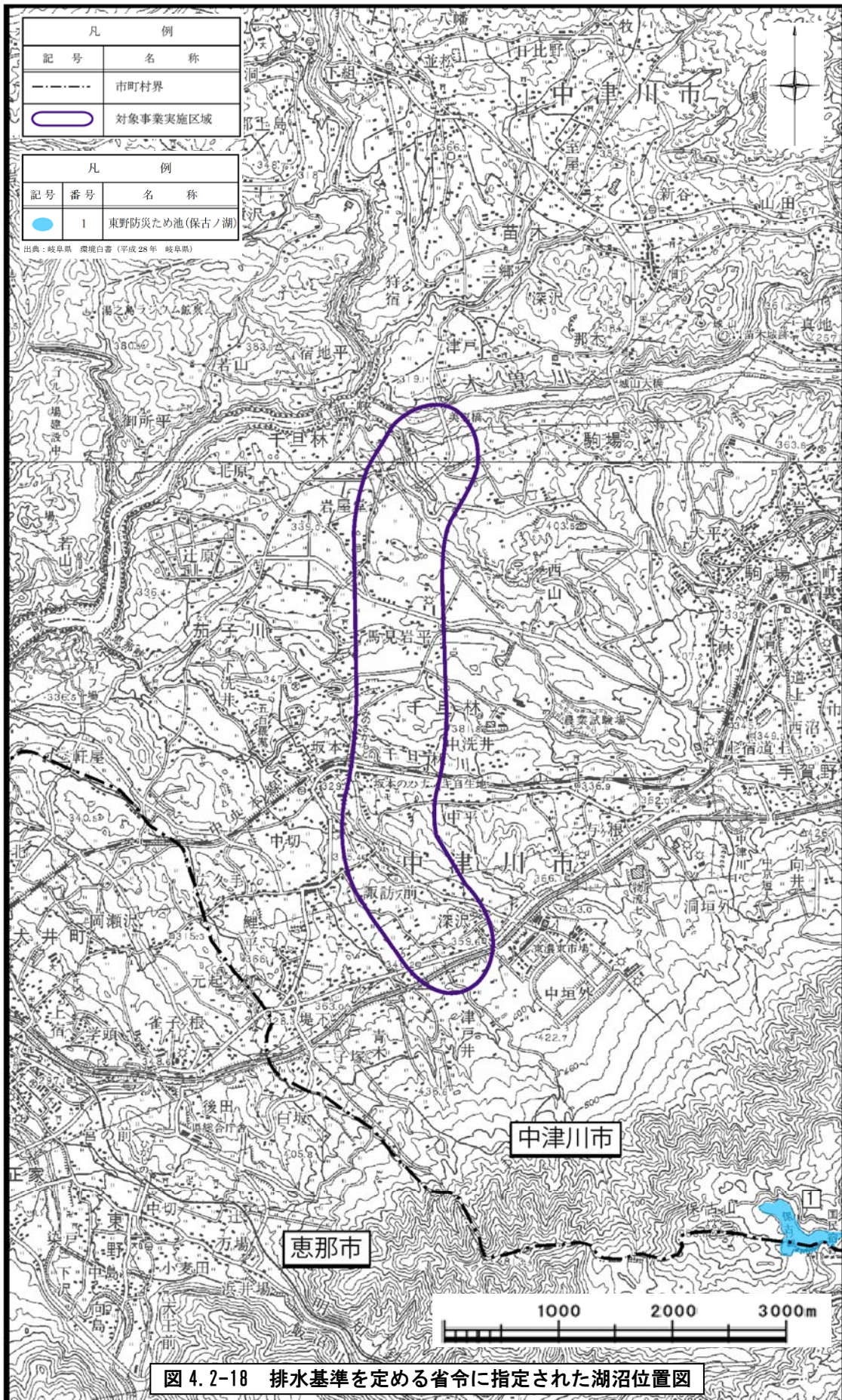


図 4.2-18 排水基準を定める省令に指定された湖沼位置図

(27) 森林法の規定により指定された保安林

調査対象地域における「森林法」(昭和二十六年 法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により指定された保安林の面積は表 4. 2-28に、対象道路事業実施区域及びその周辺における指定状況はに図 4. 2-19 示すとおりです。

対象道路事業実施区域は土砂流出防備保安林を通過します。

表 4. 2-28 保安林の指定状況

保安林種	中津川市	
	国有林 ^{注1} (面積/ha)	民有林 (面積/ha)
水源涵養	9,374	7,431
土砂流出防備	6,330	7,949
土砂崩壊防備	226	206
干害防備	0	0
なだれ防止	0	0
落石防止	0	1
保健	0	0
風致	0	0
合計	15,930	15,626

出典) 平成 27 年保安林種類別面積 (岐阜県庁ホームページ)

注 1) 兼種保安林で計上されていない面積 (保健保安林以外)

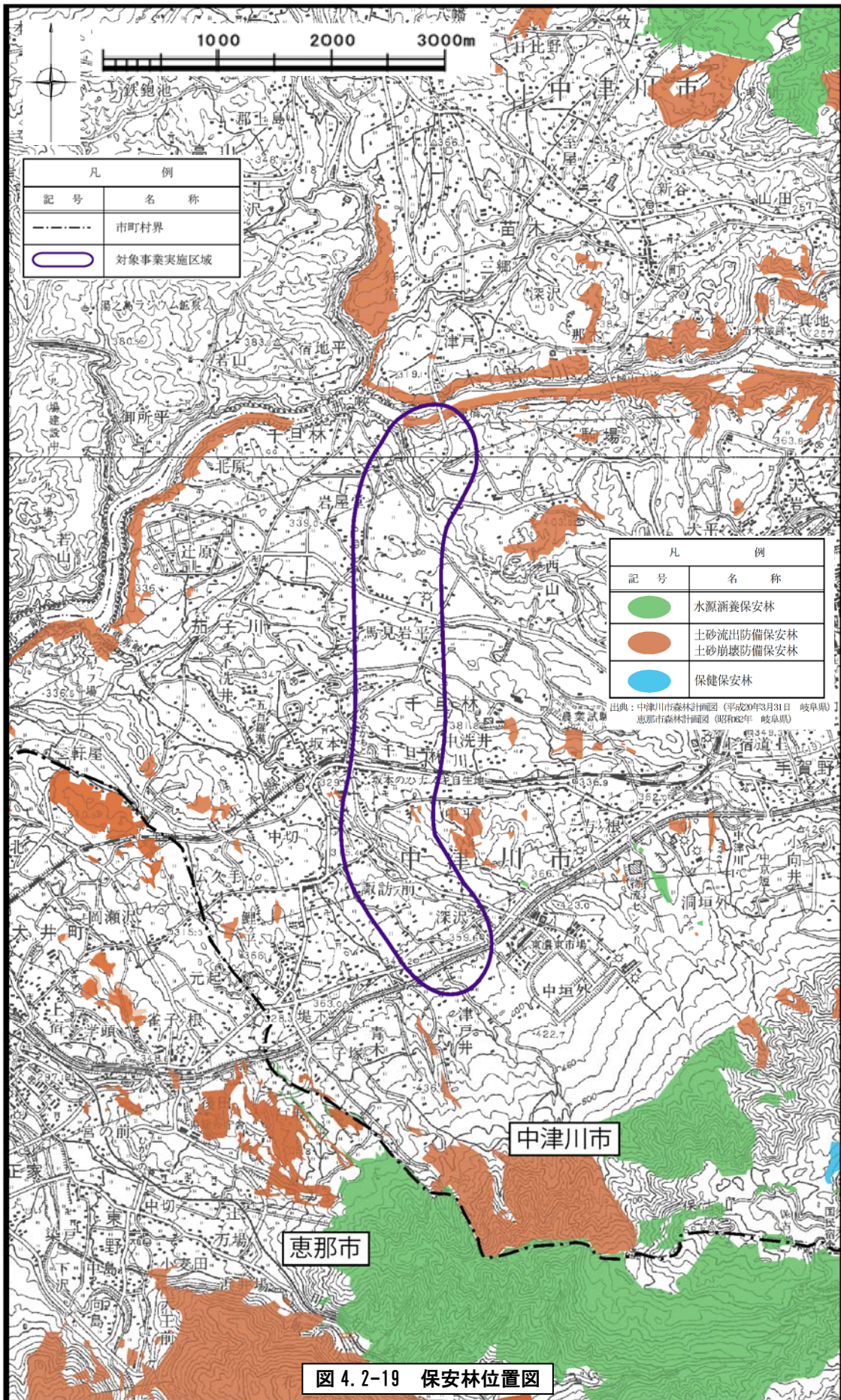


図 4.2-19 保安林位置図

(28) 都市緑地法第四条第一項の規定により定められた地域

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地保全法」（昭和四十八年法律第七十二号）第二条の第一項の規定により定められた地域はありません。

岐阜県では、自然環境を保全する目的で「自然環境保全地域」を設定しています。中津川市では「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域として中津川市上野の「椈の湖畔」、緑地環境保全地域として中津川市の「馬籠」を指定しています。

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「岐阜県自然環境保全条例」（昭和四十七年三月三十一条例第十七号）の規定により定められた地域はありません。

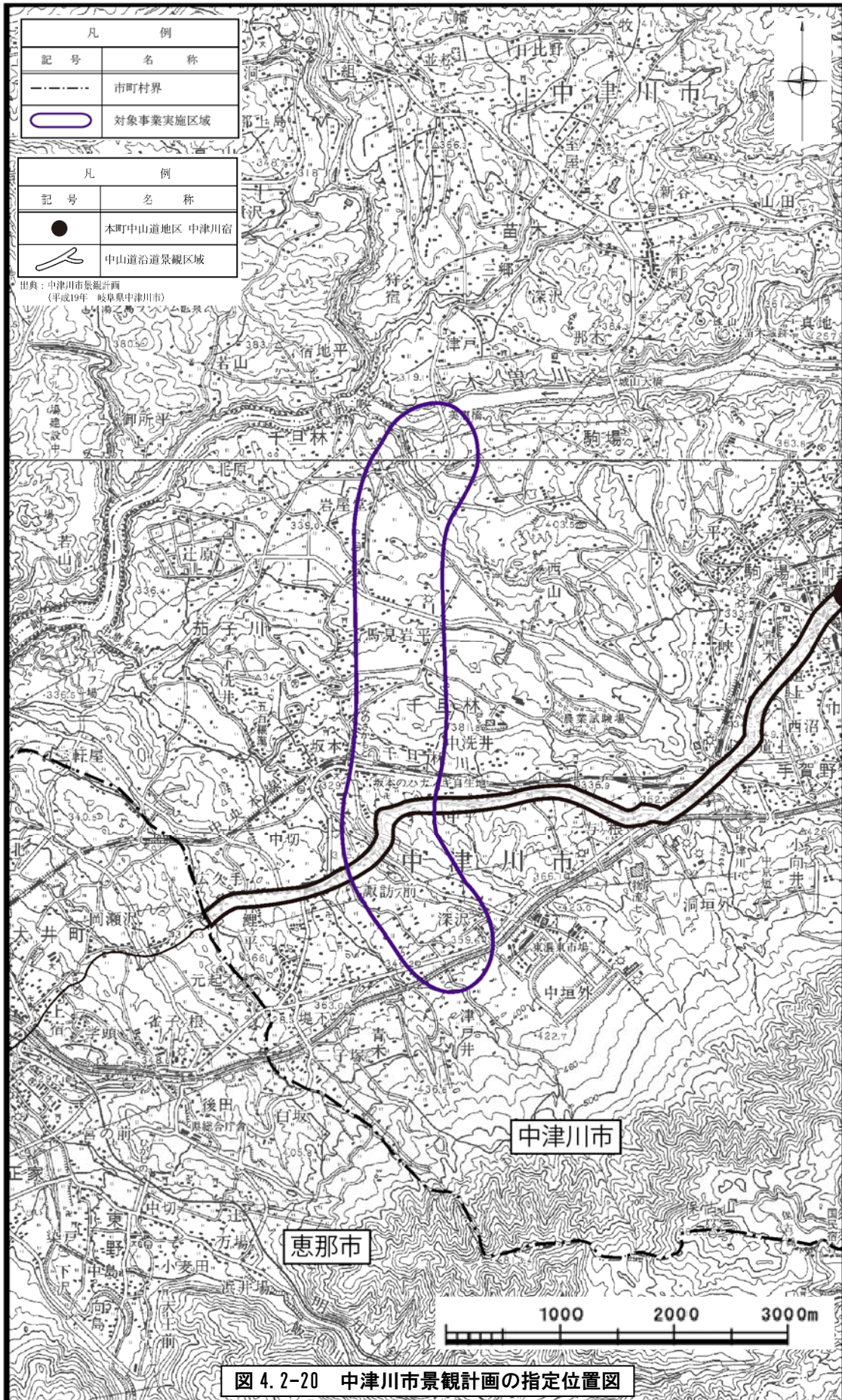
(29) 景観法の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「景観法」（平成十六年 法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき策定された「中津川市景観計画」（平成十九年七月一日 中津川市）があります。対象道路事業実施区域及びその周辺における指定状況は図 4. 2-20 に示すとおりです。

中津川市では、市域全域を「景観計画区域」とし、市内を東から西へと通る中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、宿場町等の区域「本町中山道地区」、「落合中山道地区」、「馬籠中山道地区」を「景観計画重点地区」に設定しています。

対象道路事業実施区域及びその周辺には、「本町中山道地区」、「中山道沿道景観区域」があります。

また、景観計画重点地区内に景観重要建造物として「はざま酒造」（平成 22 年 4 月 1 日指定）、「今井家住宅」（平成 22 年 4 月 1 日指定）、「清水屋原家住宅」（平成 25 年 8 月 1 日指定）がありますが、対象道路実施区域内及びその周辺には存在しません。

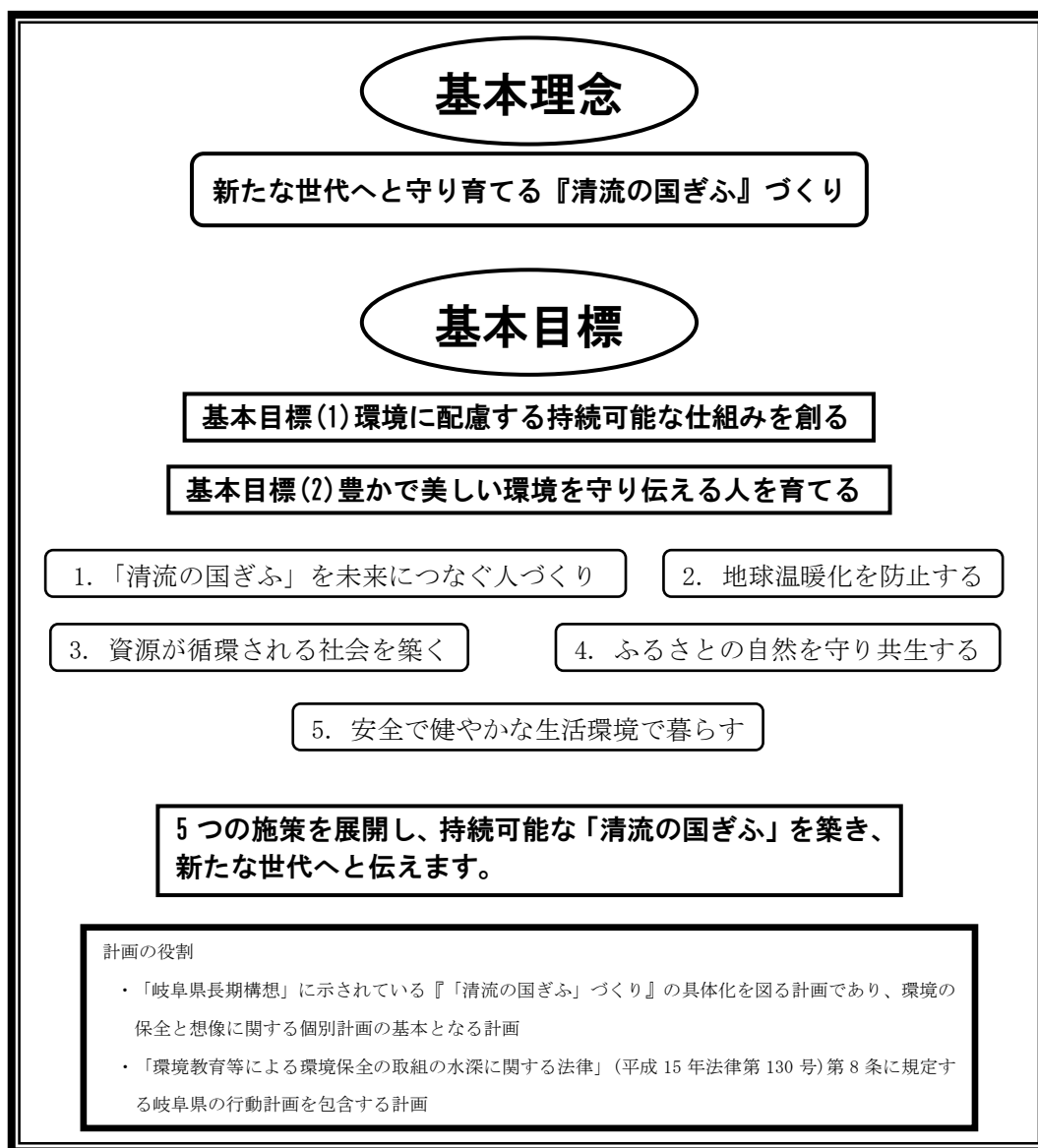


(30) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

1) 岐阜県環境基本計画

岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」(平成七年 岐阜県条例第九号) 第十条第一項の規定により、平成八年(第一次)から人口減少社会の到来といった社会情勢の変化などの課題に対応した「岐阜県環境基本計画」を策定しています。

第5次岐阜県環境基本計画(平成28年度から平成32年度)では、岐阜県長期構想に示されている『清流の国ぎふ』づくりの具体化を役割とし、図4.2-21に示すとおり、5つの基本目標及び役割を定めています。



出典) 岐阜県環境基本計画(平成28年 岐阜県)

図4.2-21 岐阜県環境基本計画の基本理念と基本目標及び役割

2) 中津川市景観計画

中津川市景観計画では、良好な景観の形成を図るための景観誘導の必要性等を考え、「景観計画区域」、「中山道沿道景観区域」、「景観計画重点区域」の3段階の区域を指定しています。

■ 区域別の方針・行為の制限の有無			○印 有り
	方針	行為の制限	届出対象行為
景観計画区域	○	○	延床面積 1,000m ² の大規模建築物の建築等 開発行為としての開発区域 3,000m ² 以上の開発
中山道沿道景観区域	○	×	
景観計画重点区域	○	○	建築物・工作物等

A. 景観計画区域

景観計画区域では、中津川市を代表する景観である恵那山への眺望を保全するために、眺望景観の保全のための建築物等のあり方を以下のとおり示しています。

■ 中津川市景観計画から抜粋

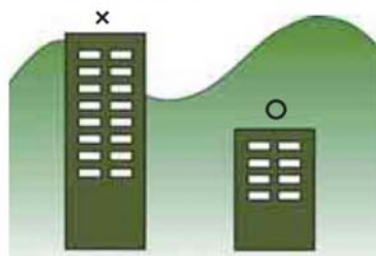
眺望景観の保全に関する方針（景観計画区域）

- 恵那山の眺望を守るために直近の眺望点から恵那山を背景にした際に稜線を越えることのないように建築物を配置し、調和させます。
- 台地上においては建築物を稜線に沿うように配置デザインし、自然に逆らわないようにし、緑化等で修景します。

【視点場における建築物等のあり方】

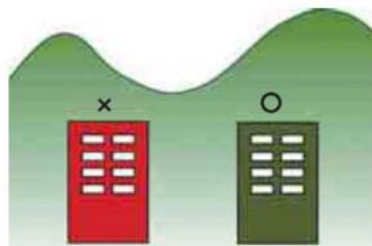
■ 位置・形状

視点場から山並み稜線を越えないよう配慮し、建築物等の位置と形状に配慮します。

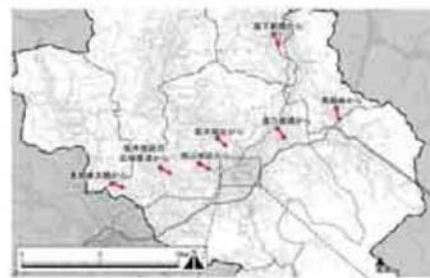


■ 色彩

山並みを背景とした色彩について配慮します。



恵那山眺望の視点場



《視点場》

- ① 坂下新橋
- ② 馬籠峠
- ③ 恵乃据橋
- ④ 苗木城址
- ⑤ 西山地区
- ⑥ 坂本地区の広域農道
- ⑦ 恵那峡大橋
- ⑧ 中津川駅
- ⑨ 桃山公園
- ⑩ 中津川橋



■中津川市景観計画から抜粋

【⑧中津川駅から恵那山への眺望】

中津川駅から恵那山の山並みへの現在の眺望が上図です。現在の山並み稜線の眺望を確保することに努め、下図のように眺望を遮断することは避けるよう配慮します。

●現況の眺望（上図）



●高層ビルによる眺望遮断（下図）



■中津川市景観計画から抜粋

3. 景観計画区域における景観形成方針と行為の制限に関すること

景観計画区域（市全域）では地域のシンボルとなる大規模建築物の建築等、開発時に届出義務を課し、大規模建築物の色彩及び開発行為における緑化の規制を設け良好な景観形成の誘導を図っています。

届出対象行為（景観計画区域）

【届出対象行為】

- ・延べ床面積 1,000m²以上の大規模建築物
- ・開発行為としての開発区域 3,000m²以上の開発

【届出時】

- ・「大規模建築物の建築等」、「開発」時の届出

行為の制限（景観計画区域）

【大規模建築物の色彩規制】

- ・周辺の色調と調和する落ち着いたものとし、彩度を落とした色彩とする。
- ・彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとする

【開発行為における緑化規制】

- ・道路等の公共空間との境界部分については緑化する

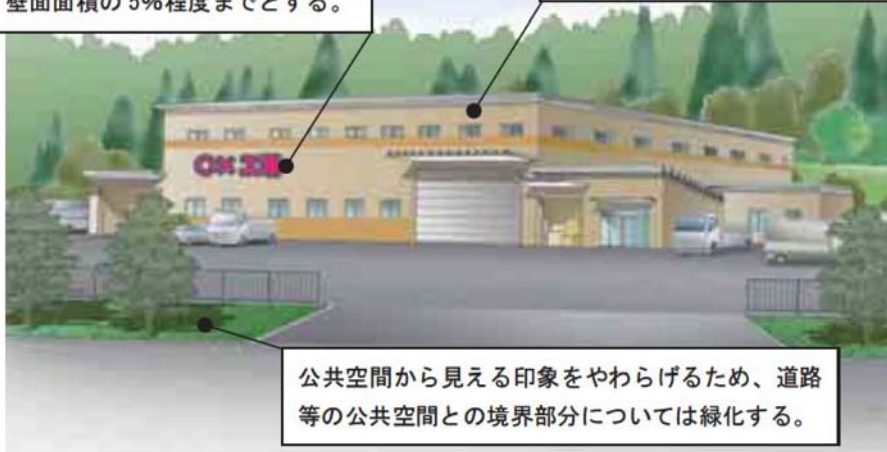
①大規模建築物の色彩規制・開発行為における緑化のあり方

大規模建築物の色彩については、前の行為の制限が定められています。大規模建築物の色彩基準について詳しくは後述 146 頁「第 4 章 色彩基準」をご覧ください。

■行為の制限に関する解説

彩度の高い色をアクセント的に使用する場合は、外部から見える壁面面積の5%程度までとする。

周辺の色調と調和する落ち着いたものとし、彩度を落とした色彩とする。



公共空間から見える印象をやわらげるため、道路等の公共空間との境界部分については緑化する。

■中津川市景観計画から抜粋

■大規模建築物の色彩修景例



②関連施策等との整合

大規模行為にあわせて景観づくりを進めるためには、計画の初期の段階から、行為地がどのような景観に係わる規制等の対象となっているか、景観づくりのためにどのような施策が行われているかを確認し、その規制や誘導、施策等の内容を把握しておく必要があります。また、地域住民による景観づくりの活動が行われている地域では、これらの活動の目的に沿った行為の内容とするとともに、地域のより良い景観づくりのために積極的に協力していくことが大切です。

法令等	対象区域	関連する大規模行為（○印）				
		建築物の新築等	工作物の新築等	土地の区画形質の変更	物品の集積貯蔵	鉱物の掘採等
都市計画法	都市計画区域	○	○	○		
建築基準法	全域	○	○			
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 岐阜県福祉のまちづくり条例	全域	○				
屋外広告物法 岐阜県屋外広告物条例	禁止・許可地域等		○			
大規模小店舗立地法	全域	○	○			
工場立地法	全域	○	○			
大気汚染防止法 岐阜県公害防止条例	全域		○			
環境影響評価法 岐阜県環境影響評価条例	全域	○	○	○		
廃棄物の処理と清掃に関する法律	全域	○	○	○	○	
砂利採取法	全域					○
採石法	全域					○
自然公園法 岐阜県立自然公園条例	県立公園	○	○	○	○	○
自然環境保全法 岐阜県自然環境保全条例	自然環境保全地域	○	○	○		○
森林法	地域森林計画の対象民有地			○		○
農地法	全域の農地	○	○	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○	○

B. 中山道沿道景観区域

中津川市景観計画では、中山道沿道景観区域における沿道整備・保全の方法について以下のとおり示しています。

■ 中津川市景観計画から抜粋

2. 中山道沿道景観区域

(1) 中山道沿道景観区域の景観特性

中山道沿道には道標や一里塚、高札場等の遺構など中山道の記憶が残る箇所が点々と見られます。



(2) 沿道景観形成の考え方

中山道の記憶が残る遺構や樹木等を保全し、旧中山道である道路において中山道にふさわしい特殊舗装、石畳遊歩道に取り組み、それらと一体となり、中山道沿道にふさわしい景観形成の手法として、統一的な家並みの色彩、敷地の緑化、統一した広告物・看板等を推奨しています。

■ 中山道沿道整備・保全の方法



通りに関する項目

○敷地及び道路との関係等

・中山道に沿って設置される街道案内板や説明板は統一デザインとします。

○緑化

・中山道沿道の統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図る緩衝として花や緑の植栽を推進します。

建物に関する項目

○建築物・工作物の形態・意匠

・黒、茶、白を中心とし、背景となる空と水と緑に調和した色彩とします。

・広告物等については、彩度の高い色はアクセント的に使い、全体として落ち着いた色彩とします。

○まちなみ

・住民自らが、郊外の住宅地、市街地の商業地など各地域の特性に応じた、統一感のあるまちなみ景観形成に取り組むことを推奨します。

C. 景観計画重点区域

景観計画重点区域内の建築物に関しては、以下の修景基準を設けています。

■ 中津川市景観計画から抜粋

保全型

主に街道の建築物（江戸期以前の中山道宿場町に特徴的な意匠を用いた建築物）

〈基本的考え方〉

街道の建築物の現状維持・保全を基本とする。



整備型

一部修景すれば街道の建築物へと復活する

〈基本的考え方〉

保全型を見本とし、現代の生活様式や店づくりに応じて柔軟に修景を行う。



形成型

街道の建築物以外（主に新しい建物）

〈基本的考え方〉

街道の建築物の良さを活かし、建築物の高さや配置、屋根の形、デザインや色などを工夫する。



↑ 目指すべき方向の解説

全ての建築物が修景により保全型の街道の建築物を目指すのではなく、形成型→整備型→保全型へと段階的に修景を行い、ゆっくとまちなみを揃えていきます。

例) 開口部の材質

派手な色のアルミサッシ（形成型）→落ち着いた色のアルミサッシ（整備型）→木製（保全型）

2) 新中津川環境基本計画

中津川市では、中津川市環境基本条例(平成十四年)に基づき平成16年3月に策定されました。その後、市町村合併に伴い「第二次中津川環境基本計画」が平成19年3月に策定され、その計画期間が平成27年度に終了しました。そのため、「第三次中津川環境基本計画」が平成28年3月に策定されています。

対象道路事業実施区域及びその周辺では、環境配慮として、各地区特有の自然計画、動植物の保全などが上げられています。計画の概要については表4.2-29に示すとおりです。

表 4.2-29 新中津川市環境基本計画の概要

計画策定の目的	良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進すること
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然共生地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・自然を守る仕組みをつくる ・自然を調べ理解する ・自然を保全する ・自然を活かす (2) 循環型地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の推進 ・3Rの推進 ・環境に配慮した適正処理・処分 ・地域資源の循環的活用 (3) 低炭素地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの効率的な利用促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ・交通の低炭素化 ・森林による二酸化炭素の吸収源対策 (4) 安全安心な環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な環境づくり ・快適で安心な環境づくり (5) 環境保全に向けた人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり ・多様な主体による環境教育・環境学習の推進
計画期間	平成28年～平成37年

出典：新中津川市環境基本計画（平成28年3月 中津川市）

(31) その他の環境を保全とする法令等に規定する区域等の状況

1) 砂防法の規定により指定された砂防指定地

調査対象地域における「砂防法」(明治三十年 法律第二十九号) 第二条の規定により指定された砂防指定地は表 4. 2-30に、対象道路事業実施区域及びその周辺における指定状況は図 4. 2-22 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域及びその周辺は砂防指定地を通過します。

表 4. 2-30 砂防指定地の状況

市町名	区域数	面積 (ha)
中津川市	356	7, 893
岐阜県	3, 119	111, 289

出典) 岐阜県県土整備部施設台帳システム (平成 29 年 7 月 25 日現在)

2) 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域

調査対象地域における「地すべり等防止法」(昭和三十二年 法律第三十号) 第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域は表 4. 2-31に、対象道路事業実施区域及びその周辺における指定状況は図 4. 2-22 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域は地すべり防止区域を通過しません。

表 4. 2-31 地すべり防止区域の状況

市町名	区域数	面積 (ha)
中津川市	4	79
岐阜県	29	502

出典) 岐阜県県土整備部施設台帳システム (平成 29 年 7 月 25 日現在)

3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査対象地域における「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」(昭和四十四年 法律第五十七号) 第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域は表 4. 2-32に、対象道路事業実施区域及びその周辺における指定状況は図 4. 2-22 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域は急傾斜地崩壊危険区域を通過しません。

表 4. 2-32 急傾斜地崩壊危険区域の状況

市町名	区域数	指定区域面積 (ha)
中津川市	35	32
岐阜県	1, 219	1, 331

出典) 岐阜県県土整備部施設台帳システム (平成 29 年 7 月 25 日現在)

4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害警戒区域

対象道路事業実施区域及びその周辺には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成十二年 法律第五十七号、最終改正:平成二十五年六月二十一日法律第五十四号) 第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域は図 4. 2-23 に示すとおりです。

対象道路実施事業区域及びその周辺は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を通過します。

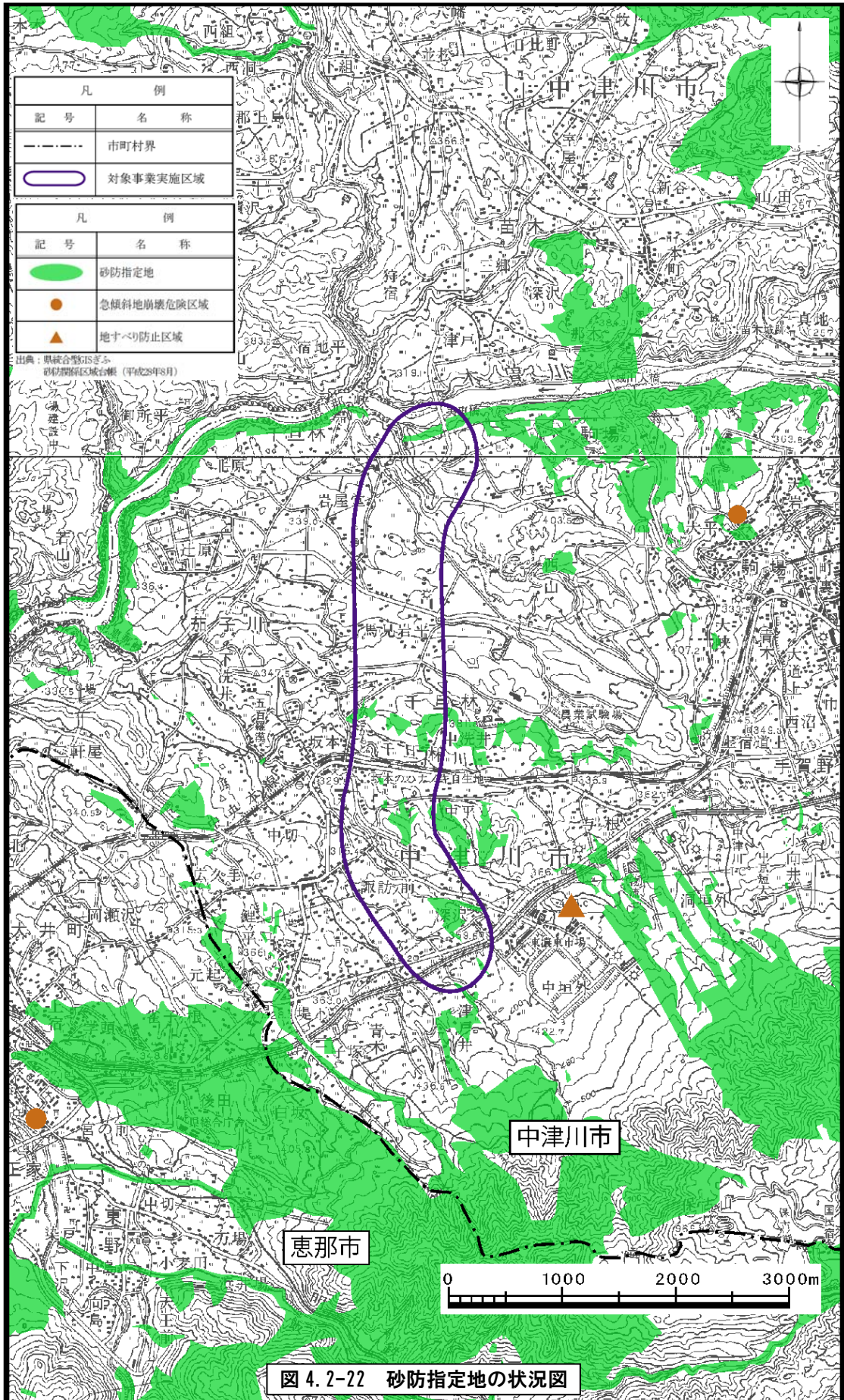


図 4.2-22 砂防指定地の状況図

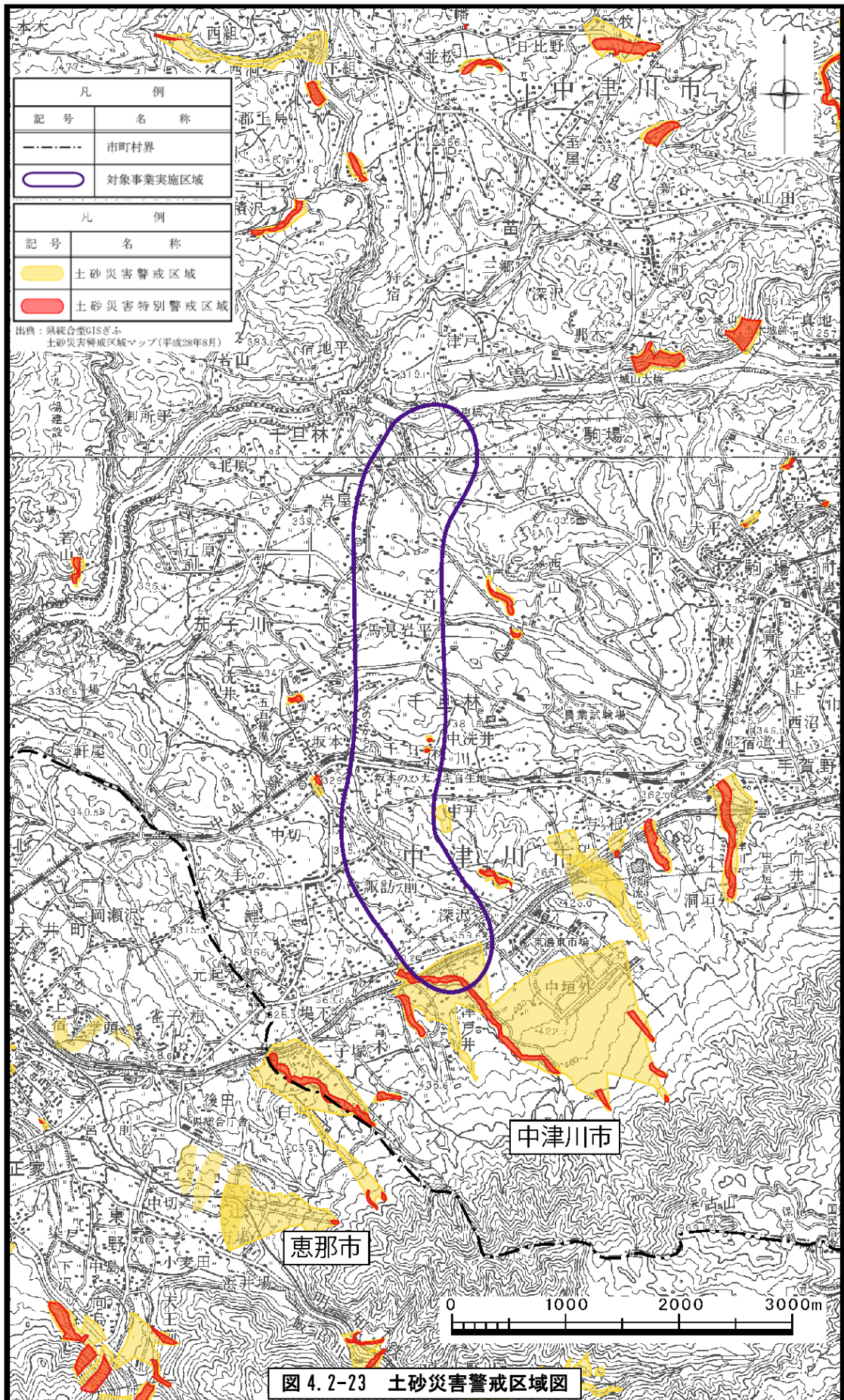


图 4.2-23 土砂災害警戒区域图

5) 河川法に基づく河川区域及び河川保全区域の指定状況

対象道路事業実施区域及びその周辺には、表 4. 2-33及び図 4. 2-24 に示すとおり、「河川法」(昭和三十九年 法律第百六十七号) 第六条第一項の規定により指定された河川区域及び同法第五十四条の規定により指定された河川保全区域があります。

対象道路事業実施区域には、木曽川、千旦林川、坂本川の河川区域及び河川保全区域が存在します。

表 4. 2-33 河川保全区域及び河川保全区域指定状況 木曽川水系

水系	番号	河川名	区間		河川区域指定 年月日告示	河川保全区域 指定年月日告示
			上流端	下流端		
木 曽 川	1	木曽川	中津川市山口(長野県境)から	岐阜県海津市 (愛知県境に 至る)	S51. 3. 31 県第 213 号	M37. 5. 25 県第 162 号
			同市坂下町(長野県境)から			
	2	阿木川	中津川市大字阿木字下河原 5568 番地 先	木曽川合流点	S48. 2. 20 県第 150 号 変更 S51. 3. 31 県第 214 号	T9. 1. 21 第 17 号
			同市大字同字下大根木地先			
	3	濁川	恵那市東野大字日坂 1896 番の 8 地先	阿木川合流点		T9. 1. 21 第 17 号
			同市大井町牛原 2205 番地先			
	4	横町川	恵那市大井町字舟山 1120 番の 2 地先	阿木川合流点		S35. 2. 5 第 73 号
			同市同町字同 1120 番の 1 地先			
	5	定蓮寺川	恵那市東野字地藏平 2906 番地先	阿木川合流点		S37. 3. 31 第 178 号の 3
			同市同字上平 2406 番地先			
	6	飯沼川	中津川市阿木 6915 番地	阿木川合流点	S51. 3. 31 県第 213 号	S37. 3. 31 第 178 号の 3
同市同 7383 番の 2 地先						
7	千旦林川	中津川市千旦林 52 番地の 5 地先	木曽川合流点		S37. 3. 31 第 178 号の 3	
		同市同 31 番地の 4 地先				
8	付知川	中津川市付知町字猪谷 5279 番地の 2 地先	木曽川合流点	S51. 3. 31 県第 213 号	M37. 5. 25 第 162 号	
		同市同町同 5277 番地の 1 地先				
9	狩宿川	中津川市大字苗木字井汲 645 番の 3 地 先	付知川合流点		T9. 1. 21 第 17 号	
		同市大字同字同 644 番地の 1 地先				
10	麦搗川	中津川市大字苗木字沼 2219 番地の 6 地先	狩宿川合流点		T9. 1. 21 第 17 号	
		同市大字同字同 2219 番地の 1 地先				
11	中津川	中津川市阿木字丸山 7986 番 1 地先	木曽川合流点		T9. 1. 21 第 17 号	
		同市中津川 4062 番 1 地先				

出典) 河川調書 (平成 26 年 7 月 1 日現在岐阜県)

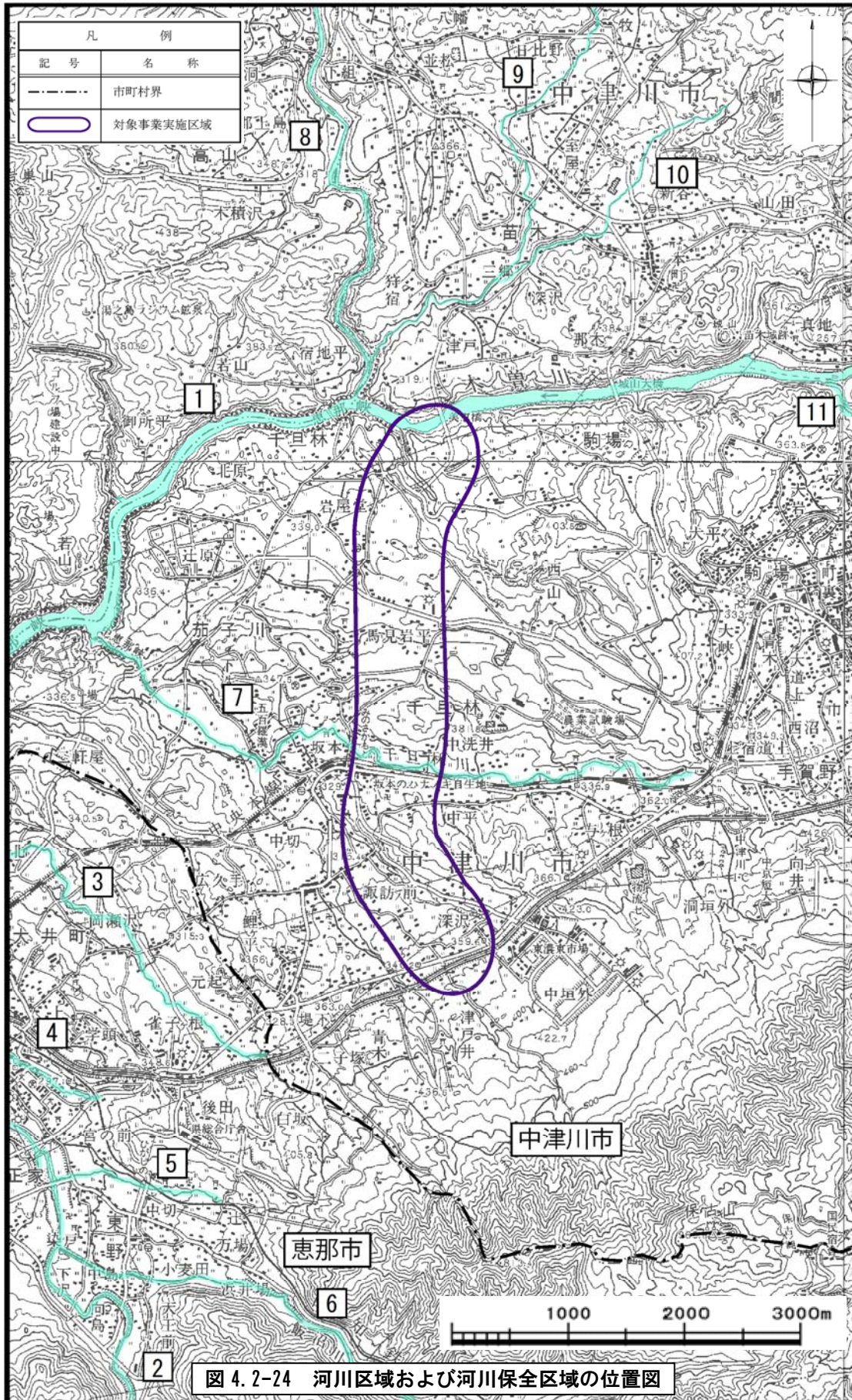


図 4.2-24 河川区域および河川保全区域の位置図

8. その他の事項

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第五条の五の規定により、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本方針」（国の基本方針）に即して策定された「第2次岐阜県廃棄物処理計画」があります。

岐阜県では、平成14年10月に「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、平成19年度には計画の見直しを行い、不法投棄などの不適正処理や地球環境問題などの課題の解決を図る必要があるとして、県民、事業者及び行政がそれぞれ適切な役割分担のもとで、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として策定された計画です。計画期間は平成24年～平成33年としています。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設廃棄物の分別と再資源化を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成十二年 法律第百四号）（以下、「建設リサイクル法」といいます。）が定められ、発注者、元請け業者等に建設リサイクルへの取り組みの義務付け等がなされています。

岐阜県では、建設リサイクル法第四条の規定に基づき、国が定めた基本方針に即して「岐阜県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年策定）が策定され、特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標に向けた取り組みが示されています。特に、県事業においては、国等による「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）（平成十二年 法律第百号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取り組みの先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られたものの利用を優先しています。

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

東濃圏域における産業廃棄物処理施設は、表 4.2-35 に示すとおりであり、中津川市には中間処理施設が 14 箇所、対象道路事業実施区域及びその周辺に、現在、稼動している最終処分施設が 4 箇所存在します。

表 4.2-35 産業廃棄物処理施設（東濃圏域）

市町村名		中間処理施設									最終 処分 施設 (埋立)
		混合 乾燥 分離	破碎 圧縮 選別	焼却	中和 生物 処理	溶解	肥料化	再生 再利用	その他	合計	
東 濃 圏 域	瑞浪市	0	4	0	0	0	1	0	0	5	3
	恵那市	0	14	0	0	1	2	0	3	20	2
	多治見市	0	9	0	0	0	0	0	6	15	4
	中津川市	0	12	1	0	0	1	0	1	15	4
	土岐市	0	9	0	0	0	0	0	9	18	1

出典) 岐阜県 産業廃棄物処分業者一覧 2017 年 1 月 1 日現在